

丹波市高齢者保健福祉計画

・第8期介護保険事業計画

(2021年度～2023年度)



2021(令和3)年3月
兵庫県 丹波市



『 みんなで支えあい
丸ごとつながるまち たんば 』

丹波市は、誕生から17年が経過し、誕生時25%であった本市の高齢化率は35%を超え、生産年齢人口の減少からも確実に高齢化が進むと予想されています。

少子高齢化、人口減少が加速する中、また新型コロナウイルス感染症等の影響下において、「子どもたちに帰ってこいよと言えるまちづくり」のため、市民が誇りを持ち、医療・福祉サービスを利用しながら安心して住み続けることができる地域づくりが必要です。

そのような中、介護保険制度の役割はますます重要度を増し、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた中長期的な視点での取り組みが求められています。

市では、「丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の基本理念に「みんなで支えあい 丸ごとつながるまち たんば」を掲げ、介護予防・重度化防止に取り組むとともに、地域共生社会の実現を目指した市民が丸ごとつながる地域づくりを推進してまいります。

また、介護が必要となっても住み慣れた地域での安心安全な生活のため、認知症施策、医療と介護の連携の施策を推進するとともに、必要な方に必要なサービスを提供し続けることができるよう持続可能な介護保険事業の運営を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり熱心なご審議をたまわりました丹波市介護保険事業運営協議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さま、関係団体の方々に、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

丹波市長 **林 時彦**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法令の根拠	2
(2) 他の計画等との関係	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
(1) 丹波市介護保険事業運営協議会の開催	3
(2) アンケート調査の実施	3
(3) パブリックコメントの実施	3
5 計画の推進体制	4
(1) 計画の進行管理	4
(2) 連携体制の強化	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	6
1 高齢者などの推移	6
(1) 総人口の推移	6
(2) 総人口の推計	7
(3) 要支援・要介護認定者数の推移	8
(4) 要支援・要介護認定者数の推計	10
(5) 認知症高齢者の状況	11
2 介護保険サービスの利用状況	12
3 高齢者施策等の実施状況	17
(1) 基本目標1「介護予防」に対する取り組み	17
(2) 基本目標2「地域生活支援」に対する取り組み	20
(3) 基本目標3「在宅医療と介護連携」に対する取り組み	25
(4) 基本目標4「介護サービス整備」に対する取り組み	27
(5) 基本目標5「介護保険適正化」に対する取り組み	29
4 各種調査の結果	31
(1) 基礎調査	31
(2) 在宅介護実態調査	41
(3) 介護サービス提供事業者実態把握調査	46
5 高齢者の現状からみえる課題	50

第3章 計画の基本的な考え方	53
1 計画の基本理念	53
2 計画の基本目標	54
3 計画の体系	56
4 日常生活圏域	58
(1) 日常生活圏域の設定	58
(2) 日常生活圏域の現状	59
第4章 基本目標達成に向けた分野別の取り組み	60
基本目標1 自立支援・介護予防・重度化防止の推進	60
(1) 一般介護予防事業の推進	60
(2) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	65
基本目標2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進	69
(1) 地域共生社会の実現に向けた整備	69
(2) 生活支援体制の整備	72
(3) 高齢者虐待の防止、権利擁護の推進	74
(4) 高齢者福祉サービスの推進	76
(5) 高齢者の住まいの安定的な確保	80
(6) 地域包括支援センターの機能強化	82
(7) 医療と介護の連携	84
(8) 危機管理体制の強化	85
(9) 生きがい創造の支援	87
基本目標3 認知症施策の推進	91
(1) 普及啓発・本人発信支援	91
(2) 予防	92
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	93
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	95
(5) 研究開発・産業促進・国際展開	96
(6) 地域の見守り体制の充実	97
基本目標4 介護サービス整備	98
(1) 介護保険サービスの充実	98
(2) 地域支援事業の充実	104
基本目標5 介護保険適正化	108
(1) 適正な要介護認定の確保	108
(2) 介護サービスの質の向上	109
(3) 介護給付の適正化	113
(4) 情報提供の推進	116
(5) 低所得者等に配慮した負担の軽減	116

第5章 介護給付費・予防給付費及び保険料	118
1 介護保険サービス等の見込み	118
(1) 居宅サービス/介護予防サービス	118
(2) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス	120
(3) サービス施設サービス	121
2 介護保険サービス給付費の見込み	122
(1) 介護給付費及び予防給付費の見込み	122
(2) 標準給付費の見込み	124
(3) 地域支援事業費の見込み	125
3 第1号被保険者の保険料	126
(1) 財源構成	126
(2) 保険料算定にあたり留意すべき事項	127
(3) 保険料算定の基本的な考え方	127
(4) 所得段階別加入割合補正後被保険者数の見込み	128
(5) 第1号被保険者保険料(基準額)の算定	129
第6章 資料編	132
1 丹波市介護保険事業運営協議会規則	132
2 丹波市介護保険事業運営協議会委員名簿	134
3 丹波市介護保険事業運営協議会 開催日程	135
4 丹波市介護保険サービス事業所一覧	136
(1) 居宅サービス	136
(2) 施設サービス	141
5 介護保険サービスの種類	143
6 用語解説	146



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の総人口は、2019(令和元)年10月1日現在、1億2,617万人となっており、65歳以上の高齢者人口は3,589万人となり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）も28.4%となっています。

高齢者人口は、2042(令和24)年にピークを迎えるとされる中、2025(令和7)年以降は「高齢者の急増」から「現役世代人口の急減」に局面が変化すると見込まれており、社会活力を維持・向上するためには、現役世代人口が急減する中で、高齢者をはじめとする多様な就労・社会参加を促進するための「健康寿命の延伸」や労働力が減少する中での「医療・介護サービスの確保」が求められています。

そういった状況を受けて、丹波市（以下「本市」という。）では、「丹波市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定し、住み慣れた地域で安心して継続して日常生活が送れるよう、高齢者の生活を支援するための地域一体となった体制づくりを進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中核となる地域包括支援センターの機能強化等を図ってきました。

また、国においては、地域共生社会の実現を図るため、2020(令和2)年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等が実施されます。

以上のような動向を踏まえながら、第7期計画の取り組みを継承しつつ、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる環境を実現するために、「丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

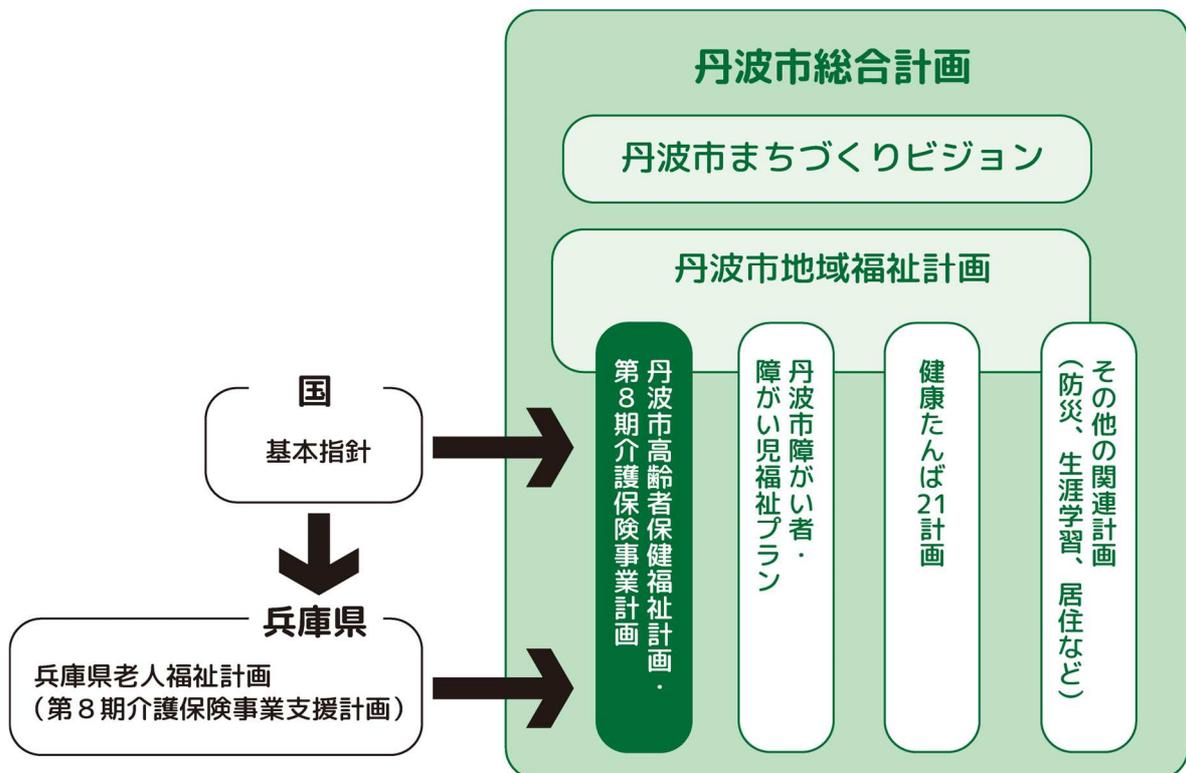
(1) 法令の根拠

本計画は、高齢者全体に関わる施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業の推進方針やサービス見込量、第1号被保険者保険料などについて定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定される「市町村老人福祉計画」に、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に定められている「市町村介護保険事業計画」に、それぞれ位置づけられます。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、「丹波市総合計画」、「丹波市まちづくりビジョン」、「丹波市地域福祉計画」を上位計画とし、「丹波市障がい者・障がい児福祉プラン」、「健康たんば21計画」、その他の関連する計画と整合性を図るとともに、国の「基本指針」や兵庫県において同時並行で策定される「兵庫県老人福祉計画（第8期介護保険事業支援計画）」に即して定めたものです。



3 計画の期間

本計画は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間の期間として策定します。
なお、2023(令和5)年度には、次期(9期)計画の策定を行います。



4 計画の策定体制

(1) 丹波市介護保険事業運営協議会の開催

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉や介護保険に関する施策について審議するため、市民の代表者や有識者、関係者等で構成される「丹波市介護保険事業運営協議会」において計画内容に係る検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、高齢者の生活状況や要介護状態につながるおそれのある高齢者の割合などを把握するための「基礎調査」や、要介護者の在宅生活の継続と介護離職防止に向けた介護サービスの在り方を検討するための「在宅介護実態調査」、介護サービス提供事業者の運営上の課題や市の介護保険事業等に対する意見を把握するための「介護サービス提供事業者実態把握調査」を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する意見を市民に広く募集するため、2020(令和2)年12月25日から2021(令和3)年1月25日までの期間でパブリックコメントを実施し、市民の意見・提言を計画に反映することに努めました。

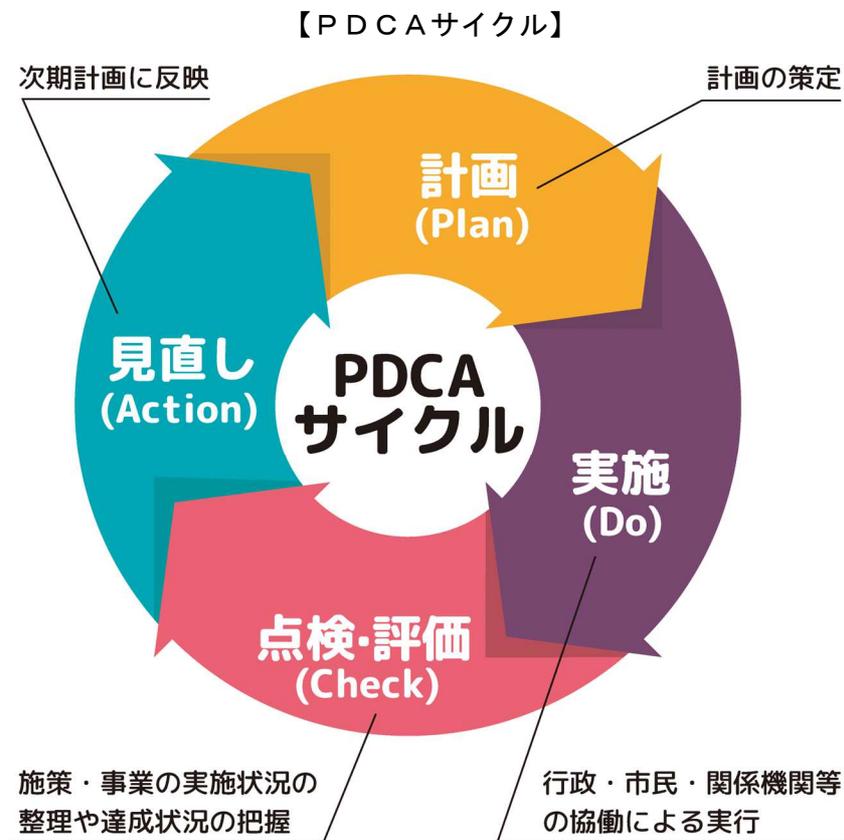
5 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

本計画に掲げた目標の達成や各施策の実現のため、PDCAサイクルに基づき進捗状況の把握・点検を行い、計画の推進に努めます。

また、年度ごとに介護保険事業や各種高齢者保健福祉事業の進捗状況、地域包括支援センターの運営状況等を「丹波市介護保険事業運営協議会」に報告し、その評価に基づき内容の充実と効果的な事業展開を図ります。

なお、計画策定後、社会・経済情勢や国・県の動向に変化などがあった場合は、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。



(2) 連携体制の強化

①行政内部における関係部署との連携

本計画の推進にあたっては、計画を主管する健康福祉部だけでなく、庁内の関係部署が連携し、施策・事業を展開していく必要があります。

そのためにも、地域福祉をはじめ、健康づくり、生涯学習、防災、交通、住宅政策などの関係部署間の連携強化を進め、情報共有や施策・事業の調整を行います。

②関係機関・団体や民間事業者等との連携

本計画は、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で高齢者を支援できる体制づくりを進める計画となります。

そのためにも、市はもとより、関係団体・機関や民間事業者など的高齢者を支援する各主体の役割分担を明確にしつつ、各主体間の連携強化を進めます。

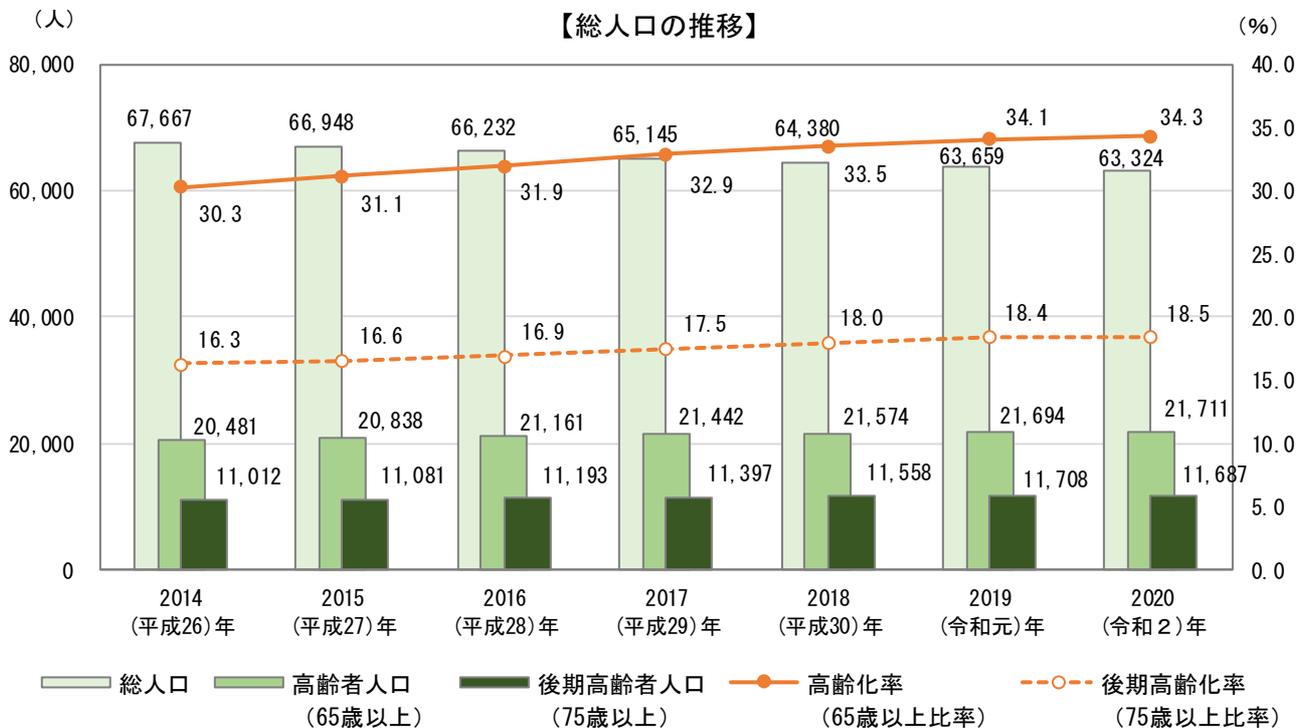


高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者などの推移

(1) 総人口の推移

総人口は減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しており、2020(令和2)年9月末現在、高齢者人口(65歳以上)は21,711人、後期高齢者人口(75歳以上)は11,687人で、高齢化率(65歳以上比率)は34.3%、後期高齢化率(75歳以上比率)は18.5%となっています。

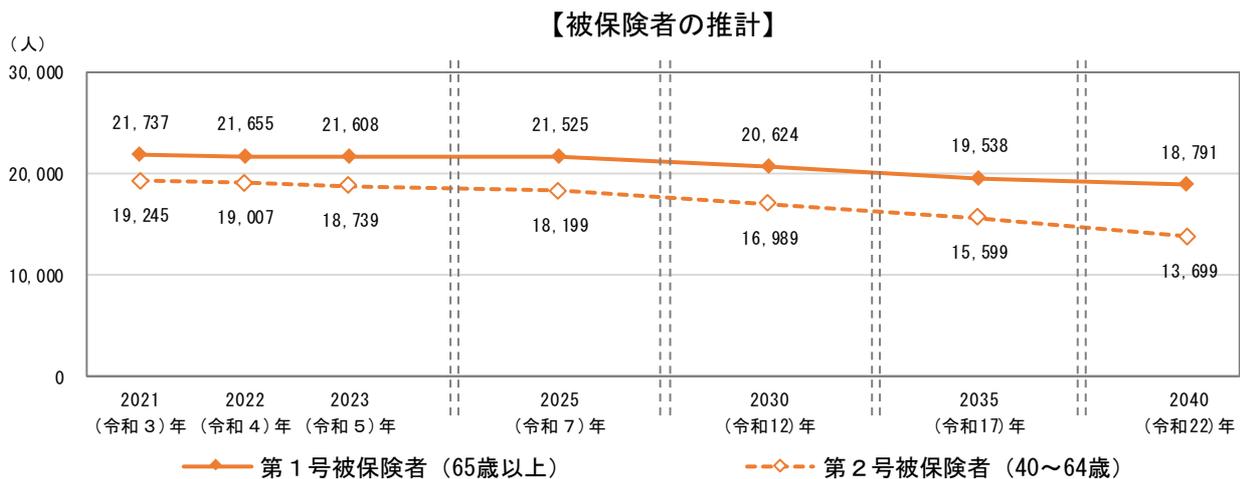
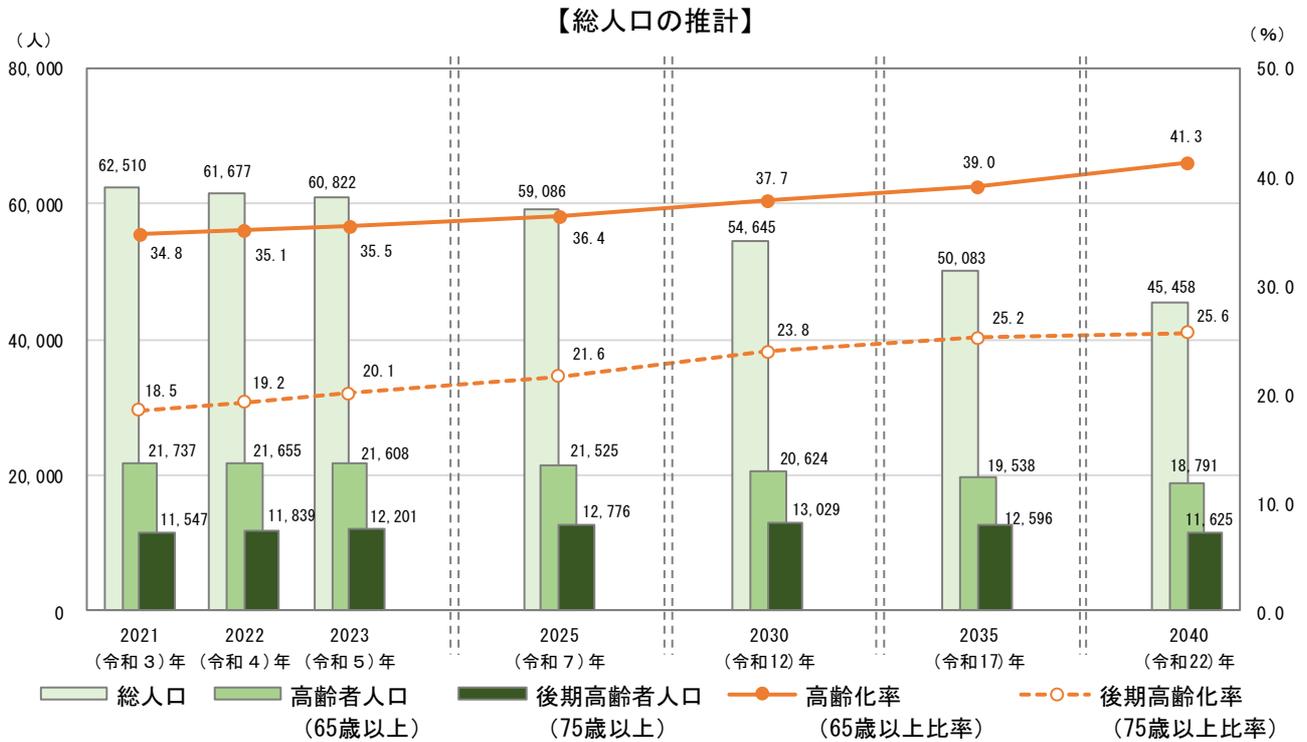


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 総人口の推計

総人口は今後も減少を続け、2023(令和5)年には60,822人になると予想されます。

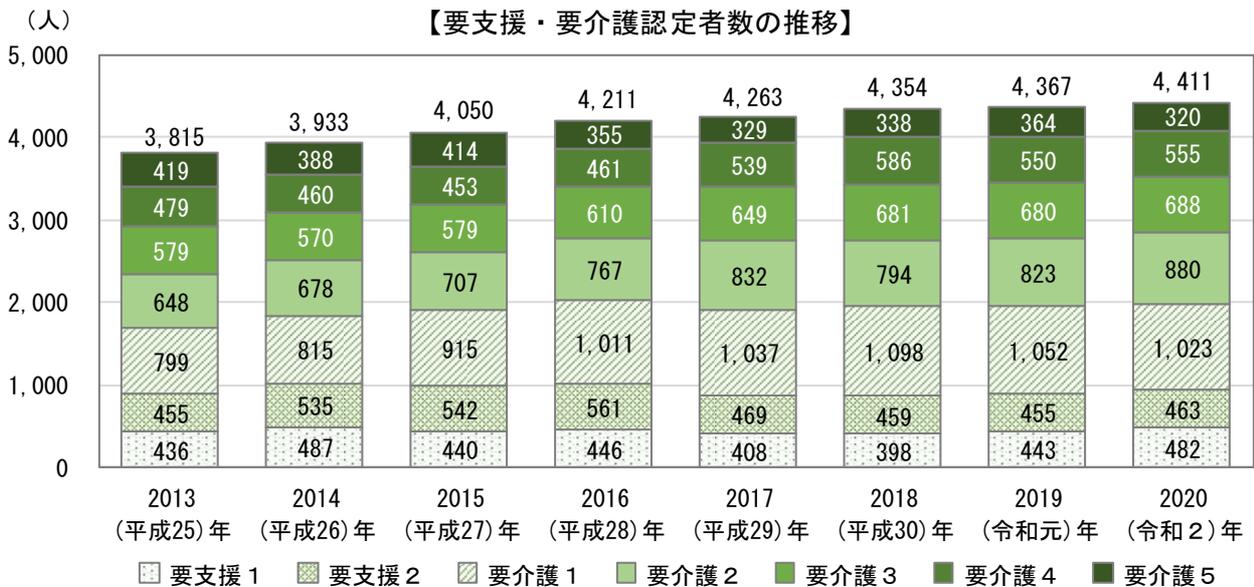
一方で、高齢化率及び後期高齢化率は年々上昇し、2023(令和5)年には高齢化率35.5%・後期高齢化率20.1%になると予想されます。



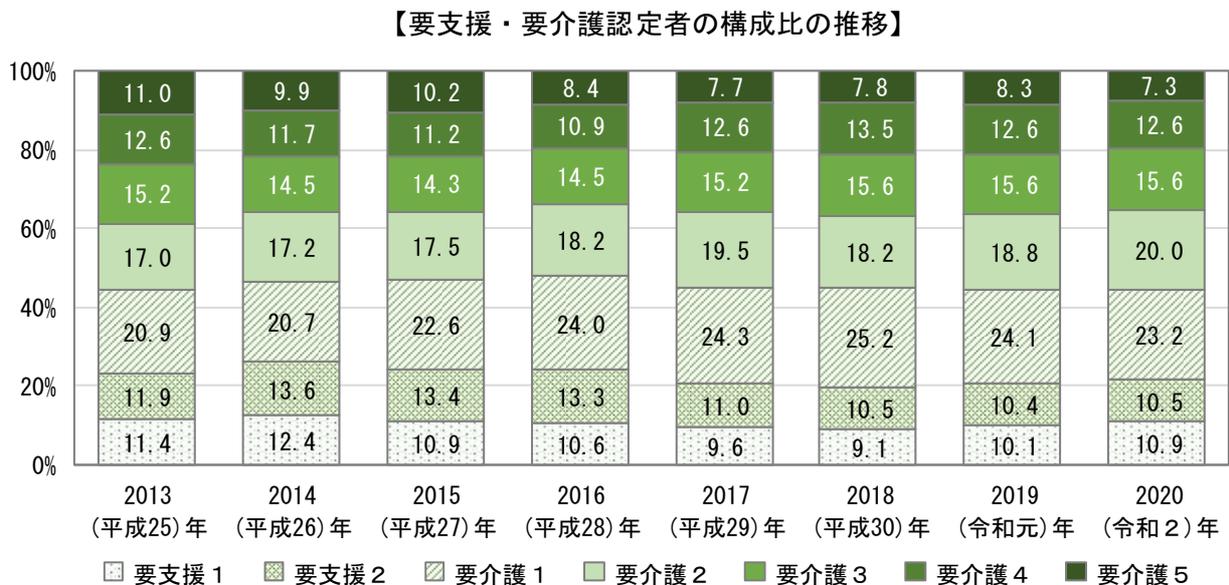
※コーホート変化率法（同じ年または同じ期間に生まれた人の集団について、過去の実績人口の動きから変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）にて算出した。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は、2020(令和2)年までは増加傾向で推移しており、2020(令和2)年9月末時点で、軽度認定者（要支援1・2及び要介護1）が1,968人（44.6%）、中度認定者（要介護2・3）が1,568人（35.6%）、重度認定者（要介護4・5）が875人（19.8%）となっています。



資料：介護保険事業報告（各年9月分）

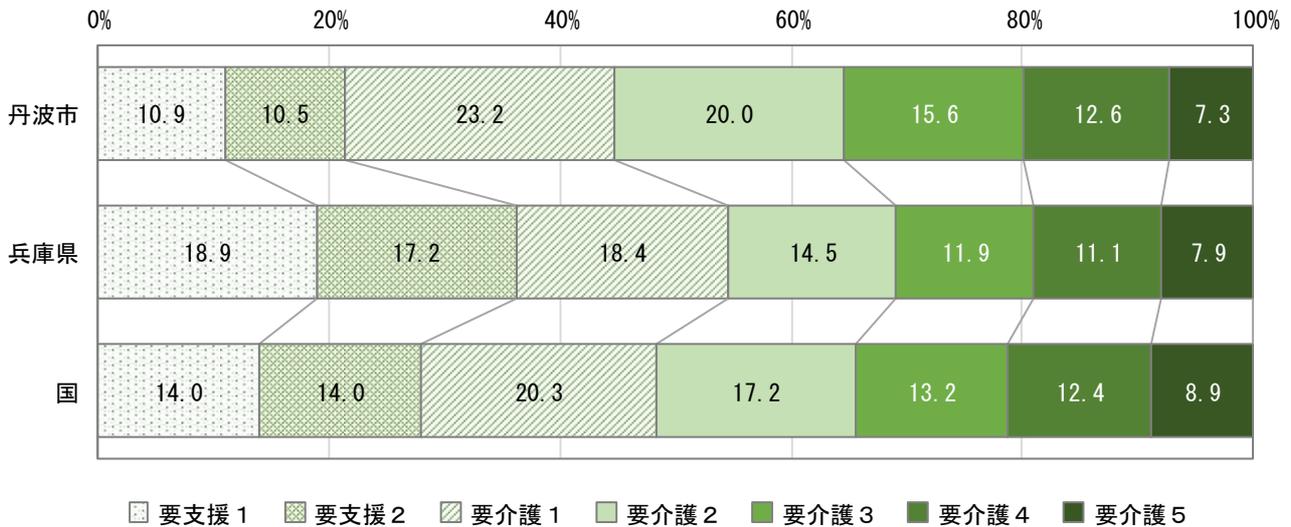


資料：介護保険事業報告（各年9月分）

要支援・要介護認定者の構成比を兵庫県及び国と比較すると、兵庫県及び国に比べて、軽度認定者（要支援1・2及び要介護1）の構成比が低くなっています。

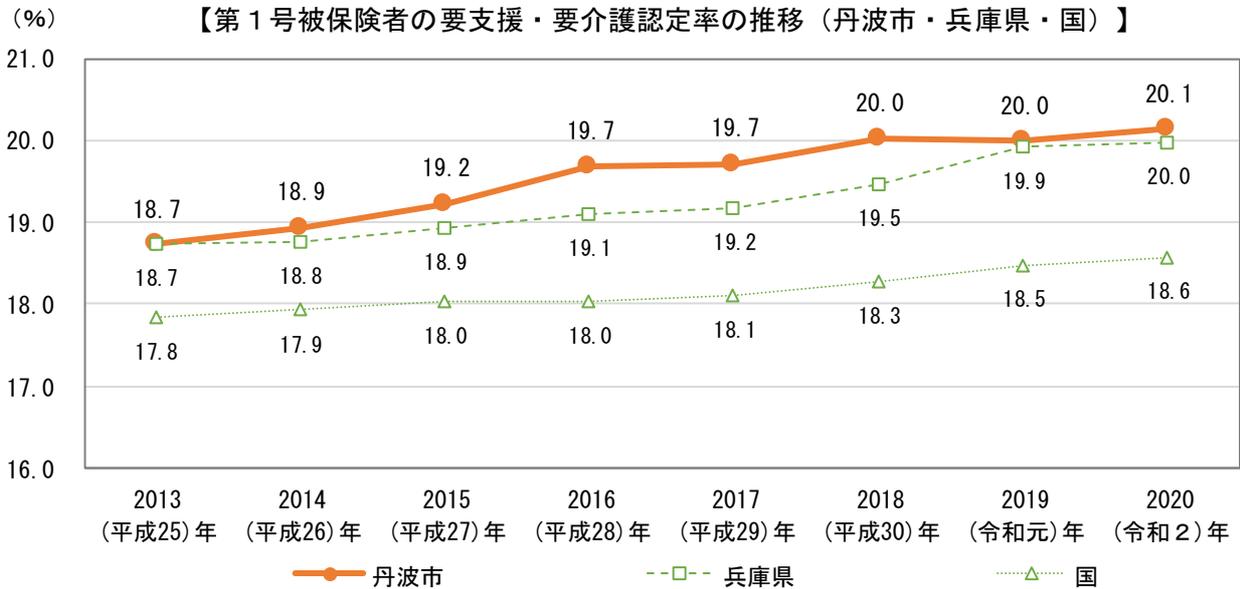
また、第1号被保険者の要支援・要介護認定率を兵庫県及び国と比較すると、2018(平成30)年までは兵庫県及び国よりも上回った数値で推移していましたが、2020(令和2)年は兵庫県とほぼ同じ数値となっています。

【要支援・要介護認定者の構成比（丹波市・兵庫県・国）】



資料：介護保険事業報告（2020(令和2)年9月分）

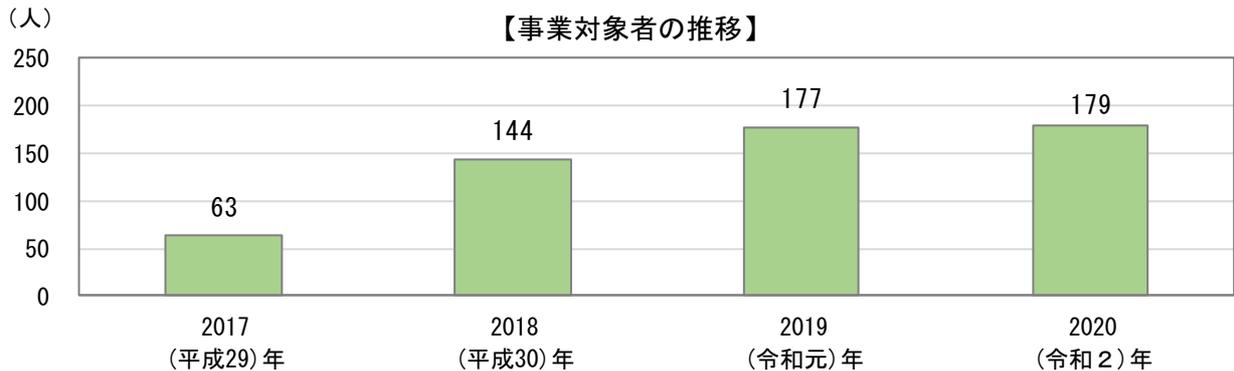
【第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移（丹波市・兵庫県・国）】



資料：介護保険事業報告（各年9月分）

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるように、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態にならないように予防することが大切です。その取り組みとして、介護保険制度に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設されました。本市では、2017(平成29)年4月1日からスタートしました。

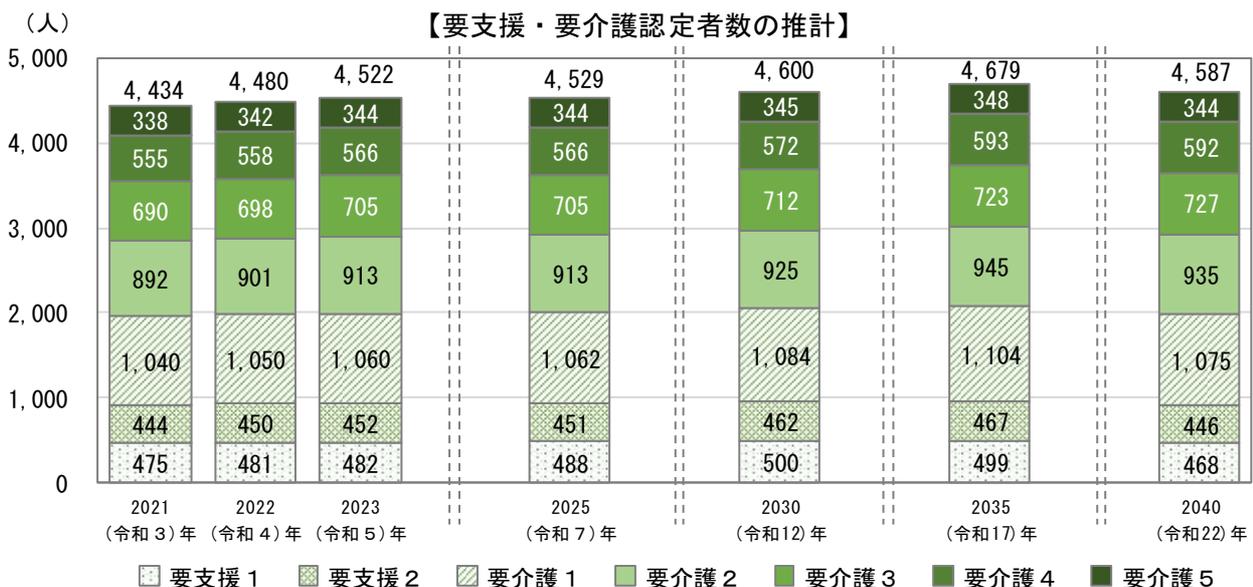
総合事業の対象者は増加傾向で、2020(令和2)年9月末時点で179人となっています。



資料：介護保険課調べ（各年9月末時点）

（４）要支援・要介護認定者数の推計

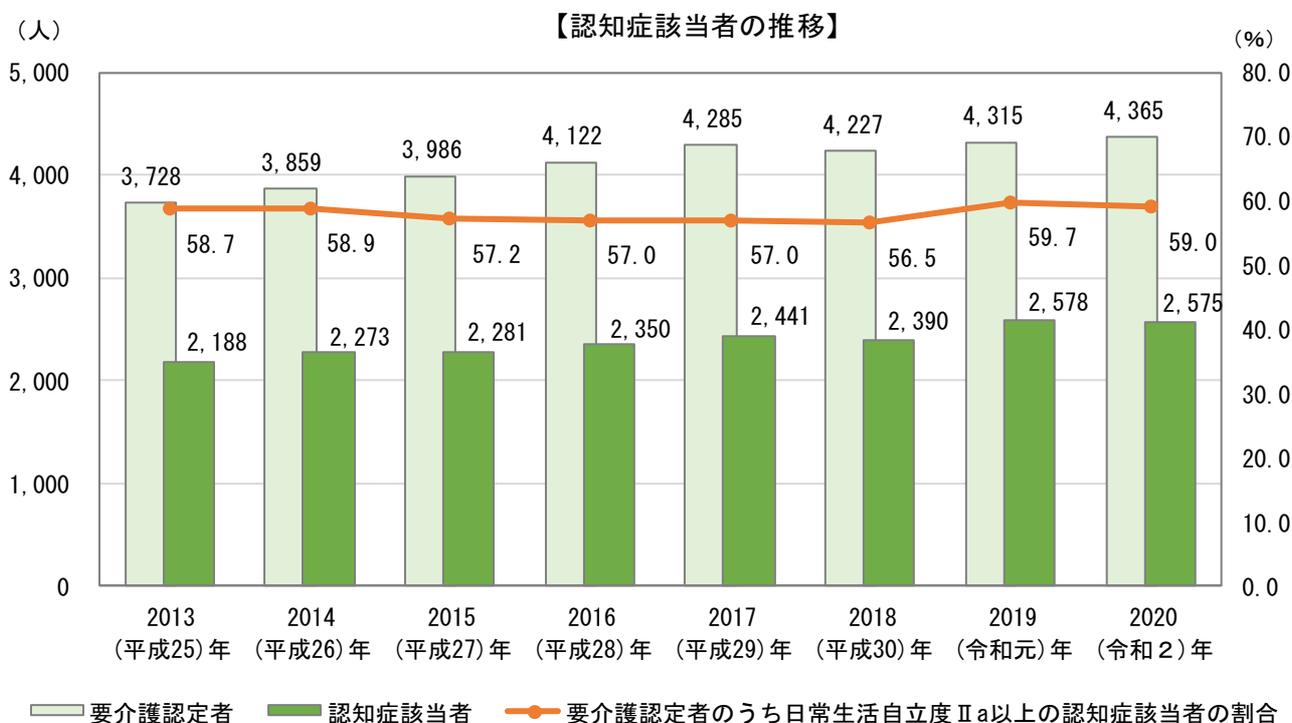
要支援・要介護認定者（第2号被保険者を含む）は増加傾向にあり、2023(令和5)年には4,522人（要支援1：482人、要支援2：452人、要介護1：1,060人、要介護2：913人、要介護3：705人、要介護4：566人、要介護5：344人）になると予測されます。



※被保険者人口の推計結果と性・年齢区分別の認定率を踏まえて推計した。

(5) 認知症高齢者の状況

要介護認定者数の増加に伴い、認知症該当者も増加傾向にあります。要介護認定者のうち日常生活自立度Ⅱa以上の認知症該当者の割合は、約6割を占める状態で推移しています。



※認知症該当者：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人数で、要介護認定における主治医意見書欄からの集計値

※各年3月末時点

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上

認知症高齢者の日常生活自立度とは、日常生活をどの程度自立して送ることができるかによって、認知症の程度を測る指標です。

日常生活自立度Ⅱaとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態を指し、日常生活自立度Ⅲ以上では、何らかの介護・支援が必要となってきます。

2 介護保険サービスの利用状況

第7期計画のうち、2018(平成30)年度及び2019(令和元)年度におけるサービス区分ごとの給付実績額と計画値に対する状況は次のとおりです。

(単位：千円)

介護給付費	2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
	見込量	実績量	見込比	見込量	実績量	見込比
居宅サービス						
訪問介護	364,341	352,698	96.8%	400,775	342,046	85.3%
訪問入浴介護	20,352	21,147	103.9%	20,454	19,354	94.6%
訪問看護	125,780	118,136	93.9%	129,554	115,593	89.2%
訪問リハビリテーション	12,395	16,860	136.0%	12,890	24,659	191.3%
居宅療養管理指導	14,347	15,630	108.9%	15,495	15,690	101.3%
通所介護	584,837	586,329	100.3%	588,931	547,040	92.9%
通所リハビリテーション	230,582	189,712	82.3%	237,500	191,602	80.7%
短期入所生活介護	400,480	353,134	88.2%	416,499	352,184	84.6%
短期入所療養介護	60,450	64,209	106.2%	70,122	66,039	94.2%
特定施設入居者生活介護	68,034	101,651	149.4%	73,476	112,903	153.7%
福祉用具貸与	209,207	200,059	95.6%	225,902	211,935	93.8%
特定福祉用具販売	4,698	6,856	145.9%	4,181	6,819	163.1%
住宅改修	21,980	19,859	90.4%	19,343	20,091	103.9%
居宅介護支援	353,043	356,160	100.9%	367,165	357,808	97.5%
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,416	0	0.0%	12,364	3,083	24.9%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	667,391	699,952	104.9%	730,794	789,776	108.1%
認知症対応型通所介護	112,911	88,404	78.3%	115,620	80,853	69.9%
小規模多機能型居宅介護	241,310	197,203	81.7%	247,583	210,282	84.9%
認知症対応型共同生活介護	205,049	208,350	101.6%	205,049	210,744	102.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	52,696	0	0.0%	52,696	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	96,037	97,796	101.8%	96,037	95,740	99.7%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
施設サービス						
介護老人福祉施設	1,435,770	1,463,620	101.9%	1,450,128	1,459,329	100.6%
介護老人保健施設	584,940	581,550	99.4%	602,488	607,275	100.8%
介護医療院	0	0	-	0	311	-
介護療養型医療施設	22,647	10,686	47.2%	21,515	8,963	41.7%
合計	5,893,693	5,750,001	97.6%	6,116,561	5,850,119	95.6%

(単位：千円)

介護予防給付費	2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
	見込量	実績量	見込比	見込量	実績量	見込比
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	9	-
介護予防訪問看護	8,092	6,541	80.8%	8,133	7,728	95.0%
介護予防訪問リハビリテーション	3,246	1,492	46.0%	3,570	1,426	39.9%
介護予防居宅療養管理指導	1,373	1,244	90.6%	2,472	1,148	46.4%
介護予防通所リハビリテーション	46,028	29,873	64.9%	67,201	28,866	43.0%
介護予防短期入所生活介護	786	295	37.5%	810	681	84.1%
介護予防短期入所療養介護	46	64	139.1%	46	432	939.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	615	5,533	899.7%	614	5,515	898.2%
介護予防福祉用具貸与	26,926	27,063	100.5%	26,979	28,342	105.1%
介護予防特定福祉用具販売	1,040	1,410	135.6%	884	1,395	157.8%
介護予防住宅改修	6,107	8,399	137.5%	4,763	8,882	186.5%
介護予防支援	26,141	19,801	75.7%	21,854	21,203	97.0%
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	1,595	1,456	91.3%	1,595	517	32.4%
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,668	6,379	239.1%	2,670	6,990	261.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	913	-
合計	124,663	109,550	87.9%	141,591	114,047	80.5%

(単位：千円)

介護給付費＋介護予防給付費	2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
	見込量	実績量	見込比	見込量	実績量	見込比
居宅サービス	2,590,926	2,504,155	96.7%	2,719,613	2,489,390	91.5%
地域密着型サービス	1,384,073	1,299,540	93.9%	1,464,408	1,398,898	95.5%
施設サービス	2,043,357	2,055,856	100.6%	2,074,131	2,075,878	100.1%
合計	6,018,356	5,874,664	97.6%	6,258,152	5,991,710	95.7%

介護給付費全体（予防も含む）の見込比は、2018(平成30)年度が97.6%、2019(令和元)年度が95.7%で、計画値を下回っています。居宅サービス及び地域密着型サービスが計画値を下回っているためですが、特に介護予防給付費が計画値を大きく下回っていることが大きな要因となっています。

【居宅サービス】

訪問系サービスは、介護人材の不足や通所系サービス利用の増加等のため計画値を下回っています。通所リハビリテーションは事業所の立地等により利用が増加しなかったため計画値を下回っています。訪問リハビリテーションはみなし指定事業所の増加により、また特定入所者生活介護は、地域密着型特定入所者生活介護の指定予定からの変更により増加しています。

第6期計画まで減少傾向であった福祉用具販売及び住宅改修は、増加しています。

【地域密着型サービス】

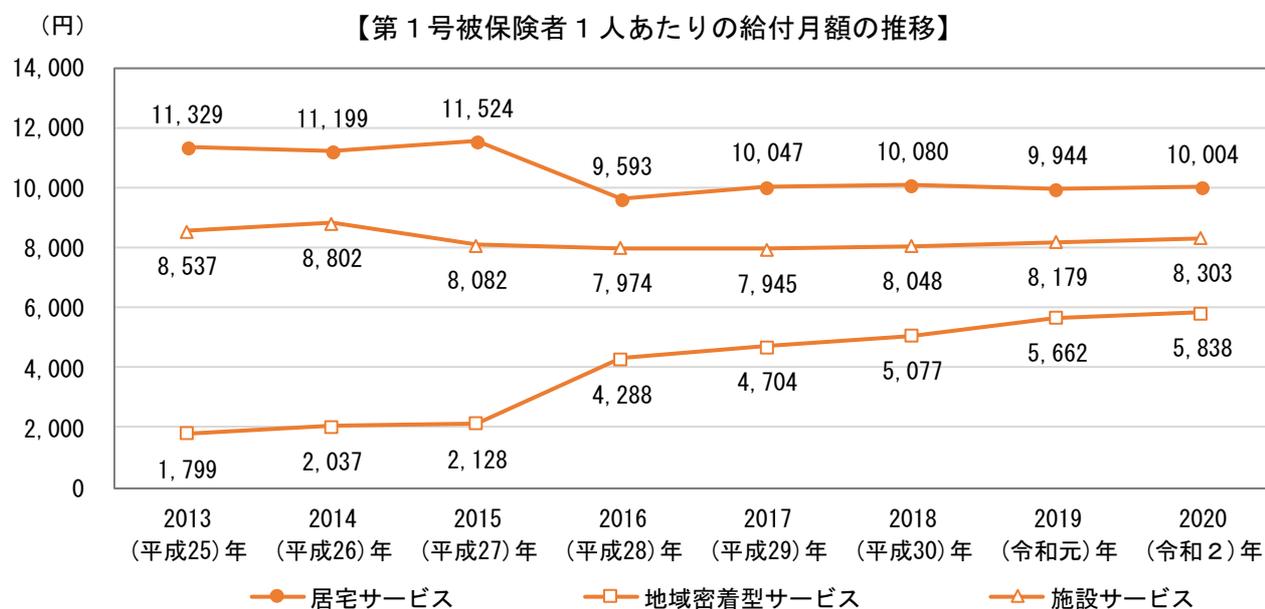
定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、第7期計画で初めて市が整備しましたが利用者が計画値まで増加していません。また認知症対応型通所介護は、事業所の休止・廃止により利用者が減少し計画値を下回りました。

【施設サービス】

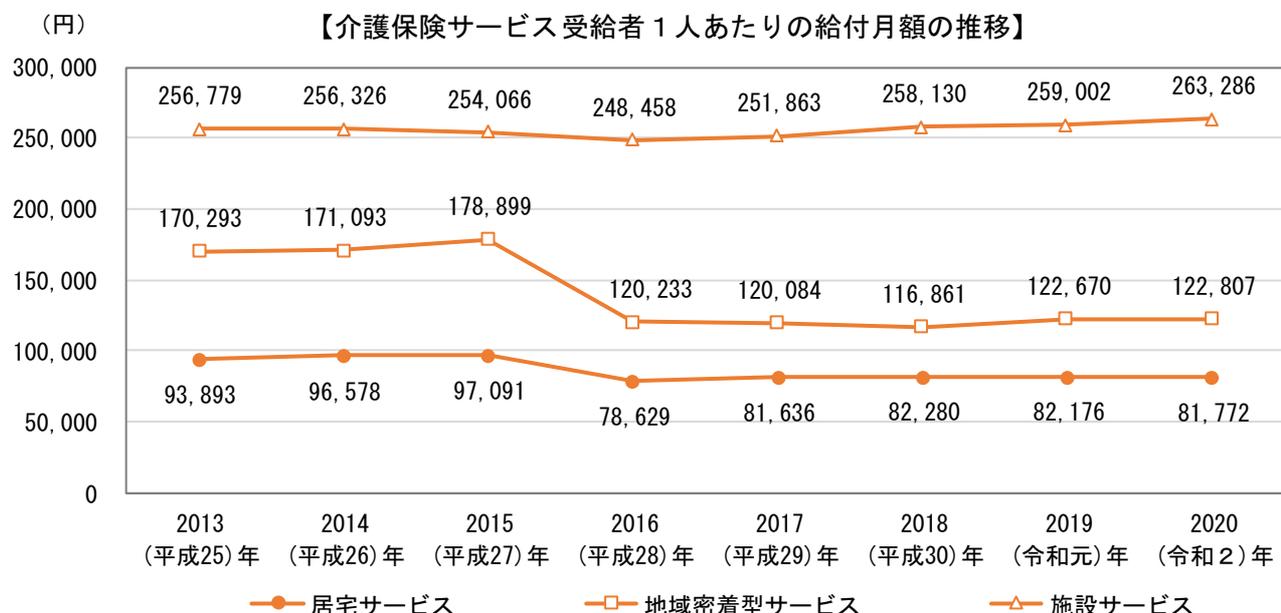
2023(令和5)年度末に廃止予定の介護療養型医療施設に代わる介護医療院は2018(平成30)年度から創設されていますが、両サービスは市内には指定事業所は無く、市外事業所の利用です。

第1号被保険者1人あたりの給付月額を兵庫県及び国と比較すると、2016(平成28)年以降、兵庫県及び国を上回った数値で推移しています。

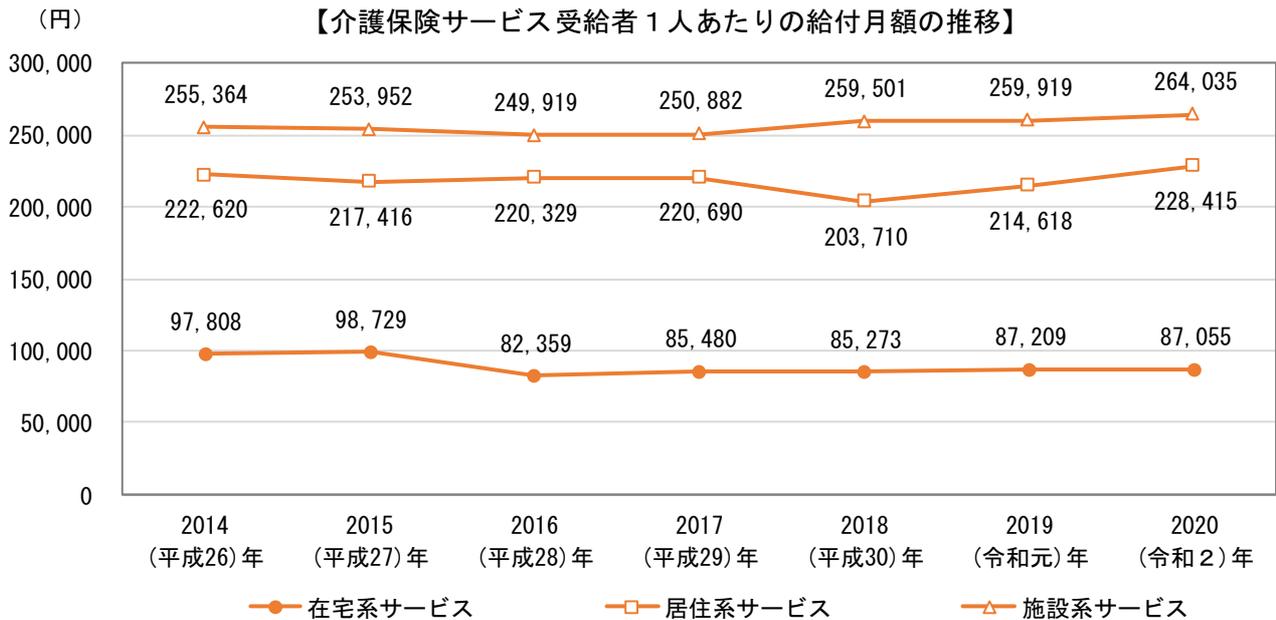
また、居宅サービス及び施設サービスは横ばいで推移していますが、地域密着型サービスの給付額が高くなっていることが要因となっています。



資料：介護保険事業報告（各年9月分）



資料：介護保険事業報告（各年9月分）

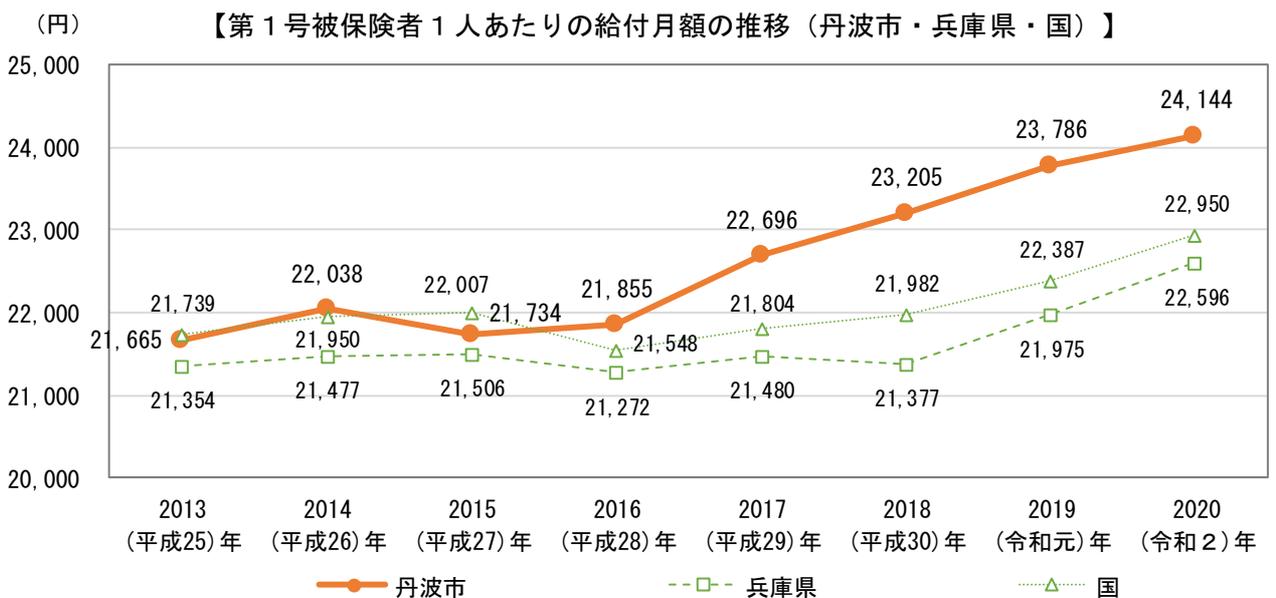


資料：介護保険事業報告（各年9月分）〈2013(平成25)年はサービス別のデータなし〉

※「在宅系サービス」とは、「居宅サービス」と「地域密着型サービス」から、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を除いたサービスのこと。

※「居宅系サービス」とは、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」を合わせたサービスのこと。

※「施設系サービス」とは、「施設サービス」に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を加えたサービスのこと。



資料：介護保険事業報告（各年9月分）

3 高齢者施策等の実施状況

(1) 基本目標1「介護予防」に対する取り組み

① 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

在宅介護支援センターによる訪問及び地域包括支援センターの総合相談事業及び関係機関からの情報提供により支援が必要な高齢者の把握を行いました。

介護予防出前講座では、フレイル予防に重点を置き、低栄養予防、口腔機能の維持、筋力の維持向上に向けた内容で実施しました。

いきいき百歳体操の地域展開については、2019(令和元)年度12月定点調査で、65歳以上人口の9.4%の参加率で順調に展開しています。一方、いきいき百歳体操サポーター登録者数は57人と横ばい状態です。

■ 介護予防普及啓発事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
介護予防出前講座	開催回数	112	118	97	79	77
	延参加人数	3,084	2,751	2,225	1,701	1,895

■ 通所型介護予防事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
生きがいデイサービス	延参加人数	9,838	9,245	6,573	3,816	—

※2018(平成30)年度で事業終了

■ 地域介護予防活動支援事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
いきいき百歳体操の地域展開	実施箇所数	14	47	84	116	150
いきいき百歳体操サポーター養成	講座終了者数	31	34	42	21	23
	登録者数	-	-	33	57	57
元気アップ広場の開催	延参加人数	-	-	2,489	2,776	2,114

※いきいき百歳体操実施箇所数：2017(令和29)年度以降は、12月を定点とする調査時の団体数を掲載

※元気アップ広場延参加人数：参加者の延人数を掲載（要支援等以外を含む）

②健康づくりと生活習慣病予防の推進

「栄養・食生活」では、働き盛り世代には「メタボ予防」、高齢世代ではフレイル予防のための「低栄養予防」と、年代により意識を変える啓発が重要です。

「身体活動・運動」では、2019(令和元)年7月の丹波市健康センターミルネの開設に伴い、健康増進事業の充実を目指し、運動教室の拡充を行いました。

■栄養・食生活

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
栄養教室	開催回数	34	41	49	32	34
	延参加人数	1,000	938	1,364	1,364	1,052

■身体活動・運動

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
運動教室	開催回数	93	81	34	30	66
	延参加人数	1,241	1,208	963	876	1,033

■こころの健康

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
こころの体温計 アクセス数	丹波市民	9,909	10,262	9,509	10,383	9,413
	市民外	4,397	2,781	3,128	3,021	3,218

■タバコ

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
防煙教室	開催回数	19	16	20	18	19
	延参加人数	787	734	830	695	816

③生きがい創造の支援

嗜好の多様化や役員のなり手不足等により市の連合会組織に加盟している老人クラブ数及び会員数は減少傾向にあります。また、ボランティア活動者の減少も課題となっています。

■高齢者の交流・生きがいづくり支援

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
ふれあい・いきいきサロン (市社会福祉協議会)	実施団体数	162	179	211	226	236
	延べ実施回数	1,376	1,568	1,981	2,444	2,536

■長寿祝金の贈呈

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
長寿祝金の贈呈	対象者数	770	511	521	561	535
長寿祝金支給額	千円	8,460	5,570	5,570	6,010	5,970

■生涯学習の充実とスポーツ振興

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
TAMBA シニアカレッジ受講者数	人数	222	245	233	300	283

■老人クラブ活動の支援

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
老人クラブ数 (市老人クラブ連合会加盟)	団体数	120	106	103	71	58
老人クラブ会員数 (市老人クラブ連合会加盟)	人数	4,638	4,147	3,939	2,815	2,093
市老連に加盟しない老人クラブ数 (地域老人クラブ)	団体数	-	-	38	44	56
地域老人クラブ会員数	人数	-	-	1,267	1,478	2,016

■高齢者の社会参加とボランティア活動支援

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
ボランティア活動団体 (市社会福祉協議会)	登録団体数	115	111	126	124	123
ボランティア活動団体所属人数 (市社会福祉協議会)	人数	2,968	2,669	2,857	1,897	1,864

■高齢者の就労支援

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
シルバー人材センター会員	会員数	763	748	742	738	720

(2) 基本目標2「地域生活支援」に対する取り組み

① 日常生活の支援体制の整備

地域ニーズ把握や自助・互助による取り組みに対する検討を行う「支えあい推進会議」は14地区に設置されました。未設置地区に対しては、情報提供などの働きかけを行っています。

在宅生活を支援する介護用品給付事業及び配食サービスの利用者は、増加しています。

■ 地域支えあい推進員(生活支援コーディネーター)の配置

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
地域支えあい推進員(生活支援コーディネーター)の配置	人数	-	3	3	3	3

■ 支えあい推進会議

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
支えあい推進会議	設置地区数	-	3	8	11	14

■ 任意事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
家族介護継続支援事業/ 家族介護手当事業	手当件数	1	1	1	1	1
	手当金額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
家族介護継続支援事業/ 介護用品給付事業	給付者数	446	489	521	569	558
住宅改修理由書作成事務助 成金	件数	305	279	293	296	283
配食サービス	実利用者数	2,707	2,645	2,761	2,712	2,743
	延食数	32,236	33,189	33,990	33,799	33,315

② 認知症支援対策の推進

各地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員を配置しています。認知症の人やその家族への支援として定期的相談日や、認知症介護者のつどい「ほっと」を毎月開催しています。若年性認知症・家族の会「半歩の会」については、希望を聞きながら開催に向けた調整をしています。

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支える認知症サポーターは、延べ13,000人を超えています。

■ 早期発見と進行予防

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
もの忘れ医療相談	開催回数	9	10	8	4	8
	参加人数	30	19	11	5	15
認知症予防活動のボランティア に対するフォローアップ研修	参加人数	30	30	30	26	25
認知症地域支援推進員の配置	人数	1	1	3	4	4

■ 本人・家族支援

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
認知症介護者のつどい「ほっと」	開催回数	12	12	12	12	11
	参加人数	36	64	61	58	52
若年性認知症本人家族交流会 「半歩の会」	開催回数	2	1	0	0	0
	参加人数	3	0	0	0	0
認知症介護者相談	開催回数	6	6	6	5	3
	参加人数	14	11	10	10	8
介護者リフレッシュ教室	開催回数	1	1	1	1	2
	参加人数	9	11	8	27	18
認知症講演会	開催回数	1	1	1	0	0
	参加人数	157	250	145	0	0
認知症カフェ	設置数	1	1	1	1	4
	参加人数	19	45	60	48	406

■ 認知症に対する理解の促進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
認知症サポーター養成	サポーター数	755	1,351	914	799	598
キャラバンメイト養成	メイト数	8	20	10	8	3
キャラバンメイト連絡会	開催回数	4	4	4	4	2

③地域の見守り体制の充実

SOSシステムの登録申請を勧奨し、登録者にはQRコードを配布し、早期発見につながるよう展開しています。また、あんしん見守り隊の協定団体から連絡があれば、民生委員児童委員連合会、地域包括支援センターが自宅を訪問し、受診やサービス利用につながるよう支援しています。

■高齢者早期発見SOSシステムの利用促進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
高齢者早期発見SOSシステム	登録者数	6	3	9	21	16

■高齢者あんしん見守り隊の活動推進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
高齢者あんしん見守り隊	協定団体数	24	27	30	31	31

④高齢者虐待の防止、権利擁護の推進

養護者や養介護施設従事者による虐待防止への取り組みとして、専門職を対象とした高齢者虐待防止研修会や成年後見人との意見交換を目的とした権利擁護研修会を開催しています。

また、市内の司法書士や社会福祉士による権利擁護相談日を設け、概ね毎月相談に応じています。

■高齢者虐待防止の推進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
相談窓口の整備	包括及び在介	7	8	9	9	8
養介護施設従事者等による虐待防止への取り組みの推進	研修会開催回数	1	2	1	0	2

■成年後見制度の普及と活用

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
高齢者権利擁護相談日	開催日数	9	11	12	10	10
	相談者数	45	52	61	57	35
成年後見制度利用支援事業 (市長申立)	件数	1	5	3	2	1
成年後見制度利用支援事業 (報酬補助件数)	件数	4	2	4	7	6

⑤高齢者福祉サービスの推進

高齢者の外出機会と社会参加を図り、閉じこもりや心身機能低下等の予防のためタクシー券・バスカード交付事業を実施しています。要介護者、障がい者に対しては、日常生活及び社会生活を支援し、在宅福祉の向上を図ることを目的としておでかけサポート事業を実施しています。

在宅生活の支援では、一人暮らしや高齢者のみ世帯等の人を対象に、あらかじめ申請された近隣協力者による援助を受けて救助等を行う緊急通報システム体制や住み慣れた住宅で住み続けるための住環境整備のための人生いきいき住宅助成事業を実施しています。

また、生活環境上及び経済的な理由により在宅生活が困難な人の、養護老人ホームへの入所措置も実施しています。

■高齢者外出支援事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
タクシー券	交付件数	2,130	2,113	2,046	1,939	1,849
バスカード	交付件数	45	38	23	22	26

■訪問理美容サービス事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
訪問理美容サービス事業	実利用者数	4	6	8	16	16
	延利用回数	7	12	11	29	33
	登録店舗数	113	114	115	115	115

■生活支援ハウス運営事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
生活支援ハウス運営事業	利用者数（年度末）	4	8	7	5	6
	入所（年度内）	1	5	0	1	2
	退所（年度内）	2	1	1	3	1

■緊急通報体制等整備事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
緊急通報体制等整備事業	登録世帯数	497	522	543	476	450
	通報件数	12	16	14	19	26

■住宅改修（バリアフリー化）助成事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
人生いきいき住宅助成事業	件数	70	52	34	23	34
高齢者住宅改修助成事業	件数	42	53	0	0	0

■要介護認定者等日常生活用具購入費補助事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
住宅用火災警報器	交付件数	1	0	1	0	0
自動消火器	交付件数	0	0	0	0	0
電磁調理器	交付件数	1	2	1	3	2
押しボタン式電話機	交付件数	7	5	6	5	0

■老人保護措置事業（養護老人ホーム）

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
老人保護措置事業 (養護老人ホーム)	利用者数（年度末）	24	30	32	37	31
	入所（年度内）	8	8	7	10	3
	退所（年度内）	8	2	5	5	9

■軽費老人ホーム（ケアハウス）

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設数	2	2	2	2	2

⑥高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者の多様な住まいの安定的な確保のために、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況及び運営についての把握が必要です。

■有料老人ホーム

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
有料老人ホーム	開設数	4	4	5	5	5

■サービス付き高齢者向け住宅

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
サービス付き高齢者向け住宅	開設数	1	2	2	3	3

(3) 基本目標3「在宅医療と介護連携」に対する取り組み

①地域包括支援センターの機能強化

介護保険事業計画により3圏域に地域包括支援センターを開設し、各地域包括支援センターを基幹型地域包括支援センターが統括・総合調整・後方支援等を行っています。

また、2019(令和元)年11月からは自立支援型個別地域ケア会議として、多職種により自立支援に資する助言を行い、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上に取り組んでいます。

■地域包括支援センターの機能強化

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
地域包括支援センター	新規設置数	1	0	1	0	1
	合計設置数	2	2	3	3	4

■地域ケア会議の推進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
個別地域ケア会議	開催回数	18	22	28	28	65

■地域支援事業(包括的支援事業)

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
高齢者虐待相談・通報件数	件数	30	32	31	27	44
行政による分離等の権限行使の件数(緊急一時保護・医療機関への入院件数)	件数	8	4	4	5	3

■包括的、継続的ケアマネジメント事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
ケアマネジャー連絡会	開催回数	22	18	30	25	20
主任ケアマネジャー連絡会	開催回数	3	4	30	25	19

■総合相談支援事業

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
地域包括支援センター	相談延件数	1,176	1,403	817	1,307	1,550
在宅介護支援センター	相談延件数	3,307	3,299	2,998	3,261	2,610
	高齢者実態把握延件数	838	964	678	782	425

②医療と介護の連携

介護職と医療職のスムーズな連携のため、多職種研修会を開催しています。

■医療と介護の連携

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
丹波市オレンジ会議	開催回数	2	2	2	2	2

■在宅医療と介護の連携推進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
丹波市医療介護連携会議	開催回数	2	1	2	2	2

③危機管理体制の強化

防災対策では、身体的な状況等により何らかの支援が必要な人（災害時要援護者）を把握し、地域や近隣支援者等により安全に避難行動等ができるように、関係者との連携を図っています。

また、消費者への啓発に係る講習会の実施や運転免許証の自主返納の推進などを通じて、高齢者の防犯や交通安全対策を進めています。

■防犯対策の推進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
消費者の啓発に係る講習会	回	3	2	2	4	3

■防災対策の推進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
要介護3以上の認定者に占める要援護者支援制度登録者の割合	%	13	12	12	12	12

■交通安全対策の推進

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
高齢者運転免許自主返納者	人	214	265	325	320	373

(4) 基本目標4「介護サービス整備」に対する取り組み

①介護保険サービスの充実

第7期計画では、在宅生活の支援に重点を置き、定期的な巡回と随時の対応による訪問介護と訪問看護を提供する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を1箇所整備しました。

また、サービス付き高齢者向け住宅等の入居者が特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を受けることができる「特定施設入居者生活介護」を1事業所整備しました。

■市内事業所数

(単位：施設)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
居宅サービス			
訪問介護	14	16	16
訪問入浴介護	1	1	1
訪問看護	6	7	9
訪問リハビリテーション	1	1	1
居宅療養管理指導	—	—	—
通所介護	11	9	9
通所リハビリテーション	4	4	4
短期入所生活介護	7	7	7
短期入所療養介護	2	2	2
特定施設入居者生活介護	3	4	4
福祉用具貸与	7	7	6
特定福祉用具販売	7	7	6
住宅改修	—	—	—
居宅介護支援	36	33	34
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	5	5	5
小規模多機能型居宅介護	5	5	5
認知症対応型共同生活介護	6	6	6
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	34	34	38
施設サービス			
介護老人福祉施設	6	6	6
介護老人保健施設	2	2	2
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	0	0	0

②地域支援事業の充実

2017(平成29)年度より、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が予防給付から地域支援事業に移行し、利用者が増加傾向です。

住民主体による生活支援である「くらし応援隊」の協力会員、依頼会員ともに大きな増加はありません。

■介護予防・生活支援サービス事業

	単位	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
訪問型サービス				
予防給付相当サービス	延利用者数	227	223	299
基準緩和サービス	延利用者数	398	755	856
くらし応援隊	延利用者数	222	364	283
通所型サービス				
予防給付相当サービス	延利用者数	362	500	531
基準緩和サービス	延利用者数	1,060	1,909	2,517
元気アップ広場	延参加人数	23	23	25

※元気アップ広場延参加人数：要支援・事業対象者の延べ参加人数を掲載

	単位	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
くらし応援隊協力会員	人	55	60	61
くらし応援隊依頼会員	人	27	24	23

(5) 基本目標5「介護保険適正化」に対する取り組み

① 適正な要介護認定の確保

訪問調査委託先から提出された調査票については全件確認をし、要介護認定の適正化を行っています。

■ 適正な調査の確保

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
委託調査における点検実施率	%	100	100	100	100	100

② 介護サービスの質の向上

福祉・介護人材の確保・育成については、氷上高校が実施する介護職員初任者研修において一般参加者を募集し、研修の支援を行っていますが、参加者は少ない状況です。

介護サービス事業所への実地指導については、4年から6年に1度の実地指導を行っています。

■ 福祉・介護人材の確保及び育成

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
介護職員初任者研修 (氷上高校)	一般参加者	4	7	6	2	2
介護職員初任者研修 (社会福祉協議会)	参加者	15	17	8	15	11

■ 事業者に対する適正な指導監督の実施

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
地域密着型サービス実地指導	回数	4	9	10	9	11

■ 適切なサービス事業所の選定

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
地域密着型サービス指定件数	件数	0	4	5	6	3

■ 苦情対応の充実

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
苦情受付件数	件数	0	9	6	3	1

③介護給付の適正化

ケアマネジメントの適正化支援のため介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象にケアプラン点検を行いました。

介護給付費通知は、介護給付内容の確認に加え、市の情報を発信する機会として、給付費通知とともに、高齢者の権利擁護や認知症に関する情報等も同封して通知しています。

■ケアプラン点検の実施

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
事業所数	箇所	3	3	3	6	6
点検件数	件数	15	15	15	28	26

■介護給付費通知の送付

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
介護給付費通知の送付	回数	3	3	2	2	2

④低所得者等に配慮した負担の軽減

サービス利用料が高額になった場合の高額介護サービス費の給付や、負担限度額認定による施設入所時の食事・部屋代の補足給付等により、所得の低い人への自己負担軽減を図りました。

■介護保険サービス利用者負担に係る低所得者軽減制度

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
高額介護サービス費の支給	件数	10,084	10,746	11,214	10,872	12,044
負担限度額の認定者数	人数	805	852	853	845	837

4 各種調査の結果

調査結果の見方

- ・「N」は「number」の略で、比率算出の母数をさします。
- ・単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

(1) 基礎調査

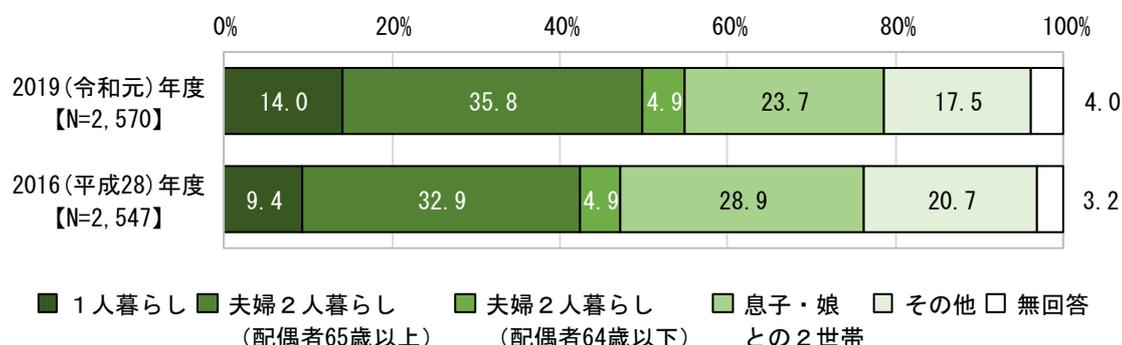
① 調査概要

調査対象者	一般高齢者調査：65歳以上の一般高齢者、要支援認定者 要介護認定者：要介護認定者			
抽出方法	無作為に抽出			
調査方法	郵送配布、郵送回収			
調査期間	2019(令和元)年12月5日～2019(令和元)年12月27日			
回収結果		対象	有効回収率	有効回答率
	一般高齢者調査	3,200件	2,570件	80.3%
	要介護認定者	1,500件	807件	53.8%

② 一般高齢者調査結果

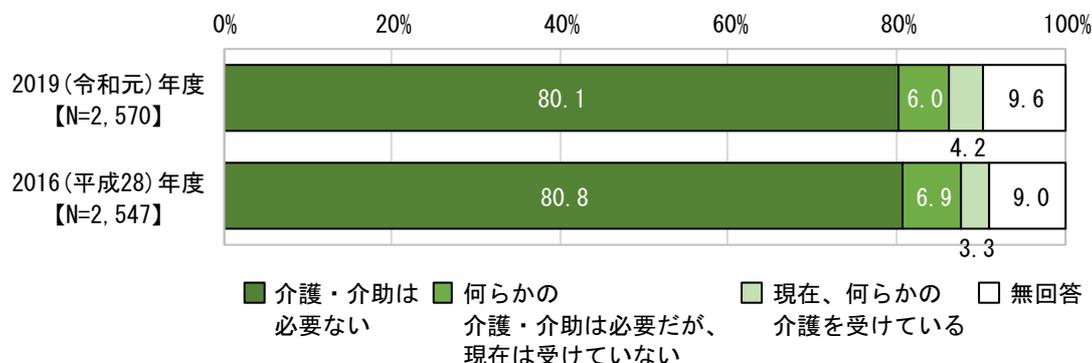
■ 家族構成

家族構成について、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が35.8%で最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が23.7%、「その他」が17.5%となっています。



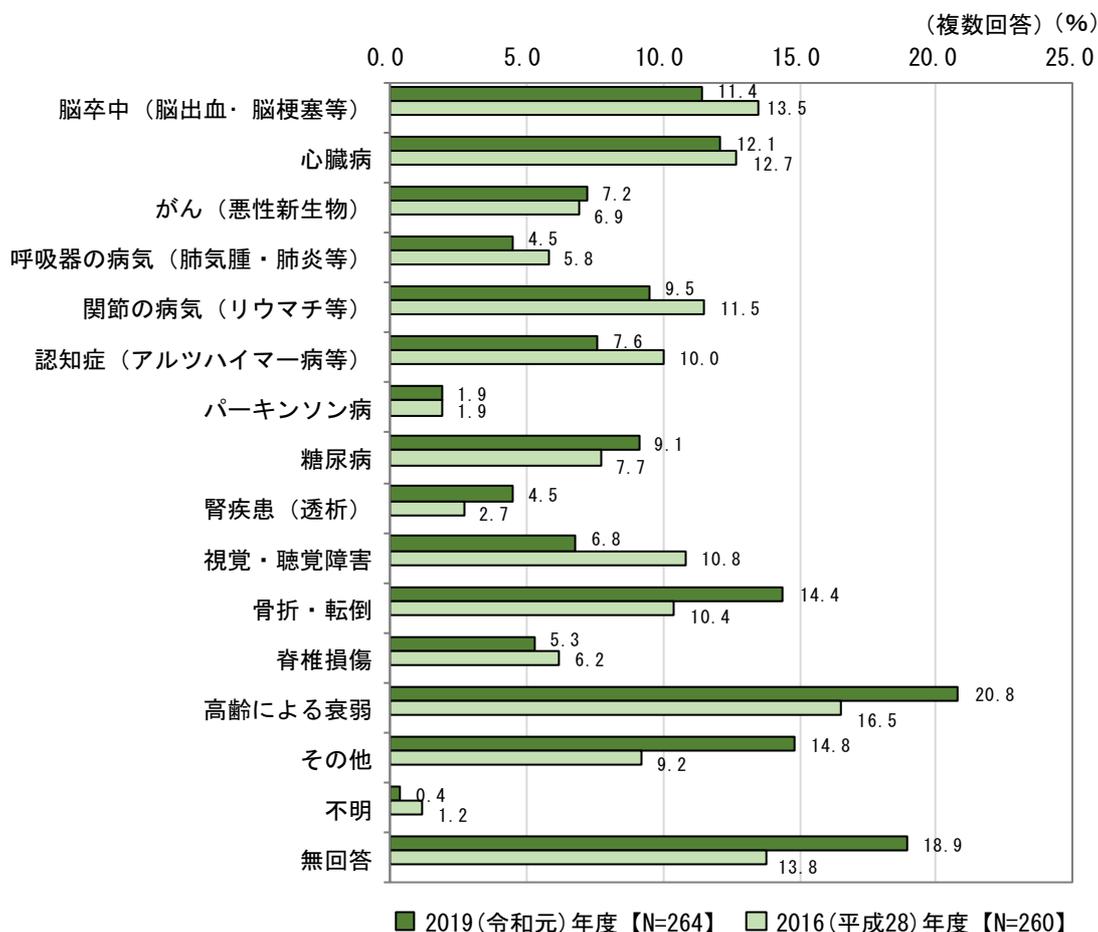
■ 普段の生活でどなたかの介護・介助が必要です。

介護・介助の必要性について、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6.0%、「現在何らかの介護・介助を受けている」が4.2%で、介護認定を受けていない一般高齢者であっても約1割の人が何らかの介護を必要としています。



■ 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。

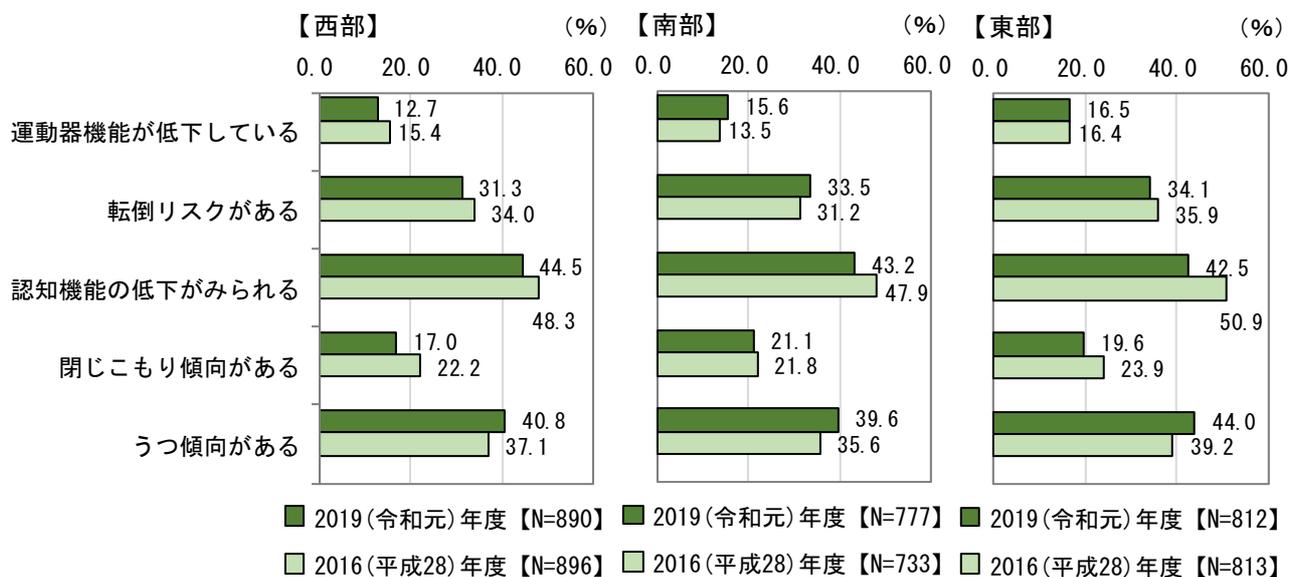
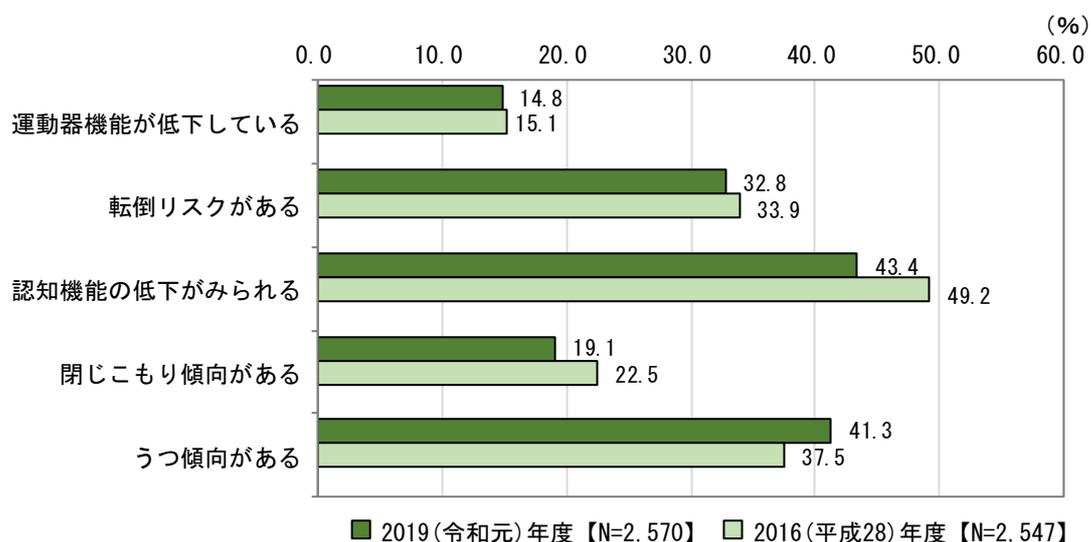
介護・介助の必要性がある人に、介護・介助が必要になった主な原因について聞いたところ、「高齢による衰弱」が20.8%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が14.4%、「心臓病」が12.1%などとなっています。



■リスク判定

リスク判定について、「認知機能の低下がみられる」が43.4%と最も多く、次いで「うつ傾向がある」が41.3%、「転倒リスクがある」が32.8%などとなっています。

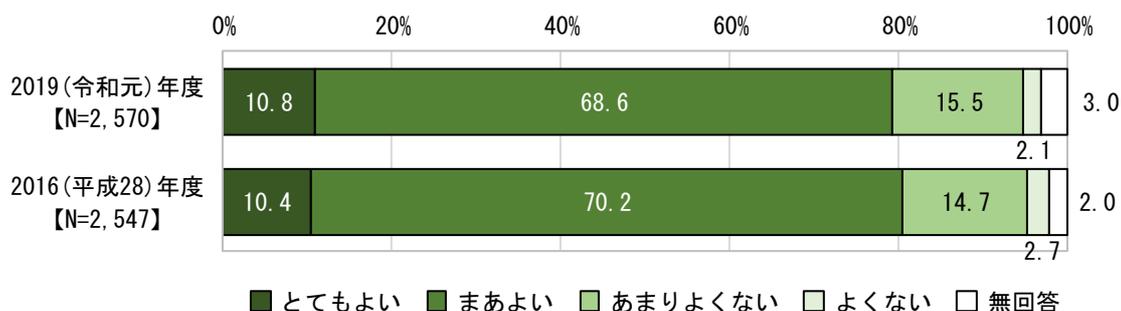
また、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、「うつ傾向がある」が3.8ポイント増となっていますが、それ以外のリスクは減少しています。



■現在の健康状態はいかがですか。

主観的健康感について、「まあよい」が68.6%で最も多く、次いで「あまりよくない」が15.5%、「とてもよい」が10.8%などとなっており、「とてもよい」と「まあよい」を『よい』、「あまりよくない」と「よくない」を『よくない』とすると、『よい』が79.4%、『よくない』が17.6%で、『よい』のほうが61.8ポイント多くなっています。

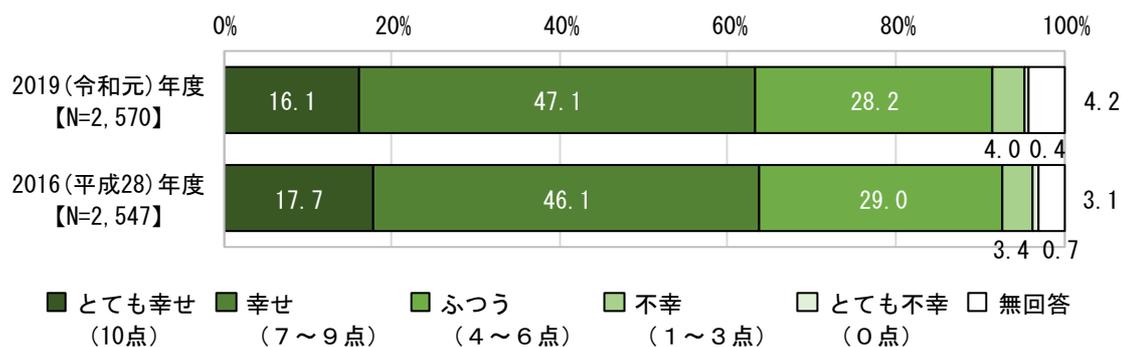
また、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、『よい』では1.2ポイント減となっています。



■現在のどの程度幸せですか。

幸福感について、「幸せ(7~9点)」が47.1%で最も多く、次いで「ふつう(4~6点)」が28.2%、「とても幸せ(10点)」が16.1%などとなっており、「とても幸せ(10点)」と「幸せ(7~9点)」を『幸せ』、「不幸(1~3点)」と「とても不幸(0点)」を『不幸』とすると、『幸せ』が63.2%、『不幸』が4.4%で、『幸せ』のほうが58.8ポイント多くなっています。

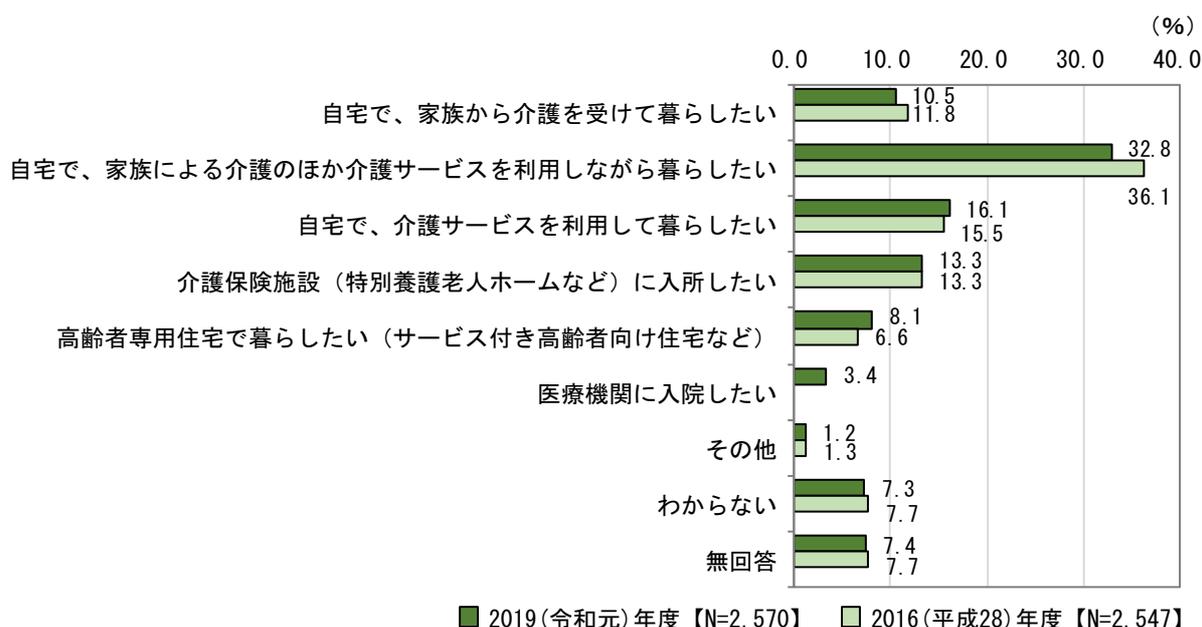
また、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、『幸せ』では0.6ポイント減となっています。



■今後、あなたご自身に介護が必要になった場合、どのように暮らしたいですか。

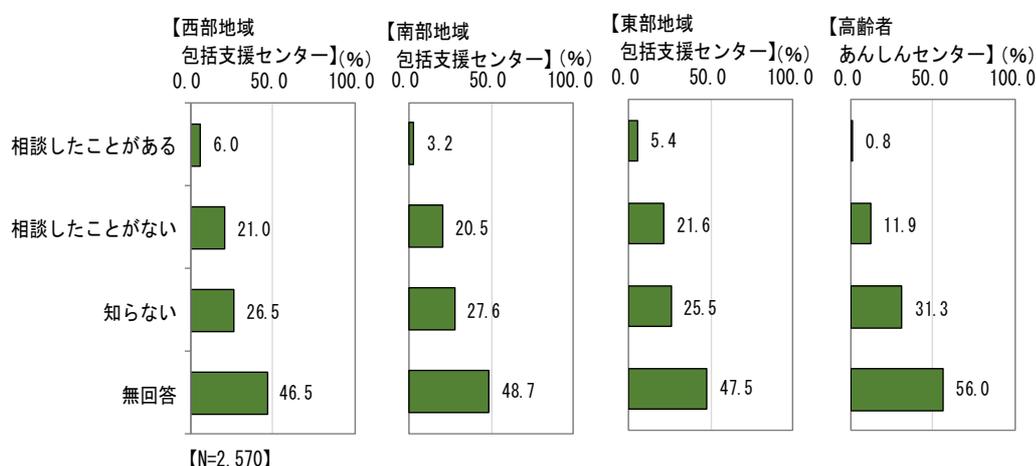
介護が必要になった場合に希望する暮らしかたについて、「自宅で、家族による介護のほか介護サービスを利用しながら暮らしたい」が32.8%で最も多く、次いで「自宅で、介護サービスを利用して暮らしたい」が16.1%、「介護保険施設（特別養護老人ホームなど）に入所したい」が13.3%などとなっています。

また、「自宅で、家族から介護を受けて暮らしたい」、「自宅で、家族による介護のほか介護サービスを利用しながら暮らしたい」、「自宅で、介護サービスを利用して暮らしたい」を『自宅で暮らしたい』とすると、『自宅で暮らしたい』が59.4%となっており、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、4.0ポイント減となっています。



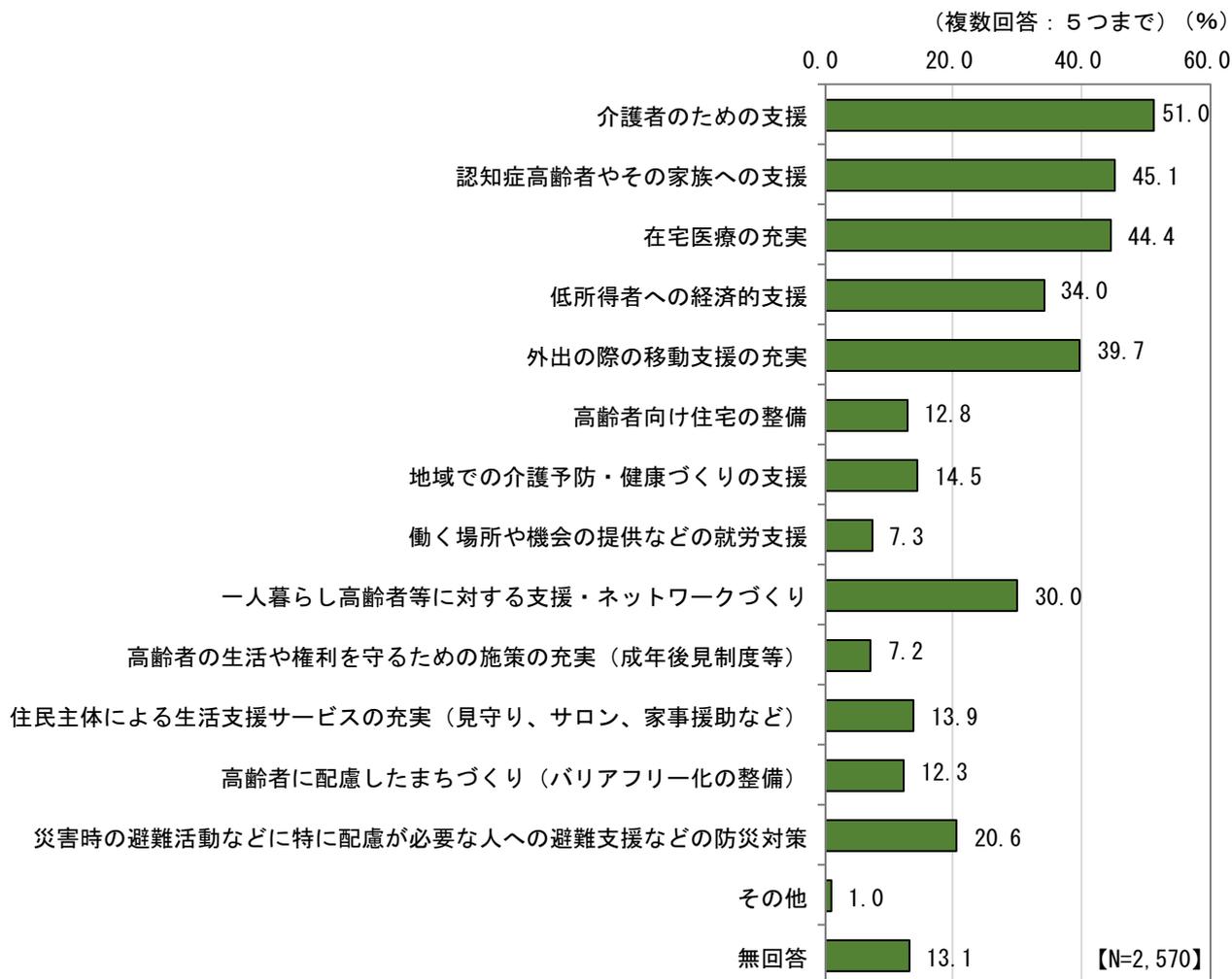
■丹波市には、4つの地域包括支援センターがありますが、ご存じですか。

地域包括支援センターの認知度について、「相談したことがある」と「相談したことがない」を『知っている』とすると、『知っている』では、「東部地域包括支援センター」と「西部地域包括支援センター」が、ともに27.0%と多くなっています。



■今後の高齢者保健福祉に対してどのようなことを期待しますか。

今後の高齢者保健福祉に期待することについて、「介護者のための支援」が51.0%で最も多く、次いで「認知症高齢者やその家族への支援」が45.1%、「在宅医療の充実」が44.4%などとなっています。

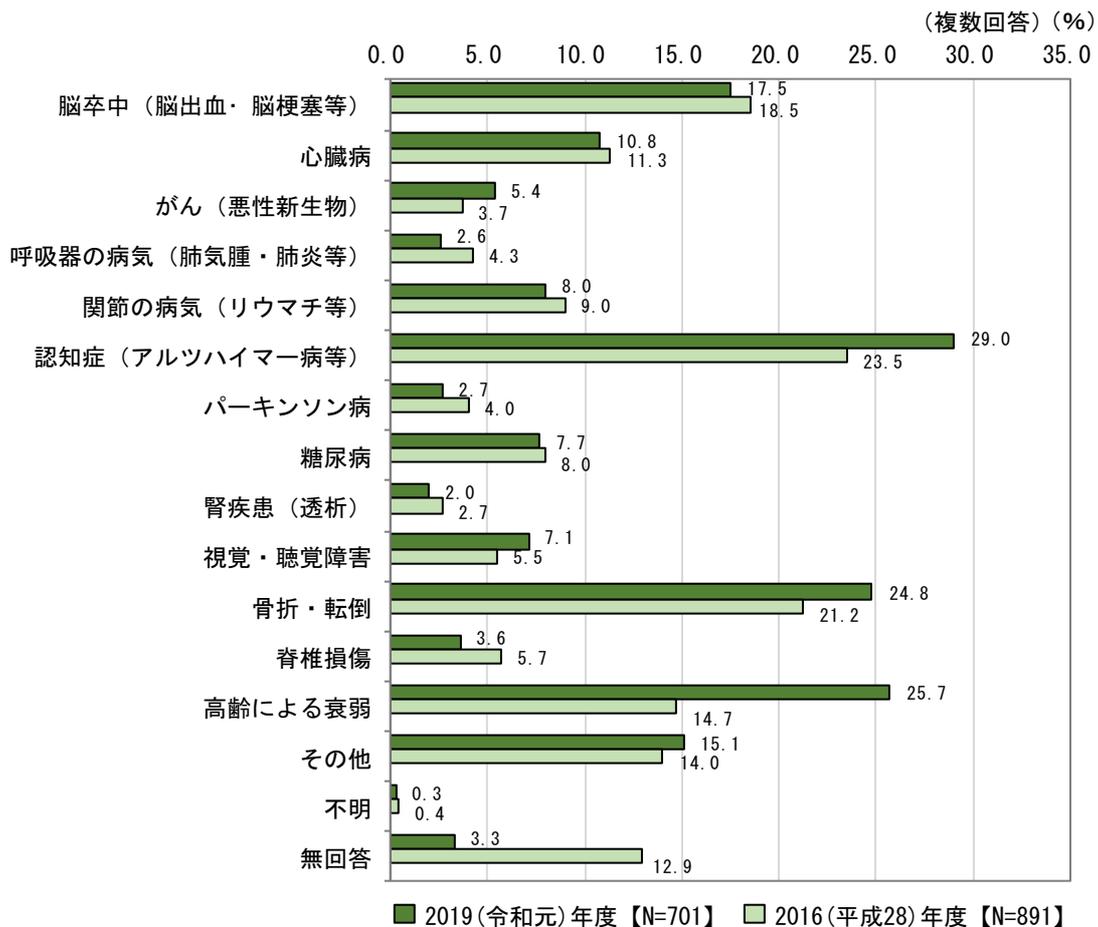


③要介護認定者調査結果

■介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。

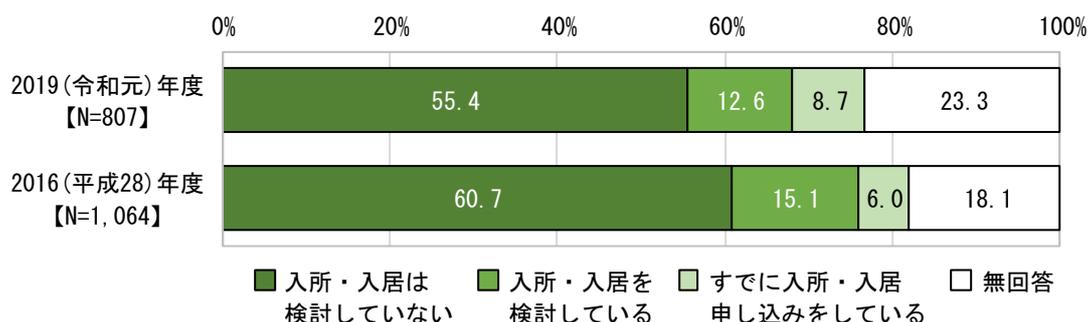
介護・介助が必要になった主な原因について、「認知症（アルツハイマー病等）」が29.0%で最も多く、次いで「高齢による衰弱」が25.7%、「骨折・転倒」が24.8%などとなっています。

また、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、最も多い「認知症（アルツハイマー病等）」では、5.5ポイント増となっています。



■現時点で、施設などへの入所・入居の検討状況について、お聞かせください。

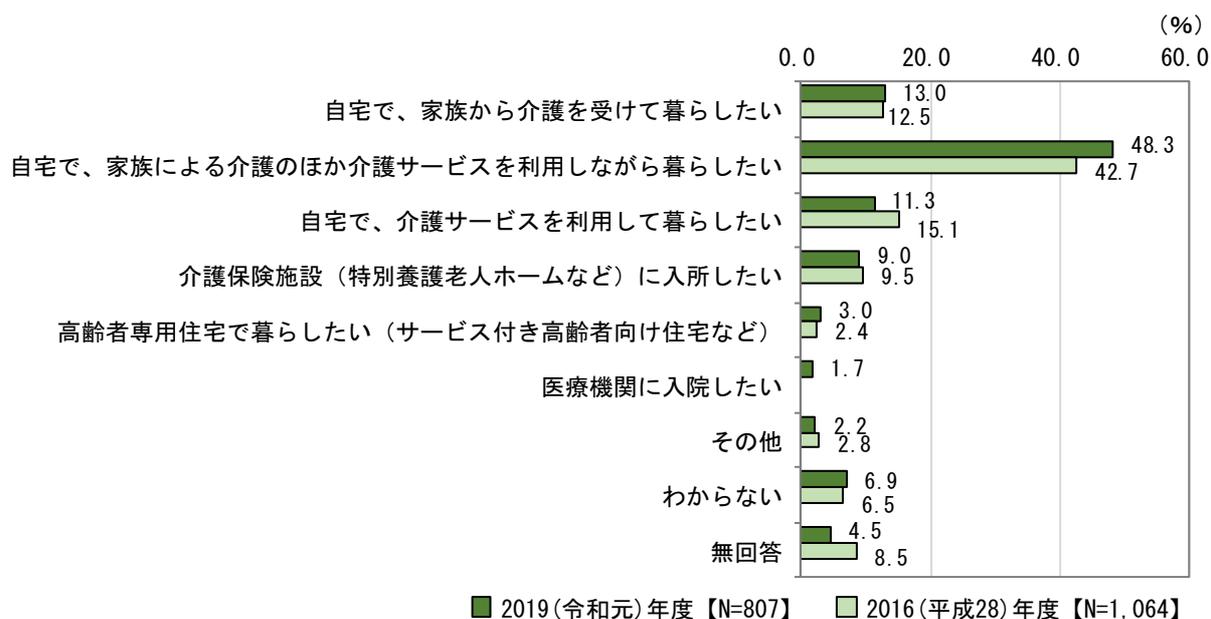
施設などへの入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない」が55.4%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が12.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が8.7%となっています。



■今後、どのように暮らしていきたいと思えますか。

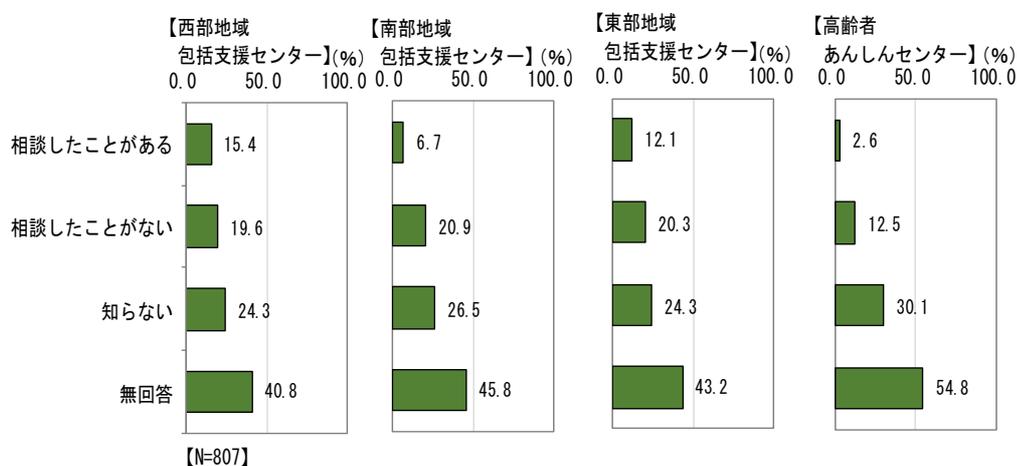
今後希望する暮らしかたについて、「自宅で、家族による介護のほか介護サービスを利用しながら暮らしたい」が48.3%で最も多く、次いで「自宅で、家族から介護を受けて暮らしたい」が13.0%、「自宅で、介護サービスを利用して暮らしたい」が11.3%などとなっています。

また、「自宅で、家族から介護を受けて暮らしたい」、「自宅で、家族による介護のほか介護サービスを利用しながら暮らしたい」、「自宅で、介護サービスを利用して暮らしたい」を『自宅で暮らしたい』とすると、『自宅で暮らしたい』が72.6%となっており、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、2.3ポイント増となっています。



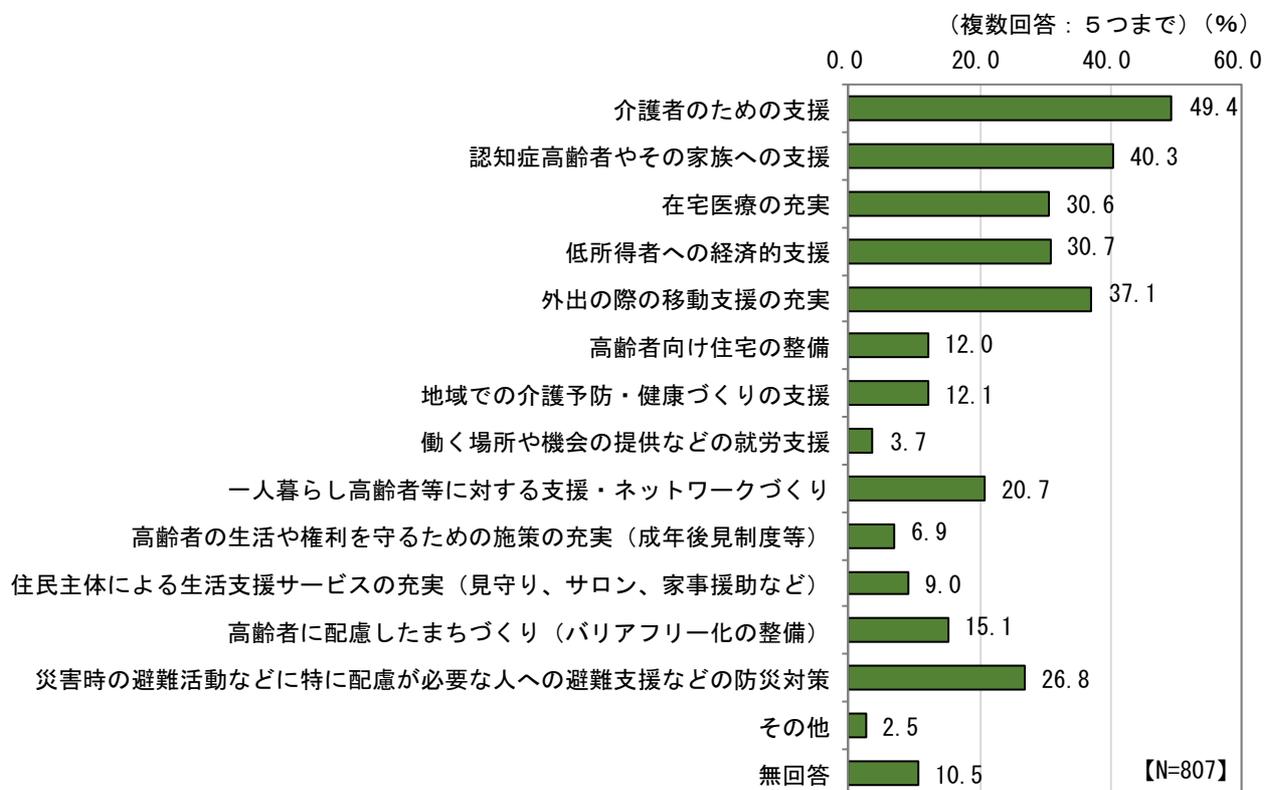
■丹波市には、4つの地域包括支援センターがありますが、ご存じですか。

地域包括支援センターの認知度について、「相談したことがある」と「相談したことがない」を『知っている』とすると、『知っている』では、「西部地域包括支援センター」が35.0%と多くなっています。



■今後の高齢者保健福祉に対してどのようなことを期待しますか。

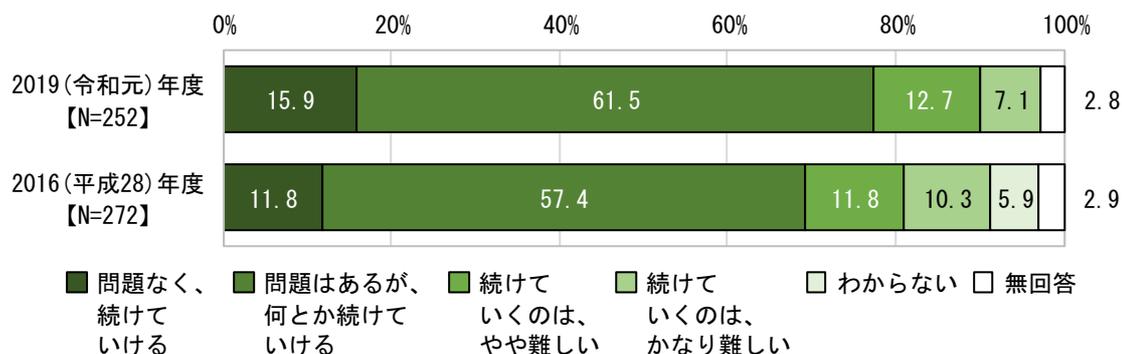
今後の高齢者保健福祉に期待することについて、「介護者のための支援」が49.4%で最も多く、次いで「認知症高齢者やその家族への支援」が40.3%、「外出の際の移動支援の充実」が37.1%などとなっています。



■主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

今後の仕事と介護の両立について、「問題はあるが、何とか続けていける」が61.5%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が15.9%、「続けていくのは、やや難しい」が12.7%などとなっています。

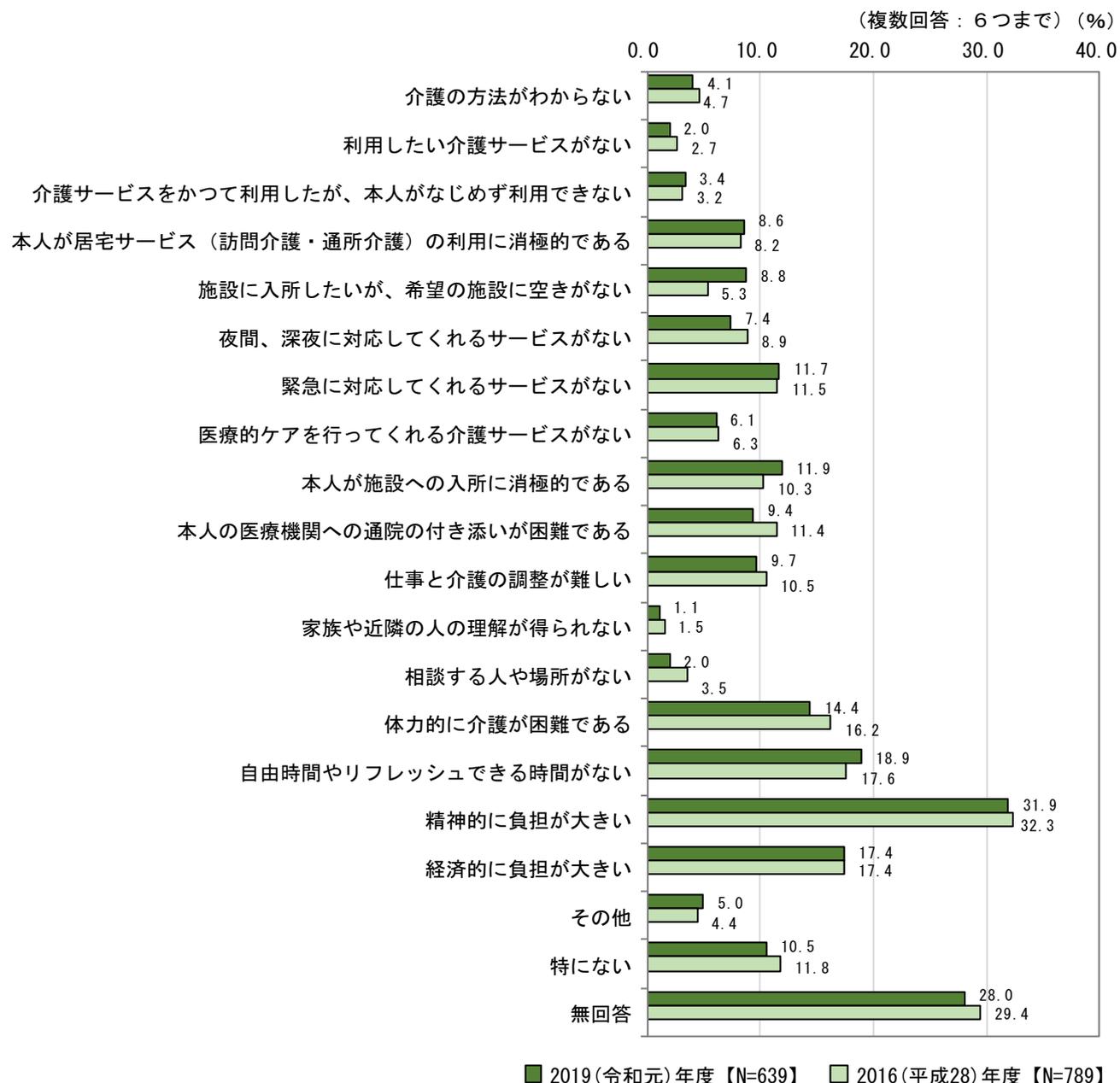
また、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を『続けていくのは、難しい』とすると、『続けていくのは、難しい』が19.8%となっており、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、2.3ポイント改善しています。



※2019(令和元)年度調査には、「わからない」という選択肢はない。

■主な介護者の方が不安に感じることや困っていることはありますか。

主な介護者が不安に感じることや困っていることについて、「精神的に負担が大きい」が31.9%で最も多く、次いで「自由時間やリフレッシュできる時間がない」が18.9%、「経済的に負担が大きい」が17.4%などとなっています。



(2) 在宅介護実態調査

① 調査概要

調査対象者	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける人
調査方法	訪問時における聞き取りによる調査
調査期間	2018(平成30)年10月から2019(令和元)年7月にかけて更新申請あるいは区分変更申請の認定調査を行った者で、それぞれ在宅の定義にあてはまる者
回収結果	依頼件数：711件 回収数：674件

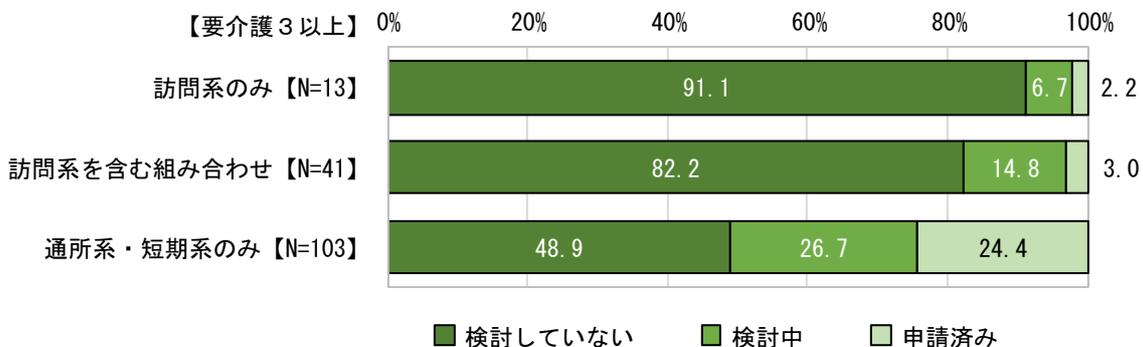
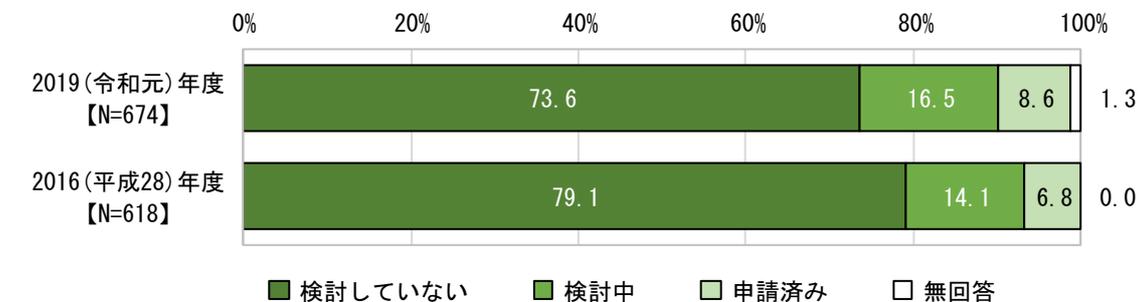
② 調査結果

■ 施設等検討の状況

施設等への入所・入居の検討状況について、「検討していない」が73.6%と最も多く、次いで「検討中」が16.5%、「申請済み」が8.6%となっています。

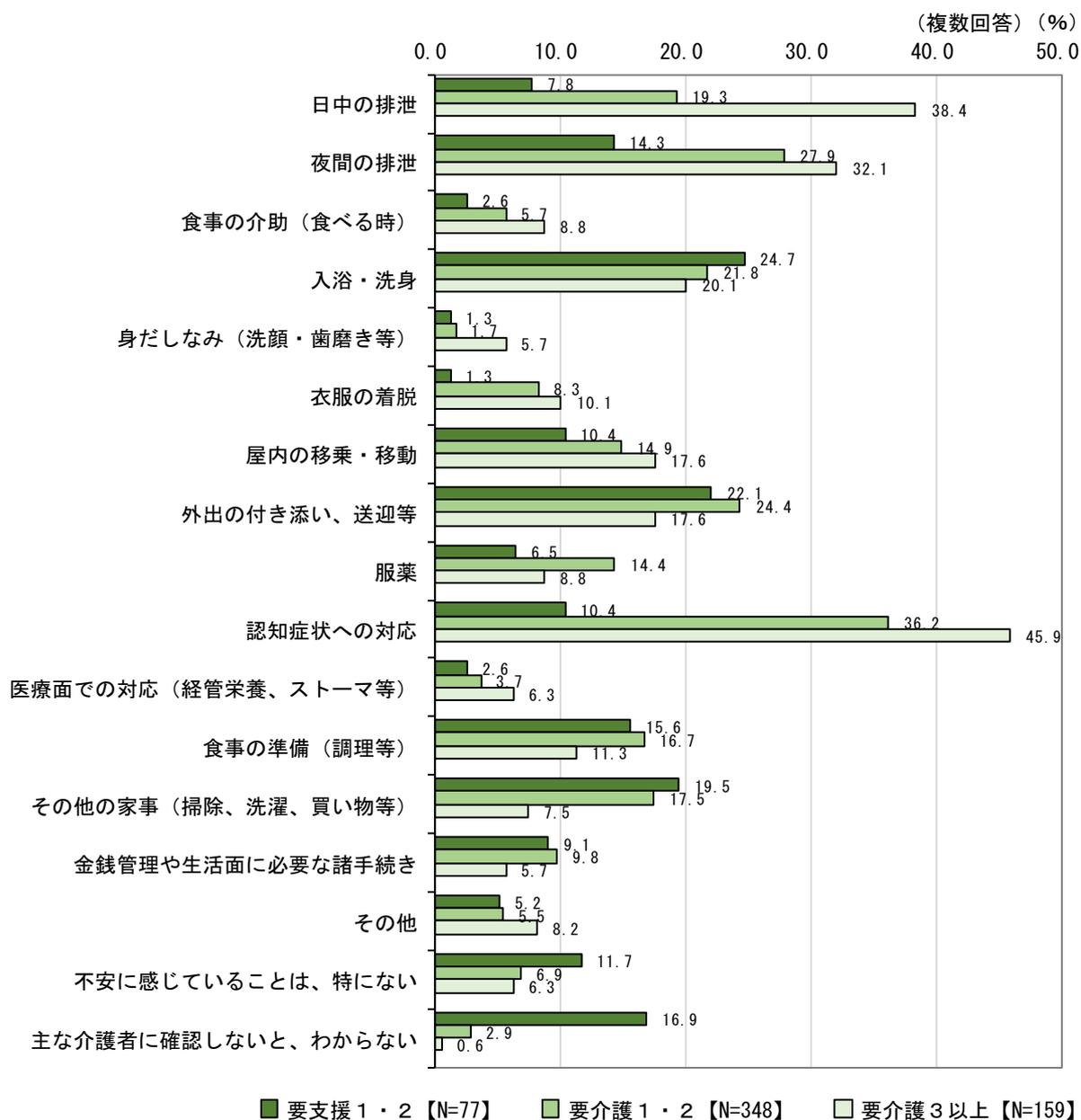
また、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、「検討中」では、2.4ポイント増となっています。

更に、訪問系のサービスが導入されることによって、要介護3以上の人の施設入所を検討する割合が減少する傾向がみられます。

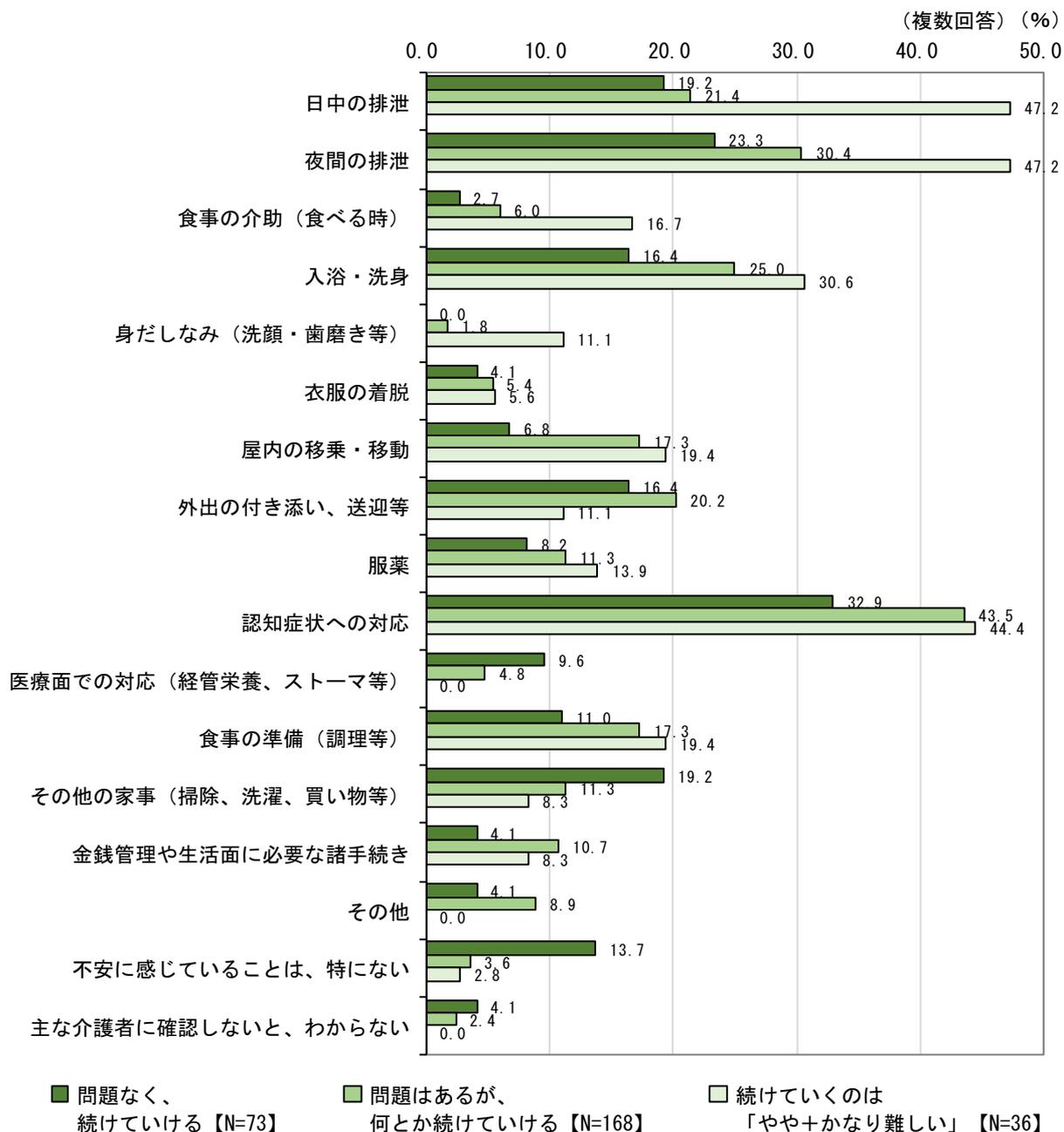


■介護者が不安に感じる介護

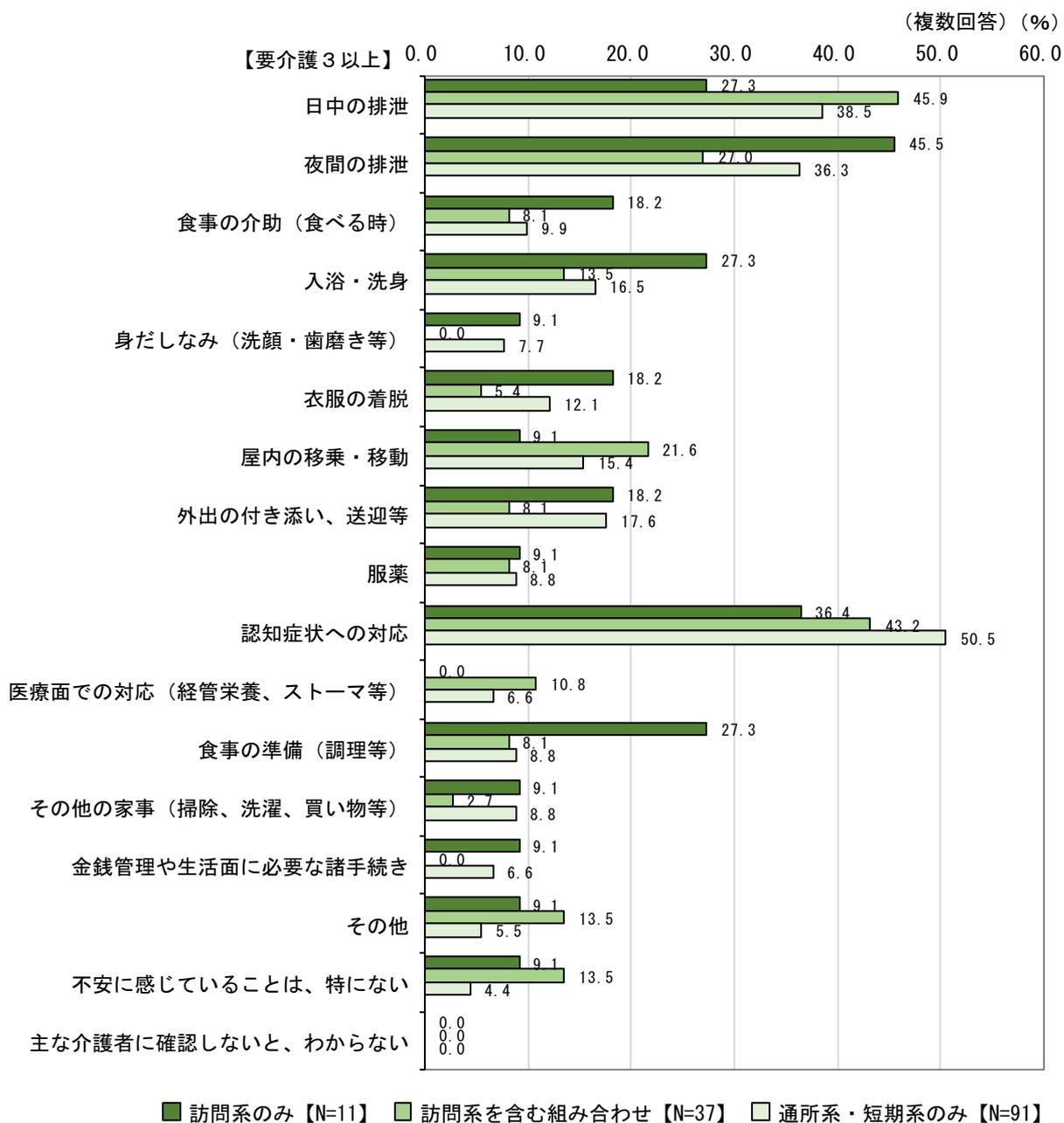
要介護度が重度化するにつれ「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」への不安が増加しています。



また、就労の継続に対しても、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」は不安要素であり、就労継続が困難と感じるほど不安は強くなります。

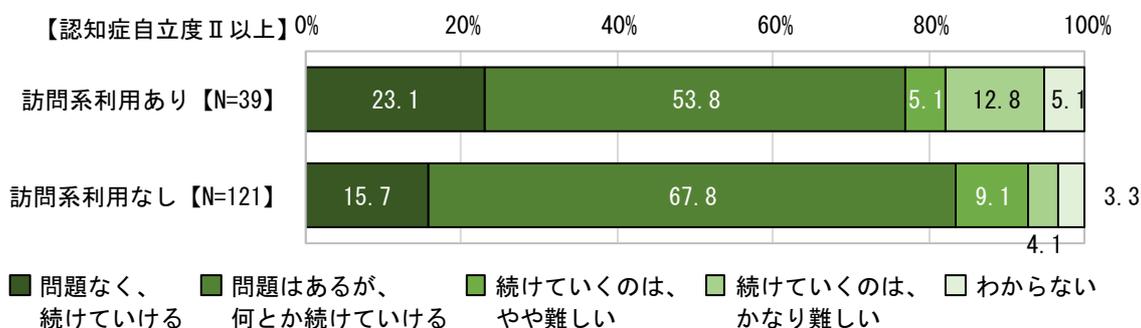
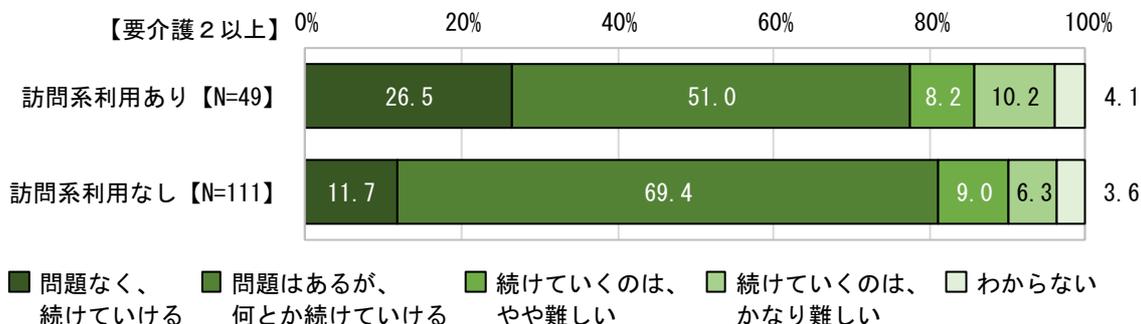


更に、利用するサービスによって介護に対する意識がどのように変わるのを見たところ、訪問系のサービスが導入されることによって、在宅介護を行っていく上での不安要素である「認知症状への対応」への不安が軽減する傾向が見られます。



■就労継続見込み

介護者の就労継続見込みについて、訪問系サービスの利用がある場合のほうが、「問題なく、続けていける」割合が高く、介護者の就労継続に対する問題が少なくなる傾向があります。



(3) 介護サービス提供事業者実態把握調査

① 調査概要

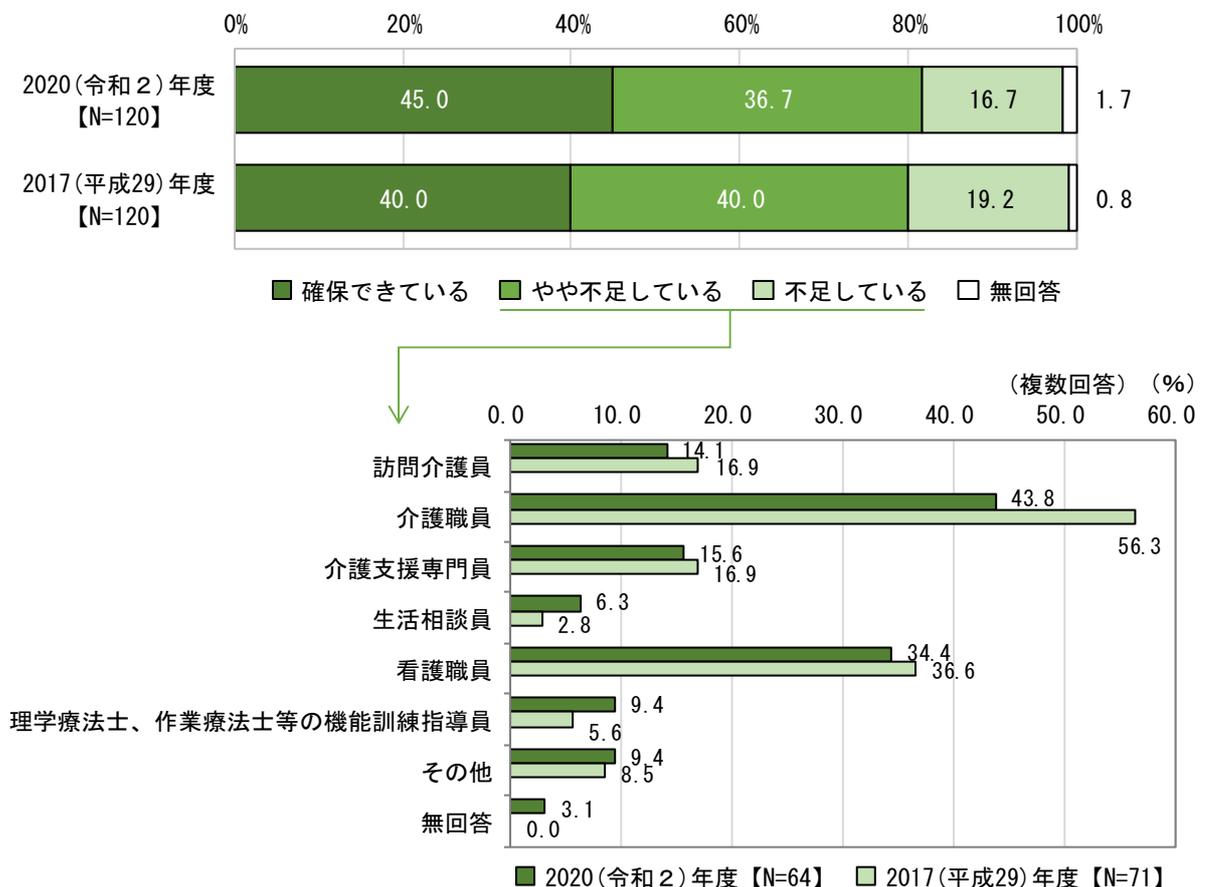
調査対象者	市内にあるすべての介護サービス提供事業者		
調査方法	郵送配布、郵送回収		
調査期間	2020(令和2)年6月10日～2020(令和2)年6月30日		
回収結果	配布数	有効回収率	有効回答率
	133件	120件	90.2%

② 調査結果

■ 人材確保の状況

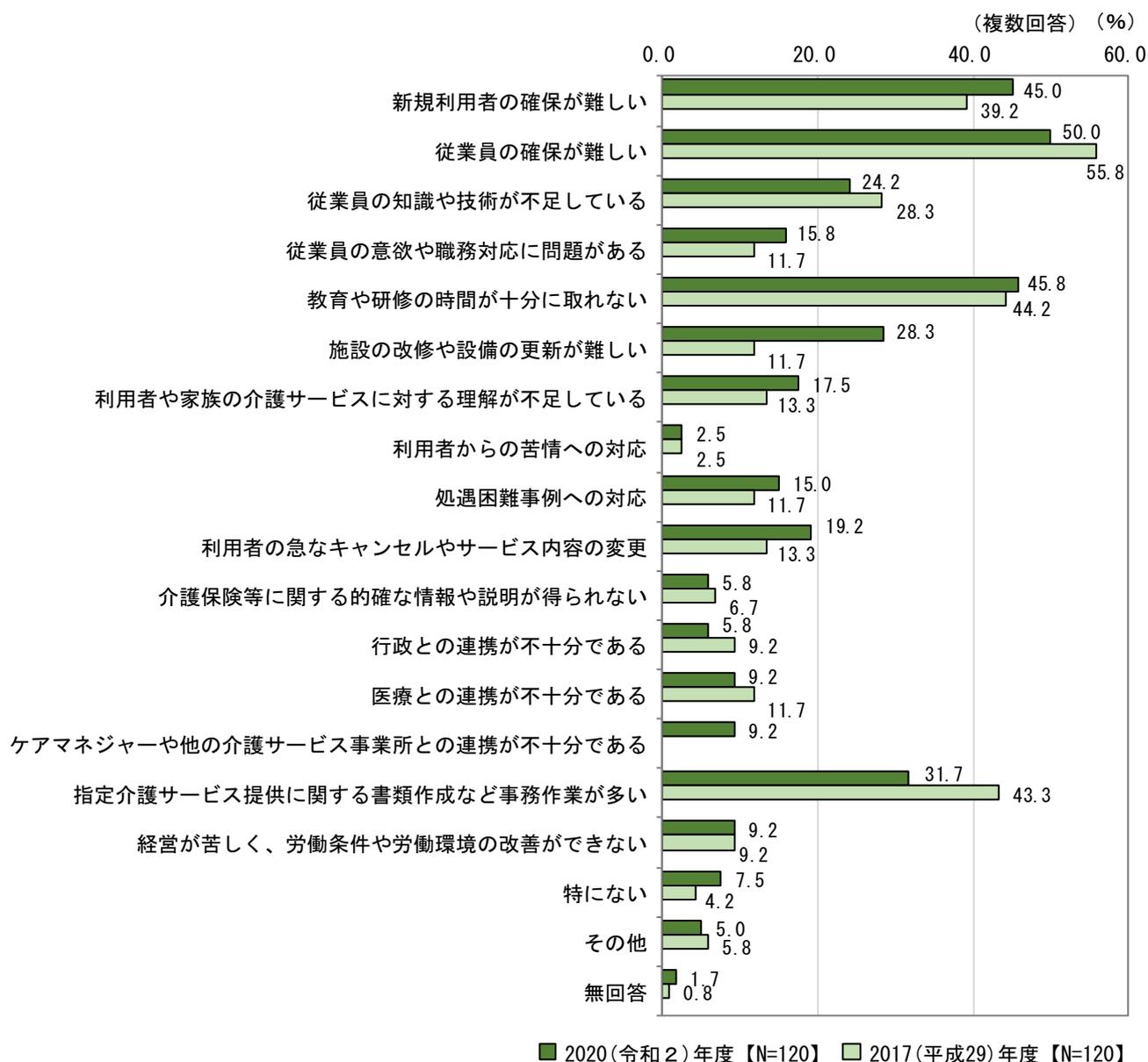
人材確保の状況は、「確保できている」が45.0%で最も高く、次いで「やや不足している」が36.7%、「不足している」が16.7%となっており、『不足している』（「やや不足している」と「不足している」の合計）が53.4%で、2016(平成28)年度調査結果と比較すると5.8ポイント減となっており、やや改善傾向が見られます。

また、『不足している』職種は、「介護職員」が43.8%と最も多く、次いで「看護職員」が34.4%、「介護支援専門員」15.6%などとなっており、2016(平成28)年度調査結果と比較すると、「介護職員」が12.5ポイント減、「看護職員」が2.2ポイント減となっていますが、依然として人材確保は厳しい状況です。



■事業運営上の課題や、サービスを提供する上で困っていること

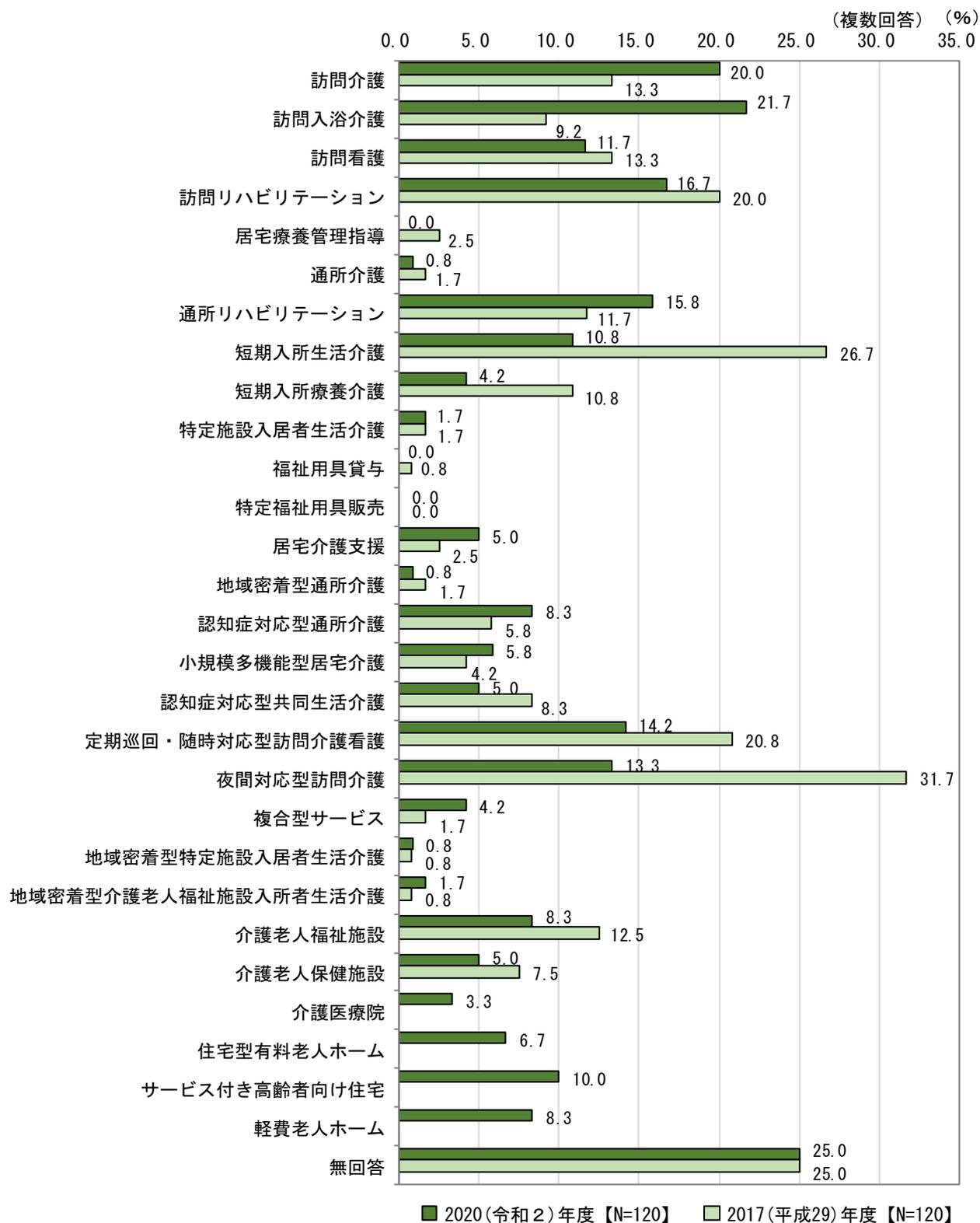
事業運営やサービス提供の上での課題や困っていることは、「従業員の確保が難しい」が50.0%で最も高く、次いで「教育や研修の時間が十分に取れない」が45.8%、「新規利用者の確保が難しい」が45.0%などとなっています。



※2016(平成28)年度調査には、「ケアマネジャーや他の介護サービス事業所との連携が不十分である」という選択肢はない。

■不足している、または必要と思うサービス

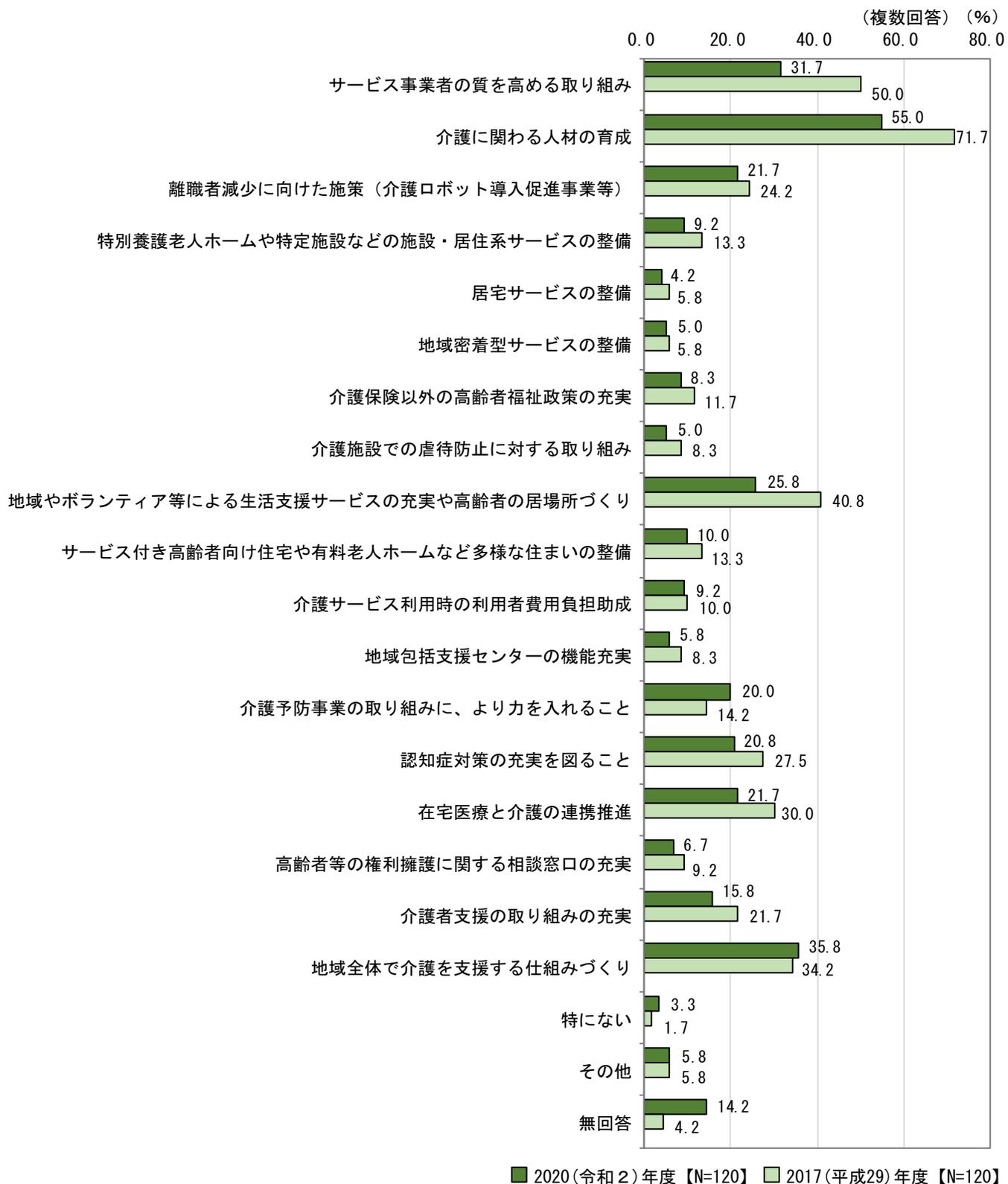
不足している、または必要と思うサービスは、「訪問入浴介護」が21.7%で最も高く、次いで「訪問介護」が20.0%、「訪問リハビリテーション」が16.7%などとなっています。



※2016(平成28)年度調査には、「介護医療院」「住宅型有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」「軽費老人ホーム」という選択肢はない。

■ 今後、充実が必要と思う制度や取り組み

今後、充実が必要と思う制度や取り組みは、「介護に関わる人材の育成」が55.0%で最も高く、次いで「地域全体で介護を支援する仕組みづくり」が35.8%、「サービス事業者の質を高める取り組み」が31.7%などとなっています。



5 高齢者の現状からみえる課題

課題 1

自立支援、重度化防止に基づいた高齢者の日常生活を支援する体制の充実・強化が必要です。

- 本市の要介護認定率は、2020(令和2)年3月末現在で20.3%と、国の18.8%と比べると高い状況となっており、今後も各圏域の地域包括支援センターを機能強化し、支援を必要とする人の把握に努め、介護予防事業へつなげる必要があります。
- 基礎調査結果によると、要介護認定になった主な原因について、「認知症」が29.0%と最も多く、「高齢による衰弱」が25.7%、「骨折・転倒」が24.8%、脳卒中17.5%となっています。壮年期からの生活習慣病予防や歯科口腔健診でのハイリスク者に対する働きかけなど、保健事業と介護予防との一体的な実施が重要です。
- 地域の通いの場としての役割を果たしている「いきいき百歳体操」は、2019(令和元)年度には150箇所で開催されていますが、実施されていない地域の高齢者や参加していない人への働きかけをするとともに、PDCAサイクルによる事業の評価検証を行い、今後の展開を検討する必要があります。

課題 2

高齢者が自分らしく生活するための支援体制の充実・推進が必要です。

- 地域に自助と互助及び見守りや支援する体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていけるようにするため、市内全地区に「支えあい推進会議」を設置する予定ですが、2019(令和元)年度で14地区の設置にとどまっています。市民の意識の向上のために、互助による地域の支えあいの必要性について周知することが必要です。
- 社会福祉法人が設置している「よろずおせっかい相談所」、旧小学校区単位に設置する「よろずおせっかい相談所サテライト(愛称「つなぎ」)」や「支えあい推進会議」で把握された移動支援や家事支援などの生活課題に対し、資源や活動の創出を進める必要があります。
- 個別地域ケア会議や自立支援型個別地域ケア会議では、その人の支援に関わる担当者や保健、医療、福祉、介護等の支援を行う多職種が集まり、個別事例の課題に対し協議や助言を行っていますが、そこから抽出された課題の積上げから地域課題分析会議及び地域包括ケアシステム推進会議を開催し、地域課題の解決につなげる必要があります。
- 在宅生活の支援のために、医療と介護の連携を進めていますが、利用者の急変時や看取り期、災害時における本人の意思や、医療と介護の連携、更に地域住民による互助について確認しておく必要があります。
- 丹波市医療介護情報連携システム(ちーたんネット)は、医療機関や介護事業所が情報を機器上で共有することができますが、介護事業所の登録が増えていません。今後も登録事業所の増加による、連携範囲の拡大及び効率的な連携を図るため、普及促進に努める必要があります。
- 権利擁護支援センターの設置に向けた協議を行っています。今後は世帯の多様化等により、親族から支援を受けることが難しい高齢者や認知症の高齢者の増加に伴い、権利擁護に関する相談や成年後見制度の申し立ても増加することが見込まれるため、必要なときに相談窓口や制度が利用できるよう周知を行っていく必要があります。

課題 3

認知症になっても安心して生活できる体制の構築が必要です。

- 要介護認定者のうち、毎年約 60%は認知症状（自立度Ⅱa 以上（P11 参照））のある人です。認知症を発症した場合や発症が疑われる場合には、早期診断・早期対応が重要であるため、支援体制の構築が必要です。
- 認知症を発症しても、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域の認知症に対する正しい理解が不可欠です。認知症の人や家族の思いを発信する機会を設けるとともに、キャラバンメイトや認知症サポーターの活動の機会を増やしていくことが重要です。
- 65 歳未満で発症する若年性認知症に対する取り組みは、高齢者の認知症に対する取り組みと比べると不十分です。医療機関との連携により、若年性認知症の人のニーズの調査から支援できる体制の構築が必要です。

課題 4

介護サービスの充実が必要です。

- 基礎調査結果によると、「今後、介護が必要となった場合、どのように暮らしたいか」という問いに対し、「自宅で暮らしたい」と答えている一般高齢者は 59.4%、要介護認定者は 72.6% となっており、在宅生活支援の介護サービスの充実が必要です。
- 2017(平成 29)年と 2019(令和元)年の基礎調査結果を比較すると、一般高齢者では「高齢者専用住宅で暮らしたい」と答えた人が増加傾向にあり、自宅のみならず多様な住まいにおいて、安心して生活するための介護サービス整備が重要です。
- 第 7 期計画では、医療機関からの退院後も医療と介護が連携し、在宅生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を行いました。サービス内容の周知不足等から利用者が増加していません。他の訪問系サービスも含めた、在宅生活支援サービスの利用促進のための周知啓発が必要です。
- 本市の介護給付の特徴として、特別養護老人ホームの 1 人あたりの給付費が国や県の平均と比べると多く、施設入所のニーズが高い傾向があります。高齢化のピークを迎え、また介護人材不足が課題となっているため、施設整備にかわる介護者の離職ゼロに向けたサービス整備が必要です。
- 予防通所介護と予防訪問介護については、第 7 期計画期間中に日常生活支援総合事業に移行しましたが、住民主体による支援への移行が進んでいない状況です。そのため、事業の趣旨の再確認や意識づけのための啓発等が必要です。

課題 5

介護保険制度の持続可能性の確保が重要です。

- 介護保険は、「要介護状態となった場合でも、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように給付をし、被保険者は心身の状況や環境等に応じて、被保険者が選択したサービスを受ける」とされています。この趣旨に基づいたケアプラン及び介護サービス計画により、自立支援、重度化防止のためのサービス提供が行われるよう介護給付の適正化を推進する必要があります。
- 介護サービスの充実には、サービスを支える介護人材の確保が不可欠ですが、介護サービス提供事業者実態把握調査結果によると、介護人材が不足していると答えた事業所は53.4%と半数以上となっており、介護人材の不足が課題となっています。ハローワークや関係部署と連携して人材の確保や育成に取り組んでいますが、十分な効果は出ていないため、新たな取り組みが必要です。
- 専門職による介護が必要な利用者に必要なサービスを提供し続けるとともに、虚弱高齢者も地域で安心してらせるためには、地域の元気な高齢者が虚弱な高齢者を支援する体制の整備が必要です。虚弱高齢者等の家事援助を行う「暮らし応援隊（有償ボランティア）」の人数は伸び悩んでいるため、市民理解や関心を高めるため、啓発を行う必要があります。

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、高齢者はもとより、すべての市民が、社会とのつながりを保ち、支え、支えられながら、暮らし慣れた地域や住まいで、安心して、自分らしい生活ができるまちを目指しています。

また、高齢者が生きがいを持ち、健全で安らかに暮らし続けるためには、高齢者自身が健康や介護予防の意識を高めることができ、介護が必要となった場合でも、自分自身で暮らし方を決定し、その決定を周囲が尊重できる環境が大切です。

そのため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進し、高齢者・市民だけでなく、事業者や地域、行政がそれぞれの力を発揮し、連携できるまちを目指します。

このような考えから、本計画の基本理念を「みんなで支えあい 「丸ごと」 つながるまち たんば」と定め、この基本理念に基づき、各種施策を進めていきます。



2 計画の基本目標

基本目標 1 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

- 高齢者がいきいきと、こころ豊かに生活できるよう、介護予防や重度化防止に向けた取り組みを進めます。
- 健康寿命の延伸のために、健康づくりなどの保健事業と介護予防を一体的に実施します。

基本目標 2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け、中核となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 高齢者の生活を支援するために、地域一体となった体制づくりを進めます。
- 医療と介護の両方を必要とする人が、在宅で安心して暮らせる体制を整備します。
- 生きがいの創造や向上につながる場の提供や支援を実施します。

基本目標 3 認知症施策の推進

- 認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域づくりと支援を行います。
- 認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進します。

基本目標 4 介護サービス整備

- 不足している介護サービスを市の実情に応じて整備します。
- 住民主体のサービスを充実し、地域一体となった地域支援事業及び介護予防を促進します。

基本目標 5 介護保険適正化

- 介護保険制度の持続に向けて、介護給付等の適正化を更に推進します。
- 質の高い介護サービスが提供されるよう、介護に関わる人材確保と育成に取り組みます。

■基本目標の考え方

本計画の基本目標は、第7期計画や高齢者の現状から見える課題解決のために、国が示す基本指針に則して設定しています。



3 計画の体系

基本理念

みんなで支えあい 「丸ごと」 つながるまち たんば

基本目標	施策の方向性	施策・事業
基本目標 1 自立支援・介護予防・ 重度化防止の推進	(1) 一般介護予防事業の推進	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業 ⑤高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 ⑥PDCAサイクルの推進による保険者機能の強化
	(2) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③こころの健康 ④タバコ ⑤健康診査・健康管理
基本目標 2 地域包括ケアシステム の更なる深化・推進	(1) 地域共生社会の実現に向けた整備	①福祉まるごと相談（福祉総合相談窓口） ②よろずおせっかい相談所 ③多様な主体が参画する地域づくりの支援 ④共生型サービスの整備
	(2) 生活支援体制の整備	①支えあい推進会議の設置 ②生活支援体制整備に向けた取り組み
	(3) 高齢者虐待の防止、権利擁護の推進	①広報・普及啓発 ②関係機関とのネットワークの構築 ③成年後見制度の普及と活用 ④相談・支援
	(4) 高齢者福祉サービスの推進	①高齢者外出支援事業 ②福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業 ③訪問理美容サービス事業 ④緊急時高齢者等あんしん宿泊事業 ⑤緊急通報体制等整備事業 ⑥人生いきいき住宅助成事業 ⑦要介護認定者等日常生活用具購入費補助事業 ⑧老人保護措置事業（養護老人ホーム） ⑨軽費老人ホーム（ケアハウス）
	(5) 高齢者の住まいの安定的な確保	①有料老人ホーム ②サービス付き高齢者向け住宅 ③公営住宅の活用 ④生活に困難を抱える高齢者への住まいと生活の支援 ⑤多様な住まいの整備・活用
	(6) 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの機能強化 ②地域ケア会議の推進 ③介護者への支援の充実
	(7) 医療と介護の連携	①在宅医療と介護の連携推進 ②兵庫県医療計画との連携
	(8) 危機管理体制の強化	①防犯対策の推進 ②防災対策の推進 ③災害時の対応 ④感染症対策の推進 ⑤交通安全対策の推進
	(9) 生きがい創造の支援	①高齢者の交流・生きがいづくり支援 ②生涯学習の充実 ③老人クラブ活動等の支援 ④高齢者の社会参加とボランティア活動支援 ⑤高齢者の特化した施策（長寿祝金の贈呈等）の方針転換 ⑥高齢者の就労支援

基本目標	施策の方向性	施策・事業
基本目標 3 認知症施策の推進	(1) 普及啓発・本人発信支援	①認知症への理解の促進 ②キャラバンメイト連絡会
	(2) 予防	①早期発見・早期診断
	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	①情報の提供 ②相談窓口の整備 ③丹波認知症疾患医療センター
	(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	①認知症バリアフリー ②若年性認知症の人への支援 ③社会参加支援
	(5) 研究開発・産業促進・国際展開	①効果的な認知症予防の研究
	(6) 地域の見守り体制の充実	①高齢者早期発見SOSシステムの利用促進 ②高齢者あんしん見守り隊の活動促進
基本目標 4 介護サービス整備	(1) 介護保険サービスの充実	①居宅サービスの整備 ②施設サービスの整備 ③地域密着型サービスの整備
	(2) 地域支援事業の充実	①介護予防・生活支援サービス事業 ②任意事業
基本目標 5 介護保険適正化	(1) 適正な要介護認定の確保	①適正な調査の確保 ②要介護認定の効率化と精度の向上
	(2) 介護サービスの質の向上	①福祉・介護人材の確保及び育成 ②事業者に対する情報提供 ③事業者に対する適正な指導監督の実施 ④適切なサービス事業所の選定 ⑤事業所の適正な運営 ⑥第三者評価の促進 ⑦苦情対応の充実 ⑧ICT（ちーたんネット）の活用
	(3) 介護給付の適正化	①適正化への取り組みと設定目標 ②要介護認定の適正化 ③給付内容の点検等の実施 ④ケアマネジメントの適正化支援 ⑤介護給付費通知の送付 ⑥住宅改修、福祉用具貸与等の点検
	(4) 情報提供の推進	①市民へのわかりやすい情報提供・親切的な相談支援 ②介護サービス情報公表の普及啓発
	(5) 低所得者等に配慮した負担の軽減	①介護保険料の所得段階の設定 ②介護保険料の減免制度 ③介護保険サービス利用者負担に係る低所得者軽減制度

4 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件や人口、公共施設や交通事情のほか、市民の生活形態や意識など地域の特性を踏まえ、これらを総合的に勘案し「日常生活圏域」を定めることになっています。

本計画においても、これまで進めてきた取り組みを更に推進するため、これまでと同様の3つの日常生活圏域を設定します。

西部圏域	氷上地域、青垣地域
南部圏域	柏原地域、山南地域
東部圏域	春日地域、市島地域



(2) 日常生活圏域の現状

高齢者数は「西部圏域」が7,777人と最も多くなっていますが、高齢化率は「東部圏域」が36.3%と最も高くなっています。

また、65歳以上実質独居高齢者数が最も多いのは「南部圏域」で、2人以上の高齢者のみの世帯数が最も多いのは「東部圏域」となっています。

圏域名	人口	高齢者数 (高齢化率)	世帯数	65歳以上実質 独居高齢者数	2人以上の 高齢者のみの 世帯数
西部	23,302人	7,777人 (33.4%)	9,283世帯	819人	1,082世帯
南部	20,841人	6,828人 (32.8%)	8,671世帯	830人	988世帯
東部	19,516人	7,089人 (36.3%)	8,000世帯	732人	1,101世帯
市全域	63,659人	21,694人 (34.1%)	25,954世帯	2,381人	3,171世帯

※人口、高齢者数、世帯数：2020(令和2)年3月末

※65歳以上実質独居高齢者数：2018(平成30)年4月1日現在における在宅介護支援センターによる高齢者実態把握調査の実績から算出。

※2人以上の高齢者のみの世帯数：2019(平成31)年4月1日現在における在宅介護支援センターによる高齢者実態把握調査の実績から算出。

※高齢化率：「2020(令和2)年3月末小学校区別人口、高齢者人口、高齢化率」(介護保険課作成)数値を抜粋し、算出。



基本目標達成に向けた分野別の取り組み

基本目標 1 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

(1) 一般介護予防事業の推進

①介護予防把握事業

現状と課題

○地域包括支援センターの総合相談事業及び関係機関からの情報提供により、支援が必要な高齢者の把握を行っています。

今後の展開

○地域包括支援センターで行う総合相談事業での情報収集を中心に、何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防へとつなげます。

②介護予防普及啓発事業

(ア) 介護予防出前講座

現状と課題

○フレイル予防を重点に低栄養予防、口腔機能の維持、筋力の維持向上に向けた内容で実施しています。

○フレイル予防以外の内容については、身近な圏域地域包括支援センターがニーズに応じた介護予防出前講座を開催しています。

○コロナ禍の中、地域で集まる機会の自粛により 2020(令和2)年度の実績の落ち込みがあり、今後の実施団体の見込みが不透明です。

今後の展開

- 元気で住み慣れた地域で暮らすためには、フレイル（虚弱）の予防が重要です。介護予防出前講座では、フレイル予防を重点に学習の機会を提供し、知識の普及等を図りながら、実践に向けて取り組むために、いきいき百歳体操や集いの場へつないでいきます。
- 地域包括支援センターでは、市民のニーズに応じた内容にも対応し、市民の関心を高め介護予防を推進していきます。
- コロナ禍の中、状況をみながら自治会や地域の高齢者が集まるふれあいサロン、いきいき百歳体操実施団体、地域の老人クラブ等への周知を図ります。

	単位	2020	2021	2022	2023
		(令和2)年度 見込み	(令和3)年度 目標	(令和4)年度 目標	(令和5)年度 目標
介護予防出前講座	開催回数	30	35	40	40
	参加人数	600	700	800	800

(イ) 口腔ケアの取り組み

現状と課題

- 基礎調査結果によると、口腔機能が低下している人は、男女とも前期高齢者で約17%、後期高齢者で約3割であり年齢とともに増加しています。また、口腔機能健診（歯っぴー健診）の受診率は13.7%（2019(令和元)年度）であり、受診率向上及び口腔機能維持のための普及啓発が必要です。
- 口腔ケア推進会議及び介護サービス事業所の従事者を対象とする研修会により、介護関係機関及び介護職の摂食嚥下機能・口腔衛生等の意識・知識向上を図りました。しかし、高齢者本人及び家族にとって口腔に関する問題は、身体・精神面に比べて優先されにくい状況です。
- 全世代を通じた口腔衛生及び口腔ケアの意識向上、正しい習慣の定着に向けた取り組みを、今後も関係機関の多職種と推進することが課題です。

今後の展開

- 介護予防出前講座において、オーラルフレイルの学習機会を提供するほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業によるハイリスク者への保健指導及び通いの場におけるポピュレーションアプローチによる知識の普及等の実施を調整していきます。
- 口腔ケア及び医療・介護等の関連会議において、摂食嚥下機能・口腔衛生等の口腔問題について介護・医療の関係専門職種や介護サービス事業所等と共有し、オーラルフレイル予防をはじめとする口腔ケアの取り組みを推進していきます。

③地域介護予防活動支援事業

(ア) いきいき百歳体操の地域展開

現状と課題

- 参加団体数は150団体、参加人数は2,028人となっており、65歳人口に占める参加率は9.4%（2019(令和元)年度12月定点調査）と順調に展開しており、いきいき百歳体操サポーターも57人が登録し、活躍しています。そのうち48名が、サポーターの地域貢献を奨励するとともに、サポーター自身の介護予防を推進する目的で創設（2017(平成29)年度）したサポーターポイント還元を受けています。
- いきいき百歳体操の実施効果として生活支援の広がりがみられます。2018(平成30)年度開始団体の開始1年後のアンケートでは「人間関係が広がった」と答えた人の割合は62.3%、「困りごとの助け合いがある」と答えた人の割合は16.2%となっています。
- 実施内容は体操だけでなく、フレイル予防の観点から栄養・口腔にも重点を置いています。
- いきいき百歳体操の地域展開は順調に進んでいるものの、各団体の参加人数の経時的変化やいきいき百歳体操へ参加することの効果などを更に分析し、通いの場を基にした丹波市における地域包括ケア及び地域づくりへの活用が課題です。

今後の展開

- 地域の虚弱高齢者や要支援者等が、より身近な場でいきいき百歳体操へ参加できるように、地域に偏りのない推進をしていきます。
- いきいき百歳体操サポーターの養成に努めるとともに、丹波市いきいき百歳体操サポーターポイント制度を継続していきます。
- 生活支援の広がりについては、生活支援体制整備事業による地域支えあい活動推進モデル事業をモデル地区で実施することにより、緩やかな互助としての見守り体制を広げていきます。
- 住民主体の「通いの場」として、また心身のフレイル予防発信の場として、継続的に支援していきます。そのためにも、市内医療機関等のリハビリテーション専門職の協力体制を維持しながら、各圏域地域包括支援センターを中心に様々な職種が関わります。
- 医療介護連携システム（ちーたんネット）を活用した、いきいき百歳体操の効果分析を行なうため、保険者機能強化推進交付金を活用したシステム改修の検討を行います。

	単位	2020	2021	2022	2023
		(令和2)年度 見込み	(令和3)年度 目標	(令和4)年度 目標	(令和5)年度 目標
いきいき百歳体操の地域展開	実施箇所数	170	190	210	230
参加状況（65歳以上）	参加人数	2,200	2,440	2,680	2,920
	参加割合（%）	10.0	11.0	12.0	13.0

④地域リハビリテーション活動支援事業

現状と課題

- 市内及び近隣市の医療機関等の協力により、住民主体の通いの場、自立支援型個別地域ケア会議及び要支援者等に対する自立支援のための訪問事業において、リハビリ専門職の関与が得られています。
- 自立支援型個別地域ケア会議では「適切な自立支援・サービス利用に向けて、介護支援専門員（ケアマネジャー）のアセスメント力向上及びリハビリテーション専門職との連携が必要」との地域課題があり、ケアマネジメントにおいて、本人の望む生活からリハビリテーションの目的を明確にし、利用及び評価していく必要があります。

今後の展開

- 地域における介護予防・自立支援の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などにリハビリテーション専門職等の関与を推進していきます。
- 高齢者の望む生活を基に関係者による適切な自立支援が行われることを目指し、地域ケア会議や研修会等にリハビリテーション専門職の関与を進めていきます。
- 要介護者等に対するリハビリテーションサービスについては、医療保険で実施する急性期・回復期リハビリと、介護保険の生活期リハビリへの切れ目のないサービス提供体制を構築していきます。

⑤高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

現状と課題

- 要介護認定者への基礎調査結果では、介護が必要となった原因は認知症が29.0%と多く、次に高齢による衰弱25.7%、骨折・転倒24.8%、脳卒中17.5%という回答結果がでています。高齢になっても暮らし慣れた地域で、自身の能力を生かし、自分らしく生活するためには、若いときからの継続した健康づくりや生活習慣病予防が必要です。
- 現在の後期高齢者医療の保険制度は、75歳に達すると国民健康保険等の身近な保険制度から、県域単位の後期高齢者医療保険制度に加入することになります。保健事業の実施主体も市から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に移ることになり、重症化予防などの保健事業が継続されていませんでした。
- 高齢者は疾病予防と生活機能維持の両方のニーズを有しているにも関わらず、健診事業は広域連合、介護予防は市が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の不安に対し、一体的に対応できていないという課題がありました。

今後の展開

- 高齢期における健康状態は、それ以前からの生活習慣が大きく影響しています。このため、壮年期からの連続した取り組みが不可欠であり、市の保険者との情報共有と協働が望まれています。
- 高齢期になって顕在化する心身の衰えや多病等は、後期高齢者で顕著となり、また個人差も大きく複合的な要因も加味されます。
- 通いの場等をはじめ、介護保険の地域支援事業との連携により、顔の見える健康づくりを進めることで、地域ぐるみで高齢者を支援することが、何よりも重要な要素と考えられます。
- 高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくるためには、健康状況と生活機能の両方の不安を解消するなど、高齢者の特性を踏まえた支援を行う仕組みが必要であることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に取り組みます。
- 健康・医療・福祉が一体的実施の体制を構築し、壮年期からの保健事業を老年期まで年齢を拡大したハイリスクアプローチと、いきいき百歳体操等通いの場におけるポピュレーションアプローチによる取り組みを進めていきます。
- 通いの場は住民主体の活動の場であることを重視し、専門職の介入は参加者の意向を充分配慮しながら行います。

⑥ P D C A サイクルの推進による保険者機能の強化

現状と課題

- 地域包括ケア「見える化」の活用により、国や県の市町との比較を通じてデータ分析を行い、介護保険事業運営協議会で公表しました。

今後の展開

- 地域包括ケア「見える化」システム等のデータ利用や、地域ケア会議などを通じて地域の課題を把握・分析することにより地域に応じた高齢者の自立支援や重度化防止に関する目標を立てます。
- データを活用しながら、P D C A サイクルに沿って事業の評価・見直し等を行い、保険者機能強化推進交付金等の活用も含めて、施策を充実・推進します。

(2) 健康づくりと生活習慣病予防の推進

① 栄養・食生活

現状と課題

- 「早起き・おひさま・朝ごはん」運動など、規則正しい食生活の実践を促すための食育活動・啓発に取り組んでいます。
- 認定こども園や学校に出向いての食育教室の開催が定着しましたが、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）の普及により、若い世代を中心に生活環境は変化しており、規則正しい生活習慣の確立の難しさがみられ、朝食の欠食や喫食内容の簡素化が課題です。
- 働き盛り世代には「メタボ予防」として適正体重の維持や減塩・野菜の摂取量増加に向けた健康教室や啓発を行っています。高齢期世代にはフレイルやサルコペニア予防として「低栄養予防」対策が課題です。年代により過栄養から低栄養予防へ食事に対する意識を変えることが必要です。

今後の展開

- 「体重に関心を持つ」、「バランスの良い食事」、「早起き・おひさま・朝ごはん!」、「減塩の推進」を重点に、それぞれのライフステージに応じた食育を推進していきます。
- これまでの健康教育事業、健康相談事業、啓発事業に加え、SAT システム（体験型・食生活診断）を活用した栄養指導や医療機関と連携した栄養指導を強化し、重症化予防や健康寿命の延伸を目指します。

② 身体活動・運動

現状と課題

- 地域での出前健康講座については、2016(平成 28)年度をピークとして開催が減少傾向にあります。2015(平成 27)年度から開始した住民主体の集いの場である「いきいき百歳体操」を開催する自治会等が増加しており、フレイル予防に対して大きな役割を担っています。
- 特定健診後の健康教室として、以前から国保加入者を対象に実施していた健康講座やノルディックウォーキングを取り入れた運動教室は、2019(令和元)年 7 月、丹波市健康センターミルネの開設に伴い、健康増進事業を拡充しました。健康講座は前期、後期とした各 6 回コースとし、うち 3 回は運動講座を実施し、年 1 回だったノルディックウォーキング教室を年 6 回コースに変更しました。
- 2019(令和元)年度からは、丹波市・神戸大学・兵庫県との共同で、MC I（軽度認知機能低下）が疑われる健診受診者を対象に、認知機能向上を目的にした「動楽教室」を開催（2019(令和元)年度末で 11 回開催）し、2020(令和 2)年度も引き続き実施しています。

○2020(令和2)年度からは、MCⅠには至らないが何らかの認知機能低下が見られ、かつ高血圧・高血糖のリスクがある健診受診者を対象にした運動指導等の多角的な指導を実施する健康教室を、神戸大学と共同で開催します。

○今後も、若い世代からの日常生活での運動習慣の確立を促すきっかけづくりに重点を置いた取り組みを継続し、介護予防に主体的に取り組む土壌を形成していくことが課題です。

今後の展開

○日常生活に運動習慣を取り入れるため、認知機能と生活習慣のリスクがある人には、神戸大学等と共同で認知機能向上のための教室を実施します。

○国保加入者には運動と栄養の講座を開催するとともに、広く市民へのアプローチとして、フレイル予防を視野に入れた出前健康講座における運動メニューの充実を検討します。

③こころの健康

現状と課題

○本市では、自殺による死亡率(人口10万対)は、依然として国や県より高く、働き盛りの男性が多くなっています。

○県のアンケートでは、丹波圏域においては相談窓口を知っていても相談することが少ない傾向にあるという結果が出ています。そこで周囲の人が変化に気付いたり相談しやすい環境づくりとして「こころのケア相談」や「電話相談」を実施しています。また、「こころの体温計」を記載した啓発ティッシュを商業施設や健診時に配布したり、地域の民生委員児童委員協議会や福祉施設職員、市職員対象にゲートキーパー研修や自殺対策講演会等を実施しています。

○睡眠については、集団健診でも約3割の人は睡眠で休養がとれないという結果が出ており、学校や地域で睡眠を切口に、こころの健康づくりを継続します。

今後の展開

○睡眠の大切さを伝え睡眠を通してこころの健康づくりを進めます。また、悩んでいる人が相談しやすい環境づくり(相談窓口の啓発やゲートキーパー研修の実施)に努め、声かけやつなぎができる体制づくりを推進します。

④タバコ

現状と課題

- 2019(令和元)年度に実施した丹波市健康診査受診者の喫煙率は、男性が19.1%、女性が2.6%になっており、年々微減しています(2015(平成27)年度に実施した同受診者の喫煙率 男性:22.1%、女性:3.1%)。
- タバコの害について正しく理解してもらえるよう、未成年の喫煙防止教育(小中学校における防煙教室)を実施しており、自治会への健康教育では受動喫煙防止の観点からも普及啓発を行っています。
- 健診後保健指導、妊婦相談等において禁煙相談を実施し、禁煙に向け支援しています。
- 近年加熱式タバコは若い世代を中心に使用が進んでおり、新型タバコの害についての正しい知識や情報等の普及啓発が課題です。

今後の展開

- 「自分も吸わない 大切な人にも吸わせない」を目指す姿として、①喫煙者を減らす、②未成年者の喫煙根絶・将来の喫煙防止、③タバコの正しい知識の普及、④受動喫煙防止の推進の4つの重点目標を定め、取り組みます。
- 禁煙支援を行うとともに、課題である新型タバコの害についての正しい知識や情報は、小中学校での防煙教室、保健指導、健康教室等で普及啓発に努めます。

⑤健康診査・健康管理

現状と課題

- 2019(令和元)年7月に丹波市ミルネ健診センターが開設され、各種健康診査・人間ドックを行い、保健指導の充実を図っています。
- 2020(令和2)年度から、市内医療機関においても特定健診・後期高齢者健診が実施され、身近なかかりつけ医のもとで健診を受けることができるようになりました。
- 丹波市の脳血管疾患の標準化死亡比(SMR)は、依然として国・県よりも高く、若いころからの生活習慣病予防、特に年々増加傾向にある糖尿病の重症化予防が課題です。
- 歯科保健分野については、歯科医師会の協力のもと歯周疾患検診(2014(平成26)年度～)や歯っぴー健診(2017(平成29)年度～)を実施することにより、口腔衛生のチェックを行っています。
- 治療や経過観察が必要な人については、かかりつけ歯科医でのフォローが受けられる体制が構築できていますが、若い世代の受診率が低いことが課題となっています。
- 将来のオーラルフレイルや生活習慣病予防において口腔衛生の保持は大きく関連するため、若い世代からの啓発活動が大きな課題です。

今後の展開

- 2020(令和2)年度から個別健診を中心にした実施体制にシフトし、丹波市ミルネ健診センター及び大塚病院は、各種健康診査・人間ドックの実施機関として稼働し、保健指導においても充実を図ります。
- かかりつけの市内医療機関のもとで特定健診・後期高齢者健診が受診可能となったため、多くの人（特に後期高齢者）が受診している状況です。受診率向上だけでなく、その後の保健指導にもつなげて、市民の健康増進に努めます。
- 歯科保健分野においては、2020(令和2)年度から歯周疾患検診の対象を71歳の人まで拡大したところ受診率が増加しました。口腔衛生の保持はフレイル予防の大きな柱の一つであるため、より一層、歯周疾患検診や歯っぴー健診の受診率を向上することで、セルフケアの啓発強化に努めます。

基本目標 2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

(1) 地域共生社会の実現に向けた整備

①福祉まるごと相談（福祉総合相談窓口）

現状と課題

- 市民の抱える課題は複合化し、高齢・障がい・子ども・生活困窮など、属性ごとの支援体制では複合的な課題の解決や制度の狭間のニーズへの対応が困難となっています。
- 2020(令和2)年4月から、自立支援課に「福祉まるごと相談」窓口を開設し、複合的な課題の解決に向けた相談支援を行っていますが、相談窓口だけで解決することは難しく、関係部署や地域・関係機関などのつながりによる支援が必要です。

今後の展開

- 福祉まるごと相談窓口を中心に「断らない相談支援体制」を確立するため、関係部署や地域・関係機関など、相談者を取り巻く支援関係者全体を調整する機能を強化します。
- 相談支援にとどまらず、社会とのつながりや社会への参加を支援する「参加支援」、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」など重層的な支援体制の構築を目指します。

②よろずおせっかい相談所

現状と課題

- よろずおせっかい相談所サテライト（愛称「つなぎ」）（以下「つなぎ」）は、2020(令和2)年11月時点で市内25地区のうち、5地区に設置しています。住民に身近な相談所として、地域の生活課題の把握や、困りごとを抱える家庭に対する隣近所の気づきから専門相談につなげる役割が期待されています。
- よろずおせっかい相談所は、2020(令和2)年11月時点で、市内18社会福祉法人に28箇所設置しています。社会福祉法人に設置されたよろずおせっかい相談所は、専門職のいる相談所として、「つなぎ」では困難な相談に対応したり、地域の生活課題を把握しています。
- よろずおせっかい相談所支縁センターは、市社会福祉協議会の3支所に設置し、よろずおせっかい相談所及び「つなぎ」の相談支援や、相談所で把握された地域の生活課題を支えあい推進会議と共有します。

今後の展開

- 「つなぎ」の役割や必要性を、各地区の支えあい推進会議及び各自治協議会等に伝え、各地区の理解を得ながら設置していきます。
- 地域共生社会に向けて、市民が隣近所に関心を持ち、我が事として地域づくりに取り組んでいけるよう普及啓発を行います。
- 個人の困りごとは、本人・家族が直接相談に出向くほか、自ら相談できない家庭の困りごとにも隣近所が気づき、市民に身近な民生委員児童委員、よろずおせっかい相談所、「つなぎ」、社会福祉協議会等を通して、専門相談につながる体制を構築します。
- 福祉まるごと相談、地域包括支援センター、関係部署等においては、適切に相談対応するとともに、個人の相談から考えられる地域の生活課題について、社会福祉協議会を通じて支えあい推進会議と共有します。

丹波市版地域包括ケアシステムの構築から、地域共生社会へ

団塊の世代が85歳以上になる2035年に向けて、医療・介護サービス量の絶対的な不足や介護人材不足が見込まれており、医療・介護・看取りの難民を出さず、たとえ介護が必要になってもできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるための体制整備が必要です。丹波市では住民主体による介護予防・社会参加・支えあいのまちづくりに我が事として市民が取り組むために、市基幹型地域包括支援センターと3圏域の地域包括支援センター及び社会福祉協議会が一体的に支援していきます。さらに高齢者だけでなくあらゆる属性の人が制度・分野の枠を超えて、助け合いながら暮らし続けていくことのできる地域共生社会を健康福祉部が市民とともに推進します。



③多様な主体が参画する地域づくりの支援

現状と課題

- 市内には地域（小学校区、青垣地域は旧小学校区）ごとに、地域づくりを進める自治協議会等が設置されており、地区住民の交流を中心とした多様な活動が展開されています。
- 多くの地域では、各種団体や個人などの多様な主体が、地域づくりに向けた話し合いや活動にあまり参画できないため、役員など一部の人に負担が集中していたり、生活課題の解決に向けた取り組みを推進する駆動力がなかったりするなど、様々な課題を抱えています。

今後の展開

- 人口減少と高齢化が進む中、将来を見据えた持続可能な地域づくりを進めるためには、各自治協議会等が、多様な主体同士と、つながり、話し合い、学び合いながら、地域の理想について共感の輪を広げ、生活課題を解決していけるようなプラットフォームとなるよう、現在の組織や活動の在り方を振り返り、必要な見直しを行っていけるように支援します。
- 見直しを行う際は、人づくり、つながりづくりのプロセスを大事にして、地域の一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支えあいながら暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

④共生型サービスの整備

現状と課題

- 65歳到達により要介護認定を受け介護サービスを受ける障害福祉サービスを受けていた利用者には、心身の状況やこれまでのサービス受給内容を考慮し、サービスの質が低下しないよう、介護、障がい担当で都度検討し、協議を行っています。
- 令和2年3月末時点では、介護及び障がい担当からそれぞれに指定を受けている事業所はありますが、「共生型サービス」として指定を受けている事業所はありません。今後共生型サービスの周知に努めていく必要があります。

今後の展開

- 障がい者が65歳になっても、それまで利用してきた障害福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）を利用しやすくするため、障害福祉サービス事業所を介護保険事業所とする指定申請に対し、共生型サービスとして適正な事業所指定を行います。
- 障害福祉サービスから介護サービスへの移行をスムーズにできるよう、障害者相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携を推進していきます。

(2) 生活支援体制の整備

① 支えあい推進会議の設置

現状と課題

- 丹波支えあい推進会議（第1層）では、各地区の情報交換によるネットワーク構築や地域支えあいフォーラムを開催し、市民への啓発を行いました。
- 2016(平成28)年4月、社会福祉協議会に地域支えあい推進員を配置し、高齢者の生活支援について話し合う支えあい推進会議の設置を、各地区に働きかけました。2020(令和2)年11月時点で、支えあい推進会議（第2層）が14地区に設置され、地域ニーズ把握や今後の取り組みに対する検討が進んできています。
- 未設置地区に対しては、他地区の情報提供等により働きかけを行っており、今後すべての地区で支えあい推進会議が設置され、地区住民による話し合いを進めていく必要があります。

今後の展開

- 地域支えあい活動推進モデル事業（以下「モデル事業」）による先進事例や、設置地区の情報提供を未設置地区に行い、市内25地区に支えあい推進会議設置を目指します。
- 第1層である丹波支えあい推進会議では、第2層で解決困難な課題を取り上げ、市域での自助・互助による取り組みや、必要と考えられる施策及び課題を市に提言します。

	単位	2020	2021	2022	2023
		(令和2)年度 見込み	(令和3)年度 目標	(令和4)年度 目標	(令和5)年度 目標
地域支えあい推進員(生活支援コーディネーター)の配置	人数	3	3	3	3
支えあい推進会議	設置地区数	14	17	21	25

② 生活支援体制整備に向けた取り組み

現状と課題

- 多くの地区の支えあい推進会議において、高齢者の介護予防及び通いの場が必要との地域ニーズが把握され、カフェやいきいき百歳体操の立上げに向けての取り組みが行われました。いきいき百歳体操においては、実施団体が増加し、高齢者の心身の健康保持だけでなく、安否確認や声かけ、見守り等の地域づくりにつながっています。
- 家事援助や移動支援のニーズが把握された地区もありますが、互助での取り組みには至っていません。
- 買い物のニーズは高く、移動販売や宅配等の民間サービスの情報をまとめ、地区住民に情報提供した地区があります。

○基礎調査結果では「近所の人が困っているときに週に1～2日程度、若干の料金をもらって支援したいと思うか、またそれはどのような支援か。」との問いに対し、「支援したい」、「支援してもよい」に約4割の人が回答しており、1番に多い支援内容は「困ったときの家事支援（車での送迎、簡単な大工仕事等）」48.8%、2番目は「介護や医療に関する支援（安否確認や声かけ、話し相手等）」41.2%となっています。

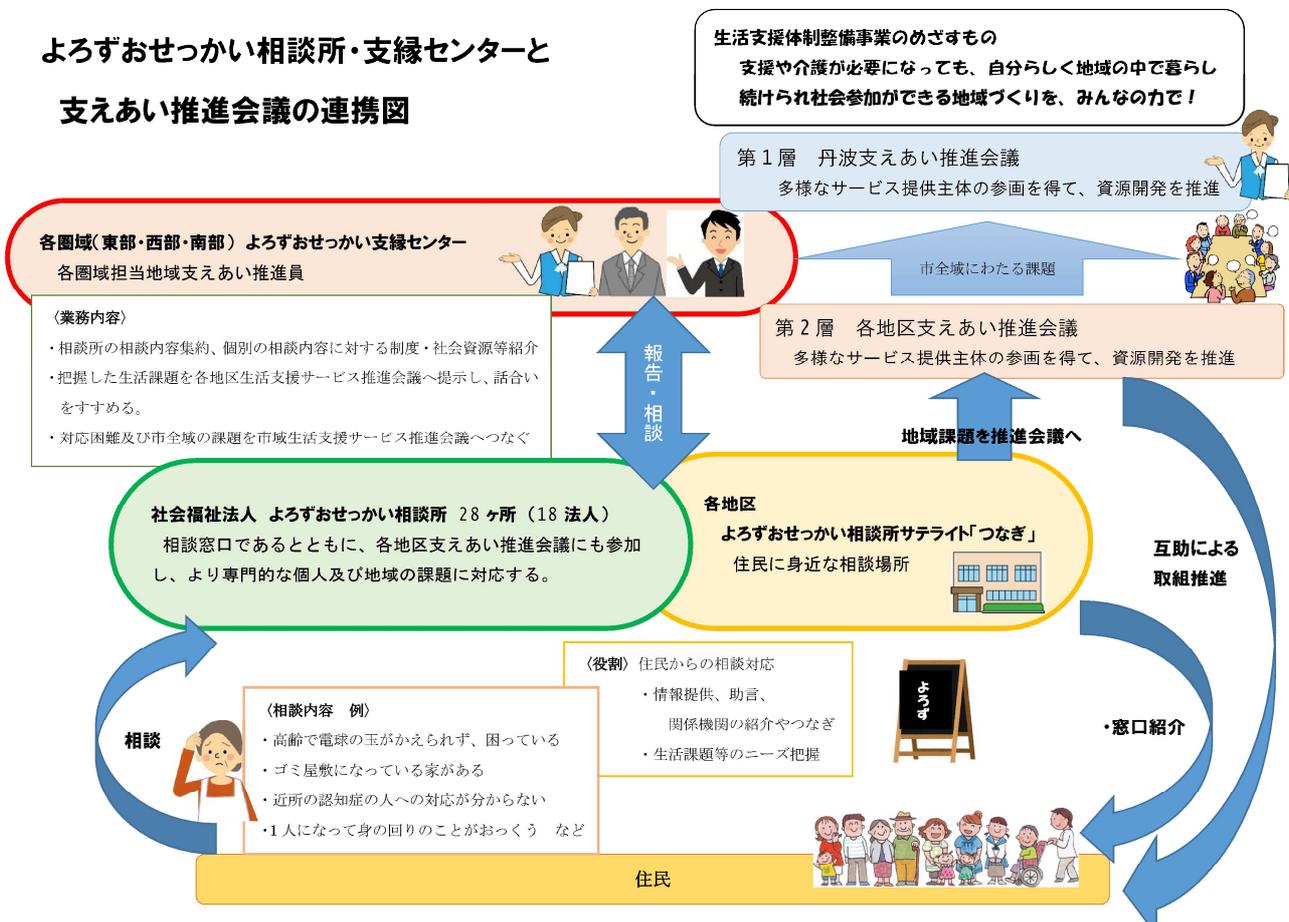
○自立支援型個別地域ケア会議では「新興住宅地においては一時期に高齢化が進むため、通いの場の設置が特に必要である。」との地域課題が抽出されました。

今後の展開

○支えあい推進会議設置地区等に対し、関係機関が支援を行いながら、自助・互助の取り組みを進め成果をあげていくモデル事業を実施します。以下の取り組みを例としながら、地域ニーズ及び地区の意思に基づき、生活支援体制整備を進めます。

- ・地域住民の困りごとが専門相談につながるよう、相談ネットワークを構築
- ・ちょっとした困りごとをお互い様で気兼ねなく助け合える体制づくり
- ・認知症になっても住み慣れたまちで暮らせるよう、近隣住民による見守りや声かけの取り組み
- ・通いの場の欠席者や不参加者への声かけ見守りによる、支援が必要な人の発見と相談機関へのつなぎの取り組み
- ・災害時に誰も逃げ遅れない地域づくり

よろずおせっかい相談所・支縁センターと 支えあい推進会議の連携図



(3) 高齢者虐待の防止、権利擁護の推進

① 広報・普及啓発

現状と課題

- 専門職を対象とした高齢者虐待防止研修会及び成年後見人との意見交換を目的とした権利擁護研修会を開催しました。
- 介護予防出前講座では、高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害など権利擁護に関するテーマを設定し、市民に対して講座を行い、パンフレットを配布し、周知・啓発を行いました。

今後の展開

- 定期的に研修会（講演会）を開催します。
- 積極的に地域に出向き、相談窓口の周知を図ることで、高齢者の権利利益の擁護に対する意識の向上につなげていきます。
- 広報、パンフレットの配布、研修の開催、介護予防出前講座での啓発活動を行います。

② 関係機関とのネットワークの構築

現状と課題

- 高齢者虐待対策地域連絡会は、年に1回開催し、丹波市の高齢者虐待の推移及び対応経過に関する報告を行うとともに、事例検討や意見交換を行うことで、各関係機関の役割や連携体制の構築について共有を図っています。
- 虐待発生の変因は複雑多岐になり、虐待の事後対応のみならず、未然防止を含めた迅速な対応が必要です。
- 広く権利擁護支援が行えるよう、関係機関との連携を深める必要があります。

今後の展開

- 高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、関係機関との意見の交換を行い、見守りや対応のネットワークを強化します。

③成年後見制度の普及と活用

現状と課題

- 住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、成年後見制度の申立てに対する支援等を行っています。
- 活用できる資産や貯蓄が乏しい人に対し、成年後見制度利用支援事業補助金を交付し、成年後見制度の利用ができるよう支援しています。

今後の展開

- 広報、パンフレット配布、介護予防出前講座を開催し、成年後見制度の普及啓発を行います。経済的理由で制度を利用できない人の支援が行えるように、成年後見制度利用支援事業を実施します。
- 福祉サービス利用援助事業を実施する社会福祉協議会と連携を行い、切れ目なく財産管理を行えるようにします。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
成年後見制度利用支援事業(報酬補助件数)	件数	10	14	17	20

④相談・支援

現状と課題

- 2019(令和元)年度に東部地域包括支援センター(春日・市島地域担当)を設置し、丹波市高齢者あんしんセンターは基幹型地域包括支援センターとして、市内4箇所(西部・南部・東部・基幹型)の地域包括支援センターで相談にんでいます。
- 市内の司法書士や社会福祉士による権利擁護相談日を設けて高齢者とその家族から毎月相談に対応しています。
- 2020(令和2)年4月より福祉総合相談窓口(自立支援課)を設置し、広く市民に向けた権利擁護に関する相談等を受けており、福祉総合相談窓口を中心に関係部署との連携強化にも努めます。

今後の展開

- 地域包括支援センターの認知度の向上に努め、公益的な機関として、個人や地域が抱える問題の解決に積極的に取り組んでいきます。
- 処遇困難事例や虐待対応を行う地域包括支援センターの職員が、弁護士や社会福祉士等の専門職によるスーパーバイズを受け、対応における知識や技術の向上を図ります。
- 権利擁護相談を継続して行います。
- 権利擁護の相談に応じ、市民後見人の育成や法人後見の推進を担う権利擁護センターの設置について、権利擁護におけるニーズの実態把握を行い、関係機関と協議を行うように努めます。

(4) 高齢者福祉サービスの推進

① 高齢者外出支援事業

現状と課題

- 高齢者の外出機会と社会参加の拡大を図り、閉じこもりや心身機能低下等を予防するため、タクシー券の交付またはバスカードの貸与を行っています。一方で、市が整備するデマンド型乗合タクシーや路線バス、福祉交通であるおでかけサポート事業と利用者や目的が重複する部分があるため、各制度の確認と見直しを行い、公共交通全体の適正化を図るために事業の再検討が必要となっています。
- 2021(令和3)年度からのおでかけサポート事業の見直しを機会に、高齢者外出支援事業は2019(令和元)年度より、丹波市地域公共交通会議において福祉交通部会を設置し、見直しについて協議を行い、事業の利用対象者についてはデマンド型乗合タクシーや路線バスなどの公共交通機関と見直し後のおでかけサポート事業へ振り分けを行うよう制度設計を行っています。
- 今後の課題として、2021(令和3)年度に高齢者外出支援事業の事業対象者が公共交通機関や見直し後のおでかけサポート事業へ円滑に移行することが課題となります。

今後の展開

- 各交通機関の役割分担を基本とした、より利便性の高い交通体系の構築に向けて、高齢者外出支援事業の利用状況や実績を踏まえながら、必要に応じての事業内容の見直しを行ってまいります。

② 福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業

現状と課題

- 外出時に介助や支援を必要とする要介護認定者や障がい者に対して、移送用車両による通院、買い物等の送迎を行うことにより、日常生活及び社会生活を支援し、自立生活や健康保持など在宅福祉の向上を図ることを目的として実施しています。
- 2021(令和3)年4月からの事業見直しにより、利用対象者の拡大、利用者負担の導入、土・日・祝日を含む毎日運行を行います。

今後の展開

- 福祉移送施策として、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者に対する移送サービスを実施し、利用者のニーズを踏まえながら、今後もサービスの充実に努めます。

③訪問理美容サービス事業

現状と課題

○常時寝たきりの状態等のため、理容院・美容院に通うことができない高齢者を対象に、清潔の保持や整容による精神的な健康の向上を図ることを目的に、市内の理容店・美容店の協力により自宅への訪問による理容・美容サービスを実施しており、自宅訪問の出張交通費を助成しています。

今後の展開

○サービスの普及に向けて、必要な人にサービスを利用してもらえるよう、ケアマネ連絡会を活用するなど、周知に努めます。

④緊急時高齢者等あんしん宿泊事業

現状と課題

○世帯の高齢化や単身化が進んできていることで、家庭での介護力も低下し、対応困難事例や虐待事例は増加傾向にあります。緊急に分離保護を必要とするケースや、生活の立て直しに一時的な支援の場が必要な場合があり、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が対応するための支援が必要となっています。

今後の展開

○2020(令和2)年度で生活支援ハウスを閉鎖し特別養護老人ホームに転換する際に、2床を緊急時対応用として確保します。虐待対応における緊急分離措置や生活困窮者などの一時的な生活の場として提供することで、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）の対応を支援していきます。

⑤緊急通報体制等整備事業

現状と課題

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯、日中独居で疾患を持つ高齢者を対象とし、家庭内で急病、事故等により緊急に援助を必要とする場合、自宅にある固定電話機を用いて、丹波市消防本部に設置された緊急通報センターに通報すると、登録された近隣協力者による援助を得て、救助等を行うシステムです。
- 高齢者あんしんセンター職員が緊急通報センターの番号を固定電話機に登録する際、同意を得た上で消防署の職員と訪問し、住宅防火の指導を実地しています。

今後の展開

- 緊急時に援助を必要とする人に、住宅防火の指導を受けることの重要性を伝えることにより、今後も消防署との連携の強化を図ります。
- 必要な人が利用できるように、民生委員児童委員連合会での説明や、広報での紹介等により周知の徹底に努めます。

⑥人生いきいき住宅助成事業

現状と課題

- 住み慣れた住宅で住み続けるための住環境整備のため、住まいの改良相談員等が現地確認を行った上で、改修費の補助を行っています。
- リハビリテーション専門職の点検により、利用者の自立支援、重度化防止のための改修になっているか等の適正化を図る必要があります。

今後の展開

- バリアフリー化を行うことにより、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、住環境整備を進めていきます。
- 改修内容や目的が、対象要件に沿った内容となっているか等を把握し、適正化に努めます。

⑦要介護認定者等日常生活用具購入費補助事業

現状と課題

- 65歳以上の要介護認定者等で、在宅での生活が困難と認められる人を対象に、住宅用火災報知機や電磁調理器、押しボタン式電話機等の日常生活用具の購入費を一部補助しています。
- 低所得な高齢者世帯にとっては、在宅生活を継続する上で有効なサービスとなっていますが、助成金の交付件数と交付額ともに少ない状況が続いています。

今後の展開

- 利用実績などの効果を検証し、電磁調理器の低廉化等を踏まえた上で、対象用具の絞り込み等事業の見直しを検討します。

⑧老人保護措置事業（養護老人ホーム）

現状と課題

- 生活環境上及び経済的な理由により、自宅で日常生活を営むことが困難な人の心身の健康の保持や生活の安定を図るために、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

今後の展開

- 高齢者虐待や処遇困難ケースは増加傾向にあるため、今後も必要に応じて適切に措置を実施していきます。
- 事業実施において、各専門職が協働して対応していきます。

⑨軽費老人ホーム（ケアハウス）

現状と課題

- 介護保険サービス外の施設ですが、高齢者の多様な住まいのひとつであり、今後もニーズ調査等を継続します。

今後の展開

- 高齢者の多様なニーズにあった住まいの提供のため、市民への情報提供に努めます。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設数	2	2	2	2

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

①有料老人ホーム

現状と課題

- 2021(令和3)年3月末時点で市内有料老人ホームの施設数は5施設で、定員は58人です。
- 高齢者権利擁護の観点から、有料老人ホームの料金や運営について実態の確認をしていく必要があります。

今後の展開

- 高齢者の住まいの安定的な確保のため、新規参入意向のある事業者に対して、必要な情報の提供などの相談支援を行います。
- 入居者が安心して暮らすことができるよう、県と連携しながら適切な運営のための指導や支援を行います。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
有料老人ホーム	開設数	5	5	5	5

②サービス付き高齢者向け住宅

現状と課題

- 2021(令和3)年3月末時点で市内サービス付き高齢者向け住宅の施設数は3施設で、定員は56人です。
- 2021(令和3)年3月末に3箇所のサービス付き高齢者向け住宅が開設し、うち1箇所が特定施設入居者生活介護の指定を受けています。
- 利用者が安心して生活するため、特定施設入居者生活介護の指定の協議を進めていきます。

今後の展開

- 利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、特定施設入居者生活介護の指定の協議を行います。
- 新規参入意向のある事業者に対しては、必要な情報提供などの相談支援を行い、多様な住まいの整備を進めます。
- 2014(平成26)年4月より、地域における社会資源の整備計画を市町村が事前に把握することが計画的な福祉サービスの提供につながるとの考えから、事業者による立地市町村へのサービス付き高齢者向け住宅建設に係る事前情報提供の事務手続きの見直しが行われました。高齢者やその家族のニーズに応えるために、地域の需要を見極めながら、住宅に関する情報収集・情報

提供に努め、住宅において適切なサービスが提供されるよう対策を講じつつ、県や本市の住宅部局等、関係機関と連携して取り組みます。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
サービス付き高齢者向け住宅	開設数	3	3	4	4

③公営住宅の活用

現状と課題

- 丹波市公営住宅等長寿命化計画（改訂版）に基づき、市営住宅の外壁等の改修工事を計画的に行い、安全で快適な住まいを長期にわたり確保しています。
- 2DK以下の間取りの市営住宅の住戸を活用し、単身高齢者が入居可能な住宅として提供しています。

今後の展開

- 2DK以下の間取りの市営住宅の住戸を活用し、単身高齢者が入居可能な住宅として提供します。
- 丹波市公営住宅等長寿命化計画（改訂版）に基づき、市営住宅の外壁等の改修工事を行い、安全で快適な住まいを長期にわたり確保します。

④生活に困難を抱える高齢者への住まいと生活の支援

現状と課題

- 生活に困難を抱える高齢者に対しては、現行の生活困窮者対策や養護老人ホーム等への措置に加え、住まいの確保も含めた一体的な実施が必要です。

今後の展開

- 福祉部局と住宅担当部局とが連携し、市営住宅や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅などの情報を共有し、住まいに困窮する高齢者に対して情報提供を行います。

⑤多様な住まいの整備・活用

現状と課題

○医療や介護サービスを利用しながら、安心して地域に住み続けるためには、多様な住まいの整備・活用が重要です。

今後の展開

- 「丹波市まちづくりビジョン」において、暮らしの安心を提供する「医療福祉ゾーン」の市有地に、高齢者向け賃貸住宅の整備運営を行う事業者の公募を行い、多様な住まいの確保に努めます。
- 多様な住まいを選択できるよう、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の既存の施設について、情報提供を行っていきます。

(6) 地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターの機能強化

現状と課題

- 第7期計画に基づき、2019(平成31)年4月1日から市内3箇所目となる東部地域包括支援センターを開設しました。市内を3圏域(西部、南部、東部)に分け、医療法人、社会医療法人社団、社会福祉法人それぞれに運営を委託し、市直営の地域包括支援センターは、2019(平成31)年4月1日より各地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う基幹型地域包括支援センターへ移行しました。
- 高齢者の増加により要支援認定者や事業対象者が増加し、各地域包括支援センターに配置している2名の介護支援専門員(ケアマネジャー)ではまかなえず、保健師などの三職種が担当するケースも増えています。
- 地域包括支援センターの社会福祉士などの三職種が担当するケースが増えることは、地域包括支援センターが行う介護予防や虐待対応など、他の業務の停滞が心配されます。

今後の展開

- 基幹型地域包括支援センターが、各センターと協力しながら事業内容の評価を行い、介護予防重度化防止の取り組みの推進、医療介護の連携強化、地域一体となった支援体制の構築を図りながら、各センターの質の向上に向けた後方支援を行います。
- 地域包括支援センターに配置する介護支援専門員(ケアマネジャー)を3名に増員強化することで、地域包括支援センターが担当するケアプランの質の向上を図ります。また、三職種が地域包括支援センターの業務に注力し丹波市版地域包括ケアシステムの深化・推進をより一層進めていきます。
- 地域包括支援センターの業務の状況を定期的に把握・評価し、事業の質の向上のために必要な改善を図っていきます。

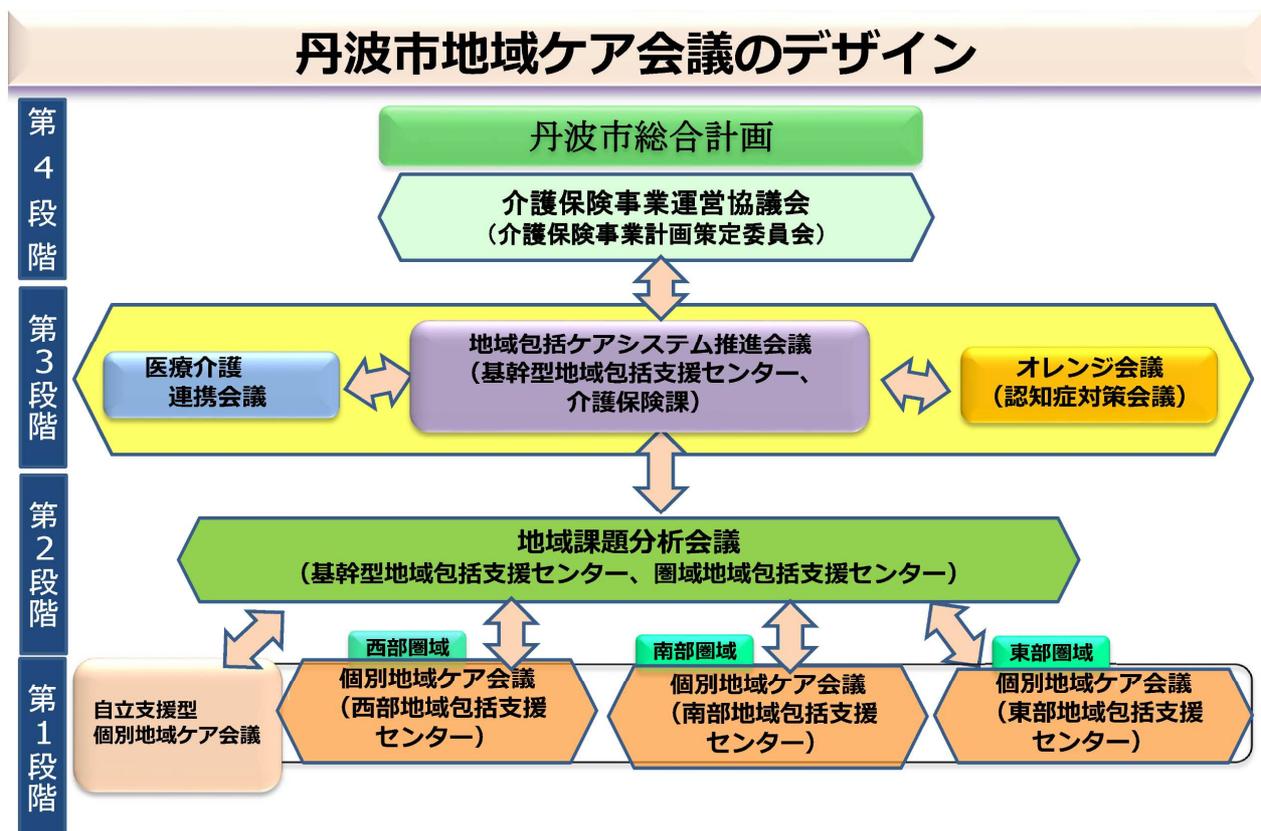
②地域ケア会議の推進

現状と課題

- 各圏域で個別地域ケア会議が開催されています。
- 2019(令和元)年11月より、自立支援型個別地域ケア会議として、多職種による自立支援に資する助言を行い、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上に取り組んでいます。
- 地域課題分析会議を開催して、各圏域の個別地域ケア会議から抽出した地域課題に対しての具体策を検討しています。

今後の展開

- 圏域の地域包括支援センターを中心に個別地域ケア会議を積み上げることで、地域課題を抽出・整理し、課題の解決に努めていきます。
- 介護予防・重度化防止を強化するにあたって、比較的要介護度の低い人を対象に、自立支援に資するケアマネジメントの推進が必要です。
- 自立支援型個別地域ケア会議では、リハビリテーション専門職等の多職種が協働して、自立支援を重視した個別ケースの検討を月1回実施していきます。専門的な視点に基づく助言を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを実施し、当該ケースの課題解決や自立支援の促進、更にはQOL（生活の質）の向上を目指していきます。
- 各圏域の個別地域ケア会議の事例の積み上げから抽出した地域の課題解決に向けて、取り組みます。



③介護者への支援の充実

現状と課題

- 近畿労働局との雇用対策協定により、関係機関や関係部署による連絡会議を開催しています。
- 関係部署と連携し、介護の体験セミナーの実施や、就職フェアにおいて福祉用具の展示等、介護者の支援につながる事業を実施しています。

今後の展開

- 女性のみならず男性も働きやすく、また介護休暇などが取得しやすいことに加え、職場復帰を制度として確立した職場を増やすことが、介護者の負担を軽減し、介護を継続していくためには重要です。
- 女性活躍推進助成金などの「女性の職業生活における活躍の推進」施策や国・県の「仕事と介護・育児の両立支援」施策により、働きやすい職場を増やし、そのために経営者や管理者の意識改革を促す等、業務体制の見直しなどに取り組む企業を支援する介護離職防止に向けた関係部署の施策と連携を図り、介護者への支援を行っていきます。

(7) 医療と介護の連携

①在宅医療と介護の連携推進

現状と課題

- 人生の最期の時をどのように過ごすのか、我が事として考えるきっかけづくりの「どのように生きるかを考える講演会」を2017(平成29)年10月に開催しました。140名の参加があり、自分の最期のときのことを考えておくこと、大切な人と話し合っておくこと、看取りだけでなく人生をどう過ごすかというヒントになったとの感想が寄せられました。自分の人生を振り返り残された人生の過ごし方を大切な人と話し合うきっかけづくりになるよう、2018(平成30)年度には、エンディングノートを作成しました。
- 施設や病院でなく、住み慣れた地域で医療や介護を必要とする人が増加することが見込まれるため、介護職と医療職が連携しやすくなるよう、多職種研修会を年に2回開催しています。顔の見える関係づくりができ、日常からスムーズな連携につながっています。

今後の展開

- 介護職が介護に必要な医療的知識を身に付け、迅速かつ的確に医療職につなぐことで、医療職は医療的ニーズの高い利用者を重点的に担当できるようにし、医療と介護の連携を行いながら、それぞれの役割に応じた効率的な対応ができるようにします。
- 市民が人生最期のときまでの生き方を自分のこととして考える機会となる「人生会議(ACP)」についての多職種研修、市民を対象としたフォーラムの開催、パンフレットの作成、配布、出前講座等で、在宅医療・介護連携の理解を促進していきます。また、在宅等において受けられる医療的サービスや看取りについての理解啓発を推進します。

②兵庫県医療計画との連携

現状と課題

○在宅医療と介護の連携による在宅生活の支援を目指す県医療計画に基づき、在宅支援のサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進め、特定施設入居者生活介護の指定について講義を行うなど体制整備に努めました。

今後の展開

○高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、希望する人ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるような環境を整備することが求められており、在宅医療及び介護が必要な高齢者に対し、医療との連携を図り、必要な介護サービスが受けられるよう県の指導・支援を受け、体制整備に努めます。

(8) 危機管理体制の強化

①防犯対策の推進

現状と課題

- 丹波防犯協会と連携を図り、防犯パトロール等の実施や、各自治会の要望により、防犯灯の新規設置を行っています。
- 消費者生活センターでは、消費者生活相談のほか、悪質商法や振り込め詐欺などの被害を未然に防止する目的として、街頭キャンペーン及び講習会で啓発活動を行っています。

今後の展開

○高齢者が犯罪等に巻き込まれない社会づくりをするため、各自治会及び関係機関と連携を図っていきます。

②防災対策の推進

現状と課題

- 独居や高齢者世帯、身体的な状況等により、災害時に支援が必要となる人（災害時要援護者）を把握し、地域や関係者の協力のもと、安全に避難行動等が取れるよう「災害時避難支援個別計画書」を作成しています。
- 支援個別計画書における支援区分が重度の人については、避難先となる福祉施設等の受入施設について調整を行っています。

今後の展開

- 災害時要援護者避難支援制度の適切な情報管理と提供名簿の適時更新を進めるため、制度、事務フロー、システム更新を含めて再検討し、制度全体の充実を進めます。
- 土砂災害、浸水被害のおそれのある介護サービス事業所に対して、避難行動確保計画の作成に向けた取り組み、指導を行います。
- 支援が必要となる人の把握に努め、災害種別に応じた支援計画の作成と安全・快適な避難環境の確保、支援体制の確立に向けて関係機関と連携を進めていきます。

③災害時の対応

現状と課題

- 地域が実施する防災訓練等において、地域住民と福祉関係者の協力のもと、要援護者の個別支援計画に沿った避難行動を確認するなど、防災と福祉の連携を図っています。
- 市内の社会福祉法人等と協定を締結し、要援護者の受入施設を確保するとともに、受入体制に関する研修や訓練を実施しています。

今後の展開

- 要援護者及び支援者が、実際に地域の避難訓練に参加し、個別支援計画の検証・見直しができる機会をつくります。
- 社会福祉法人での要援護者の避難者受入にかかる研修や訓練を実施していきます。

④感染症対策の推進

現状と課題

- 病原性の高い新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のような感染症が発生した場合に、生命や健康を守り、生活に及ぼす影響を最小限に留めることが重要です。

今後の展開

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症といった新興感染症については、現在も目まぐるしく診療体制・治療方法・ワクチン開発等が進行しており、国の示す方向性に柔軟かつ迅速に対応し施策展開することが求められています。
- 特に予防接種においては、ハイリスクな高齢者等への配慮が重要となるため、丹波市医師会の協力のもと、予防接種カードを用いた予防接種実施判定システムを十分活用し、安全に効率よく予防接種の実施を進めていきます。
- 感染症予防の大原則となる日常生活における注意点（手洗い・マスク着用・消毒等）についても、最新情報を適宜提供し、市民の感染症予防に対する意識の醸成に努めます。

⑤交通安全対策の推進

現状と課題

- 高齢化社会の進行により、高齢者が起因となる事故が増加傾向にあるため、更なる事故防止啓発を図る必要があります。
- 運転免許証の自主返納者数は増加しており、意識が高まりつつあります。

今後の展開

- 高齢者が道路を歩行もしくは自転車等を利用する場合の事故防止啓発と、自動車の運転に不安を抱える65歳以上の人を対象として、運転免許証の自主返納を推進していく事業を進めていきます。

(9) 生きがい創造の支援

①高齢者の交流・生きがいづくり支援

現状と課題

- 市社会福祉協議会では、高齢者やボランティアが定期的に集まり交流を深める「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援しています。2020(令和2)年3月時点で236箇所の地域や団体が実施しています。
- 本市が介護予防・生活支援・社会参加を目的として進めている「いきいき百歳体操」各団体の代表者は、参加者と共に運営や参加者への声かけ等の活動を行っています。
- 会場の運営を支援する「いきいき百歳体操サポーター」は、2020(令和2)年3月時点で57人が登録しています。
- 生活支援の有償ボランティア「くらし応援隊」は、2020(令和2)年3月時点で61人が登録しており、要支援者等を訪問し、やりがいをもって活動が行われています。

今後の展開

- 地域包括ケアシステムにおける自助・互助の取り組みを推進する重要な担い手として、いきいき百歳体操代表者、いきいき百歳体操サポーター及びくらし応援隊を位置づけていますが、養成・活動支援を行うとともに、優れた活動等の奨励・普及を目的とした顕彰事業の実施を検討します。

	単位	2020	2021	2022	2023
		(令和2)年度 見込み	(令和3)年度 目標	(令和4)年度 目標	(令和5)年度 目標
いきいき百歳体操サポーター養成	講座終了者数	175	200	225	250
	登録者数	65	70	75	80
くらし応援隊協力会員	人	50	60	70	80
くらし応援隊依頼会員	人	35	45	55	65

②生涯学習の充実

現状と課題

- 概ね 65 歳以上の高齢者を対象とした「TAMBA シニアカレッジ」を開講し、高齢期を心豊かに暮らしていくための生活課題等を学ぶ機会を提供しています。
- 地域では、趣味講座を通じたふれあい、生きがいづくりを目的として活動する「地域高齢者学級」が開催されています。
- 「TAMBA シニアカレッジ」、「地域高齢者学級」で学ぶ高齢者の多くは、自身の生きがいづくり、課題解決を目的とした自主完結型の学習に止まっていることが課題です。

今後の展開

- 人生 100 年時代を迎え、高齢者が培ってきた豊かな知識・経験を活かせる機会を見出して、地域社会の担い手として活躍することは、高齢者の生きがいとなるだけでなく、地域社会が抱える課題の解決や活力ある社会の形成にもつながります。
- 「TAMBA シニアカレッジ」、「地域高齢者学級」を通じて、高齢者が生きがいをもって学べる環境づくりを継続して行っていくとともに、地域課題をよく学び、学んだ成果を地域活動に生かすことができる高齢者の育成に取り組みます。

③老人クラブ活動等への支援

現状と課題

- 老人クラブについては、嗜好の多様化や役員のみ手不足等により、市の連合会組織に加盟しているクラブが激減しており、活動も一部の加盟地域に偏っている傾向があります（青垣支部は休会中、市島支部は解散等）。
- 高齢者の生きがいや健康づくりの推進のためには、激減する老人クラブの維持が求められますが、働き方改革や年金の受給年齢の引き上げ等により働く高齢者が増えた結果、老人クラブの会員増も見込めない状況にあります。
- 老人クラブ以外にもそれぞれの地域で、いきいき百歳体操、またはグラウンドゴルフ等を主な活動目的とする老人組織は増加しており、積極的な活動が展開されています。

今後の展開

- 老人クラブは老人福祉法の基本理念に基づき、様々な地域社会活動（友愛活動・健康づくり・社会奉仕活動等）を継続されています。
- 後期高齢者が増加する反面、生産年齢人口（支え手側）が激減する将来の人口構造を見据えた場合、地域の中での助け合いや支えあいの基礎組織として、老人クラブの活動は非常に大きな役割を担うこととなるため、その活動に対して支援していきます。

○他の老人組織は、その設立趣旨や目的等は異なり、嗜好の多様化によりそれぞれ独立している老人組織を老人クラブと統合することは困難なため、共に連携し合い、活動を支え、助け合える地域の老人組織として成り立つような仕組みを検討します。

④高齢者の社会参加とボランティア活動支援

現状と課題

- 社協のボランティア・市民活動センターでは、ボランティアコーディネーターが中心となり、活動を始めたい人の相談や登録、活動の調整のほか、情報収集・発信及びボランティアグループの育成や活動に対する助成等を行っています。
- 地域での支えあいや、高齢者を中心とした社会参加を進めていく中でボランティア活動は不可欠ですが、活動者の高齢化やボランティア人口の減少が課題です。
- 「くらし応援隊」については、毎年養成講座を行っていますが、受講者及び登録者が少ないという現状があります。
- 後期高齢者の増加に伴い、何らかの支援を要する人が増加し、地域におけるボランティアニーズは更に高まることが推測されるため、隣近所または高齢者同士の支えあいをはじめ、市民に対するボランティア活動に対する意識の醸成と、育成のための講座開催や、活動できる人を増やす啓蒙活動を進める必要があります。

今後の展開

- ボランティア活動に関する様々な情報の収集・発信、養成講座への講師派遣、ボランティアグループの活動に対して支援を行います。
- 「地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）」を継続して配置し、支えあい推進会議の設置等を推進するとともに、ボランティア活動（支援活動）等をしてもらえる元気な高齢者の把握と担い手の育成に努めます。
- 地域における生活課題の把握を行い、支えあい推進会議で生活課題の傾向と対策について協議するとともに、「くらし応援隊」等の有償または無償の支援活動につなげられるような仕組みを構築していきます。

⑤高齢者に特化した施策（長寿祝金の贈呈等）の方針転換

現状と課題

- 長きにわたり地域社会の発展に貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表すとともに、敬老気風の醸成を図ることを目的に、満 88 歳、満 100 歳になる人及び男女各最高齢の人を対象に長寿祝金（たんば共通商品券）を贈呈しています。
- 超高齢化が進展し、支給対象者は増加の一途を辿る状況にあること、加えて平均寿命の延伸を勘案し、2014(平成 26)年度には、節目となる 77 歳及び 99 歳の支給対象者の要件を廃止しました。
- 敬老事業（補助金）についても、2020(令和 2)年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点、または新しい生活様式を取り入れる必要等から、自治会で従来型の敬老会（飲食を伴うお祝いの会等）を実施することが困難な状況となり、単一的に祝い金や記念品を支給されるところが大半を占める結果となりました。

今後の展開

- 将来人口の構造変化から、今後、生産年齢人口（支え手側）が激減することに伴って、税収減は決して免れることはできません。
- 限られた財源の有効活用は必須となるため、高齢者に特化した施策から、時代のニーズにあったより重点を置くべき施策へと転換または選択を迫られることも想定しなければならないため、長寿祝金や敬老事業の在り方を単に検討するだけでなく、趣旨や目的、また実施状況等において評価・検証を行い、必要性の要否を判断していきます。

⑥高齢者の就労支援

現状と課題

- 人口減少に伴う労働人口の減少により、サービス事業における人手不足や、育児・介護等の現役世代を支える分野での担い手不足が課題となっている中、高齢者の特性（知識、技能、経験）を生かした活躍が求められています。
- 近年、官民間問わずあらゆる分野において高齢者の再任用制度が取り入れられ、退職後の高齢者の就労機会が増えていますが、今後も人口減少とともに労働人口の減少が進むことが懸念されます。
- 高齢者の就労機会の提供を増やし、高齢者の生きがいづくり支援に取り組むとともに、市内事業所の安定的な労働人口の確保に向けた取り組みが必要です。

今後の展開

- 高齢者が持つ特性を生かして、高齢者の生きがいの創出、健康の保持増進につなげ、誰もが生涯現役で活躍できる社会を実現するため、シルバー人材センターやハローワーク等関係機関と連携して、高齢者の就労機会の増進に取り組みながら、地域の活性化につなげます。

基本目標 3 認知症施策の推進

(1) 普及啓発・本人発信支援

① 認知症への理解の促進

現状と課題

- 「認知症ケアネット」を活用し、認知症に関する本人や周りの人の相談窓口について周知しています。認知症相談支援センターである地域包括支援センターへの早期の相談もあり、認知症の発症後の初期段階（ファーストステージ）、認知症の人への関わりの初期（ファーストタッチ）での対応につながっています。
- 認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を暖かく見守るため「認知症サポーター養成講座」を開催し、2019(令和元)年度末時点で、延べ 13,080 人のサポーターを養成しました。認知症の理解を小学生、中学生などの若い世代にも啓発し、教育分野からの「認知症サポーター養成講座」の依頼も増えつつあります。

今後の展開

- 本人や周りの人が認知症と気づき、どこに相談をすればいいのかがわかるように「認知症ケアネット」を活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに相談窓口の周知を行っていきます。
- 認知症の人と地域で関わりが多いと想定される金融機関、郵便局、商工会等と認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人を支援する地域見守りネットワーク協定を結んでいます。地域や職域で認知症の人や、家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。また、人格形成に重要な時期である小学生や中学生等に対する養成講座の開催を教育機関に働きかけます。地域での見守りを更に強化し、認知症の理解が深まるよう努めます。
- 認知症初期集中支援チームでは、認知症の発症後の病気の初期段階（ファーストステージ）、認知症の人への関わりの初期（ファーストタッチ）の対象となる人への早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として、事業を推進します。
- 認知症の人が本当に必要とする地域の在り方や、支援のより良い在り方を考えるために、本人からの気づきや意見等についての発信を支援します。

	単位	2020	2021	2022	2023
		(令和2)年度 見込み	(令和3)年度 目標	(令和4)年度 目標	(令和5)年度 目標
認知症サポーター養成（新規）	サポーター数	250	250	250	250
キャラバンメイト養成（新規）	新メイト数	3	3	3	3
キャラバンメイト連絡会	開催回数	3	3	3	3

②キャラバンメイト連絡会

現状と課題

- 新規のメイトは年間数名ずつ増えており、2019(令和元)年末時点で53名の登録があります。
- 認知症サポーター養成講座の内容の共有や研修会など企画段階からメイトの代表者で内容を協議し、キャラバンメイト連絡会を毎年3～4回開催しています。

今後の展開

- 新しくメイトが増加しており、今後、連絡会の内容を充実し、地域や各種団体のニーズに応じた講座の内容を検討していく必要があります。
- 継続して、サポーターが地域での見守り、声かけ支援等の担い手となるようサポートしていきます

(2) 予防

①早期発見・早期対応

現状と課題

- 各地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員を配置し、早期発見・早期受診や支援の内容、相談窓口について、丹波市認知症ケアネット「つなぐ」を作成し周知しています。
- 認知症の早期発見・早期診断により、認知症の人が必要な医療や介護サービスにつながり安心した生活を営めるよう丹波市初期集中支援チームにより、丹波認知症疾患医療センター、サポート医と連携しながら多職種協働で進めています。
- 相談窓口の周知により地域包括支援センターに相談が入り、事業のスタート時期に比べて、早期介入できるようになっています。
- 地域の集いの場としていきいき百歳体操を推進しており、地域で孤独にならない地域づくりや役割を担うことが介護予防、認知症予防につながっています。

今後の展開

- 認知症の「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味があります。
- 日常生活における取り組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、生活習慣病の予防や、社会的孤立の解消が認知症予防に役立つ可能性があることから、住民主体の「いきいき百歳体操」や地域のサロンなどの「通いの場」に参加できるように支援していきます。
- 認知症初期集中支援チームについては、サポート医、丹波認知症疾患医療センターと連携を図り、多職種が連携して進めていきます。認知症初期集中支援チームでの実践を実務者会議で評価し、認知症対策会議であるオレンジ会議において、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

①情報の提供

現状と課題

○認知症に早期に気づき、早期対応できるよう「認知症ケアネット」を活用し、相談窓口や関係機関等の情報を提供しています。

今後の展開

○容態や段階に応じた医療や介護サービス、相談窓口や医療機関を示した「認知症ケアネット」については、認知症地域支援推進員が中心となり内容を点検し、更新していきます。

②相談窓口の整備

現状と課題

○地域包括支援センターが相談窓口であることの周知により、かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局から、認知症等で気になる人に気づいた場合に、相談が寄せられています。

○認知症相談支援センターである地域包括支援センターの窓口の周知により、早い段階から地域包括支援センターに相談が寄せられ、適時の対応ができているため、介護者相談を終了し、認知症ではないかという不安のある人やその家族への医学的助言などの支援として、「もの忘れ医療相談」を毎月定例開催しています。

○丹波認知症疾患医療センターと連携している認知症介護者のつどい「ほっと」の開催は、介護を経験した介護者でないと分からない悩み事等を参加者が打ち明け、聞き、お互いに寄り添う場であり、介護者の精神的負担軽減や情報共有の場になっています。

今後の展開

○後期高齢者の増加に伴って認知症の人が増えていくことが推測される中、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にもつながる視点から、今後も認知症介護者のつどい「ほっと」を継続実施し、介護者の思いに寄り添い、得られた情報・ニーズを基に、どのように進めていけばいいのかを認知症の人や家族の意向に耳を傾けながら検討していきます。

○リフレッシュ教室は、年に1～2回「ほっと」と同時開催しながら、介護から離れるひと時としてリラックスできる時間となるよう努めます。

○「もの忘れ医療相談」は、丹波認知症疾患医療センターと連携して開催しており、直接医療機関の受診につながらない人の医療の相談窓口として、専門医からの助言が受けられるよう毎月開催します。

- 認知症の人の早期発見・早期対応のためには、地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症疾患医療センター等の日頃からの連携が不可欠であり、更なる連携の強化に努めます。
- 認知症初期集中支援チームについての啓発を行い、認知症の人に適切な医療や介護サービスに速やかにつなぐ取り組みを強化していきます。
- 人生の最終段階にあっても、本人の意思が尊重された医療・介護等が提供されることが重要です。多職種による関わりの中で、本人の意思決定の支援を行う取り組みを推進します。
- 高齢化の延伸に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加すると考えられます。介護負担の軽減のため、介護サービス活用とともに、認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、理解し合う場である「認知症カフェ」の開設を推進します。

③丹波認知症疾患医療センター

現状と課題

- 兵庫県が指定する丹波認知症疾患医療センター（医療法人敬愛会大塚病院内）では、認知症患者等の専門医療相談、鑑別診断、地域保健医療・福祉的援助等を行っています。第7期計画において開始した認知症初期集中支援事業とその一環で取り組むチーム員会議には、センターから相談員が構成員として参加し、センターの医師についてもサポート医として参加するなど、専門的な指導・助言を行いながら、協力と連携をしています。
- 増加が見込まれる認知症高齢者や若年性認知症の人とその家族が、地域で安心して暮らせるための施策の立案や事業実施のために、センターの役割はより重要となってきます。

今後の展開

- 認知症初期集中支援事業の開始にあたり、丹波認知症疾患医療センターとの連携を図っていく必要があり、今後、専門的な指導・助言を受けながら、チーム員会議等で地域の課題整理等も含め、関係機関等を含めてチームで関わっていく必要があります。
- 認知症施策に関わる事業全般について協議・連携を図り、本人・家族への支援をしていきます。
- 本市は丹波篠山市と共同して、補助金の交付などの運営支援を行い、体制の維持を図っていきます。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

① 認知症バリアフリー

現状と課題

○認知症の人の力が発揮できる場面を設けることにより、本人のやりがいにつながっていたり、認知症の人と家族が安心して地域の人とつながったりする居場所になっています。

今後の展開

- 様々な生きづらさを抱えていても一人ひとりが尊重され、その人にあった社会参加ができる取り組みを進めることが必要です。認知症になると買い物や趣味の活動など様々な場面で外出や交流が減り気味になります。認知症になってもできるだけ、住み慣れた地域で普通に暮らしていけるよう障壁を取り除いていく取り組みが大切です。
- 地域で困っている認知症の人の周りから、認知症を正しく理解し困りごとを手助けできる地域づくりを推進し、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」を、地域で構築します。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
チームオレンジ	設置数	0	1	2	3

② 若年性認知症の人への支援

現状と課題

- 64歳以下で認知症を発症する「若年性認知症」は、働き盛りの世代のため、本人だけでなく、家族の生活への影響が大きいにも関わらず、実態も明らかでなく、支援は十分とはいえない状況です。
- 若年性認知症・家族の会「半歩の会」を不定期で開催していましたが、参加する当事者・家族がいない状況が続きました。そのため、若年性認知症の人や家族の支援者となる障がい福祉の担当者、相談支援専門員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、若年性認知症の人や介護者を招いて若年性認知症に関する勉強会を開催し、理解を深めています。

今後の展開

- 若年性認知症の人やその家族の集う場については、個別相談を通じてニーズ把握をしながら、障がい福祉や就労支援の相談窓口等とも協議・連携をしながら、検討を進めていきます。

③社会参加支援

現状と課題

○認知症になると、生活の中で活動を制限されたり自ら制限したりすることがあります。認知症の人は認知症というだけで何もわからない、できないわけではありません。正しい知識を持って適切に対応することで、認知症の人の持っている力を見つけたり、引き出したりすることができます。認知症カフェなどでは、認知症の人が楽しみややりがいを感じる活躍がみられます。

今後の展開

○認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割や生きがいをもって生活できる環境づくりが大切です。認知症の人の持てる力を発揮できる役割を持てるような取り組みを推進します。

(5) 研究開発・産業促進・国際展開

①効果的な認知症予防の研究

現状と課題

○誰が認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域を目指して、地域の居場所としていきいき百歳体操をツールに集いの場を推進しています。地域の人々が声をかけあい誘い合って集まる場所として、たとえ認知症になったとしても、排除されることなく、誰でも参加できる居場所になるような地域づくりを支援しています。

今後の展開

○認知症予防には、頭と体の健康を維持するために高血圧症、糖尿病などの生活習慣病の健康管理や適度な運動を実施すること、認知機能トレーニングなどを組み合わせて実施するとより効果的であることが、研究により明らかになってきています。今後は、国の動向を見ながら認知症予防に取り入れることも検討します。

(6) 地域の見守り体制の充実

① 高齢者早期発見SOSシステムの利用促進

現状と課題

○認知症相談や警察からの情報提供がある人には圏域包括支援センターとともに、SOSシステムの登録申請を勧奨し、登録者で希望する人にはQRコードを配布し、早期発見につながるよう展開しています。

今後の展開

○万一行方不明になっても早期発見につながるよう、ネットワークの整備及び協力機関との調整を図っていくとともに、今後も事業の普及啓発を進めていきます。
○登録者数の増加に向け、各センターによる事業周知や登録勧奨を行っていきます。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
高齢者早期発見SOSシステム	登録者数	20	25	31	38

② 高齢者あんしん見守り隊の活動推進

現状と課題

○各協定事業所や市内コンビニエンスストアに訪問し、高齢者の異変に気づいたら地域包括支援センターに連絡してもらう体制を構築しています。連絡があれば民生委員児童委員とともに地域包括支援センター職員も自宅を訪問し、受診やサービス利用等につながるよう支援しています。

今後の展開

○地域の見守り体制を更に充実するために、見守り隊として活動してもらえる事業所を増やしていくとともに、協定を結んでいる事業所同士の連携を図り、地域包括支援センターとの連携体制を強化していきます。
○市民に対する事業の周知を行い、見守り活動の理解推進を図ります。

基本目標 4 介護サービス整備

(1) 介護保険サービスの充実

① 居宅サービスの整備

(ア) 訪問看護／介護予防訪問看護

現状と課題

- 事業者数は増加していますが、計画値ほど介護給付費は伸びていません。
- 県下でも被保険者1人あたりの介護給付費がかなり少ないサービスですが、在宅療養の継続に必要なサービスのため、需要と供給の状況を把握し、サービス供給体制の確保が必要です。

今後の展開

- 地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていくにあたっては、在宅療養の支援や看取り、緊急時の対応など訪問看護の役割は重要であり、今後、更にニーズが高まることが予想されることから、需給状況を把握しつつサービス供給体制の確保に努めます。

(イ) 通所介護

現状と課題

- 定員18人を超えるデイサービスは、特殊浴槽等の設置等により、重度の要介護者の在宅生活を支える重要なサービスですが、介護人材の不足から地域密着型通所介護へ転換する事業所もあり、施設数は減少しています。

今後の展開

- 高齢化により、重度の要介護者の増加が見込まれることから、利用者のニーズや事業所の運営状況等を注視していきます。

(ウ) 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション

現状と課題

- 要介護（要支援）認定者が必要に応じてリハビリテーションを利用できる体制を構築することが必要ですが、事業所の立地やサービス事業所の状況により、サービスが行き届いていない地域があります。
- 自立支援・重度化防止等に向けた取り組みの推進のためには、地域の実情に応じた取り組みと目標を設定することが重要です。

今後の展開

- サービスの整備について、医療法人等に働きかけをするとともに、通所によるリハビリテーションが困難な場合は、訪問によるリハビリテーションの利用を周知していきます。
- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、急性期・回復期のリハビリテーション、生活期リハビリテーション、更に通所介護等の機能訓練、住民主体の通いの場等の各サービスや事業の役割を明確化し、切れ目のないリハビリテーションの提供体制の構築を図ります。

		単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
定員数	通所リハビリテーション	人数	115	115	115	115
	介護老人保健施設	人数	176	176	176	176
	介護医療院	人数	0	0	0	0
従事者数	理学療法士	人数	10	10	10	10
	作業療法士	人数	7	7	7	7
	言語聴覚士	人数	0	0	0	0
利用率	訪問リハビリテーション	%	1.61	1.78	1.81	1.81
	通所リハビリテーション	%	7.41	7.40	7.39	7.41
	介護老人保健施設	%	4.08	4.26	4.31	4.36
	介護医療院	%	0.23	0.34	0.38	0.49

(工) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

現状と課題

- 在宅生活を支える重要なサービスであり、丹波市で一番利用が多いサービスです。
- 県下でも被保険者一人あたりの介護給付費はかなり多く、住宅改修と福祉用具貸与で同じ効果のある品目については、給付の適正化及び利用者の自立支援に基づいたケアプランの見直し等を図っていくことが重要です。

今後の展開

- 他のサービスとの利用状況や利用者の生活状況との関係をもて、利用者の自立支援・重度化防止に過不足のない給付になっているか、給付の適正化に努めます。

(オ) 住宅改修／介護予防住宅改修

現状と課題

○工事内容については、住まいの改良相談員及び当課所属の介護支援専門員（ケアマネジャー）が現地調査を行い、利用者の自立支援、重度化防止に資する工事かどうかを判断していますが、年間 10 件程度についてリハビリ専門職による検証を行い、給付の適正化を図っていきます。

今後の展開

○利用者の自立支援・重度防止に過不足のない給付になっているか、給付の適正化に努めます。

②施設サービスの整備

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

現状と課題

○本市の傾向として、被保険者 1 人あたりの介護給付費は国や県の平均を大きく上回っています。
○介護保険料等の状況から第 7 期計画期間中には施設整備は行わず、生活支援ハウスの特養転換により、増床を図ります。

今後の展開

○医療再編成や介護離職ゼロに向けた取り組みの中で、入所を必要とする利用者の増加も見込まれるため、既存の施設の運用状況も鑑み、適正な床数について検討していきます。

(イ) 介護療養型医療施設

現状と課題

○丹波市には事業所はありません。
○市外でのサービス利用について、介護給付費を支出しています。
○2024(令和6)年3月に廃止予定のサービスです。

今後の展開

○廃止までは、市外でのサービス利用者への給付を行います。

(ウ) 介護医療院

現状と課題

- 第7期から創設された介護療養医療施設の機能を兼ね備えた施設です。
- 丹波市には事業所はありません。
- 市外でのサービス利用について介護給付費を支出しています。

今後の展開

- 市外でのサービス利用者への給付を行います。
- 医療療養病床からの転換については、市内事業所と協議を行っていきます。

③地域密着型サービスの整備

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

現状と課題

- 2019(平成31)年1月15日に、1事業所を指定しました。
- 地域の特性として市内全域を対象とすることは、事業所運営面において困難なため、東部圏域に限定して運営しています。
- 第7期計画期間中の新規整備は行いませんが、本計画期間中に他の圏域での開設が可能な事業所の調査等が課題です。

今後の展開

- 本市の住宅事情や事業所の人員確保も勘案しながら、サービス導入に向け、参入意思のある事業所と協議を行っていきます。

(イ) 地域密着型通所介護

現状と課題

- 第7期計画において、本市では指定の制限を行っていないため、事業所数は増加しています。
- 被保険者1人あたりの介護給付費も国や県の平均値を大きく上回り県下で一番多い状況です。
- 事業所の増加により、利用者の選択肢は増えますが、介護人材の不足している状況下では、1事業所あたりの職員の減少を加速させ、介護サービスの質の低下を招くおそれもあります。
- サービス内容については、多くの被保険者が利用するサービスであるため、自立支援、重度化防止のためのサービス提供及び高齢者の権利擁護等について、指導、情報提供を行っていく必要があります。

今後の展開

- 第8期においては、他サービスへの影響や既開設事業所の介護人材確保の観点からも、新たな整備の予定はありません。
- 各事業所の特色を生かしながら、利用者の自立を支援し安心して利用できる適正な運営の推進のために、事業所への情報提供など、連携に努めていきます。

(ウ) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

現状と課題

- 認知症に関して専門的に認知症ケアが受けられる重要なサービスですが、デイサービスでも認知症加算が取れることや家族の意向もあり、利用者数は減少傾向です。

今後の展開

- 高齢者だけではなく、若年性認知症の人の通いの場も必要であることから、参入希望の事業所への情報提供等、サービス整備に努めます。

(エ) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

現状と課題

- 通い、訪問、泊まりにより在宅生活を支援するサービスですが、事業所の中には「泊まり」が施設入所への待機として利用されているケースもあります。
- 介護報酬については1か月単位の包括報酬ですが、介護人材不足のため、サービス回数が利用者の必要数に達しているか、調査、指導を行っていく必要があります。

今後の展開

- サービス独自の特性を生かした利用の推進のために、開設している事業所と連携をとりながら、サービスの周知等に努めていきます。

(オ) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

現状と課題

- 認知症高齢者の住まいとして重要なサービスであり、入居の待機者はあるものの、待機をしている間に、他のサービスを利用されるなど、家族等の意向や入院により入所につながらないケースもあるのが現状です。
- 整備を求める声もあることから、状況把握に努め、今後の整備を検討します。
- 食費・居住費の補足給付が対象外のため、介護保険料の状況をみながら、地域支援事業による補助を行うか検討が必要です。

今後の展開

- 増加が見込まれる認知症に特化した居住系施設のため、利用者の状況や利用形態等の情報収集を行い、需給状況を注視していきます。
- 食事・居住費の補助に対する対象や給付方法についても、県内保険者の状況も参考にしながら検討を行っていきます。

(カ) 特定施設入居者生活介護

現状と課題

- 第7期計画策定時には、サービス付き高齢者向け住宅1事業所と地域密着型サービスの指定（市指定）の協議を行っていましたが、利用者の入居の状況から、県指定の特定施設入居者生活介護の指定となりました。

今後の展開

- 自宅での一人暮らしが困難で介護が必要な人の住まいの選択肢として、重要な役割を果たすと考えられることから、現在開設しているサービス付き高齢者向け住宅及び今後開設を予定している事業者と、指定を目指した協議を進めていきます。

(キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

現状と課題

- 市内に1事業所が開設していますが、第7期計画中には新たな整備は行っていません。

今後の展開

- 今後の需給の状況を注視し、適正な床数を検討していきます。

(2) 地域支援事業の充実

① 介護予防・生活支援サービス事業

現状と課題

- 2017(平成 29)年度より、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、予防給付から地域支援事業に移行し、訪問、通所ともに基準緩和型サービス及び住民主体による支援や地域資源の活用による移行を行いました。
- 基準緩和型サービスへの移行は進みましたが、更に住民主体による支援が充実し活用されるよう、医療・介護関係者及び市民意識の向上が必要です。
- 総合事業を実施している事業所への介護サービス提供事業者実態把握調査結果では、今後の総合事業参入予定について「今後も継続予定である」事業所は 69.2%、そのうち「継続予定であるが定員を減少させる必要がある」と考えている事業所は 38.9%でした。
- 通所型サービスについては、いきいき百歳体操が地域に順調に広がり、後期高齢者や要支援・要介護認定者も参加する場になっています。このため、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人において実施していた元気アップ広場は終了しましたが、一部いきいき百歳体操実施団体として継続しています。
- 訪問型サービスについては、くらし応援隊の利用料に対して補助を行い、自己負担 200 円/時間としました。くらし応援隊の利用者数は、2020(令和 2)年度において増加傾向です。要介護者の増加が予測される中、事業所の専門職が重度者の介護に従事できるよう、更にくらし応援隊利用者及びくらし応援隊を増加させる必要があります。
- 現行制度ではくらし応援隊利用者が要介護認定を受けると、くらし応援隊の利用ができなくなり、くらし応援隊の普及や継続した利用の妨げとなっているため、くらし応援隊利用者の利便性の向上や普及のため、制度の見直しや改善が必要となっています。

今後の展開

- 要支援認定者等の総合事業の利用について、リハビリテーション専門職等多職種の見点での助言を受け、自立支援に向けてのケアマネジメント支援を推進します。また介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修会開催やサービス調整手順の確認を行い、地域資源で高齢者を支えていく意識を市内関係者で共有するとともに、基準緩和型サービスから住民主体による支援への移行を推進します。
- 介護サービスによる支援だけでなく、地域で取り組む介護予防や地域資源等による支えあいによって、住み慣れた地域でできるだけ長く暮らしていくことが可能となることを、市民に普及啓発していきます。
- 訪問型及び通所型サービス C（短期集中予防サービス）については、リハビリテーション専門職のマンパワーを勘案しつつ、実施可能な体制を検討していきます。

○生活支援体制整備事業の支えあい推進会議における、地域ニーズ・課題、自助・互助による取り組み、更に公共交通政策の状況をみながら、訪問型サービスD（移動支援）については調整・検討します。

○国が行う介護保険法施行規則の改正趣旨に沿って、くらし応援隊などの総合事業を利用していた人が要介護認定を受けた場合でも、引き続き総合事業が利用できるように制度の見直しを行います。また、家事援助依頼者とくらし応援隊を、ふだんのくらしサポートセンターにおいてマッチングします。

	単位	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
		見込み	目標	目標	目標
訪問型サービス					
予防給付相当サービス	延利用者数	280	300	300	300
基準緩和サービス	延利用者数	750	720	620	520
くらし応援隊	延利用者数	300	450	550	650
通所型サービス					
予防給付相当サービス	延利用者数	670	750	750	750
基準緩和サービス	延利用者数	2,500	2,750	2,550	2,350

●訪問型サービス			
サービス種別	① 予防給付相当サービス 現行相当サービス	② 基準緩和サービス 市が設定した基準で行うサービス	③ くらし応援隊 有償ボランティアによる支援
サービス内容	●身体介護 入浴介助など ●生活援助 掃除・洗濯・買物など	●生活援助 掃除・洗濯・買物など 	●生活援助 掃除・洗濯・買物等 
費用	サービス料金の1～3割		200円/時間
提供主体	指定事業所		市社会福祉協議会 ふだんのくらしサポートセンター

●通所型サービス		
サービス種別	① 予防給付相当サービス 現行相当サービス	② 基準緩和サービス 市が設定した基準で行うサービス
サービス内容	入浴・食事・排泄介助 機能訓練 趣味活動 など 	いきいき百歳体操 交流 趣味活動など 
費用	サービス料金の1～3割	
提供主体	指定事業所	

②任意事業（地域支援事業）

（ア）家族介護支援事業

現状と課題

○介護者等の精神的負担の軽減を図るために、介護に関する知識や技術の習得、介護サービスについて、適切に利用する方法等を学習する機会を提供しています。

今後の展開

- 介護者の精神的負担の軽減を図るため、認知症介護者のつどい「ほっと」と同時開催で、リフレッシュ教室を実施するなど、検討していきます。
- 関係機関と連携して、介護による離職をしないように進めていけるよう、窓口への相談・支援をしていきます。

（イ）住宅改修理由書作成事務助成金

現状と課題

○資格を有する専門職等が、介護保険住宅改修の支給申請に係る理由書を作成した対価として、助成金を交付しています。

今後の展開

○助成金の交付を実施し、介護保険制度の円滑な実施を図ります。

（ウ）配食サービス

現状と課題

- 食事の調理が困難な一人暮らしや高齢者のみの世帯に対し、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスの取れた食事を提供することによって、健康の保持及び介護予防を図るとともに安否確認を行い、自立した生活が送れるよう支援しています。
- 配食サービスの事業所は、2020(令和2)年11月末時点で16事業所ありますが、事業所による実施区域や提供日の制限等から、選択肢の拡大のため、事業所数増加を希望する意見があります。

今後の展開

- サービスの充実を図り、実施区域の拡張や提供日の拡充等を検討していきます。
- 安否確認の役割がより機能するように、事業所との連携強化に努めます。

(工) 介護用品給付事業

現状と課題

○在宅介護をしている家族の経済的負担を軽減できるよう、介護用品の支給をしています。

今後の展開

○在宅生活の維持及び家族介護者の経済的負担の軽減を図るため、適正な内容や規模への見直しを行い、事業を継続します。

○世帯非課税の人で要介護度4以上の人に、月額4,000円のおむつとパットの現物給付を行います。2021(令和3)年度から2022(令和4)年度は、激変緩和措置を実施します。

○2022(令和4)年度からは、保健福祉事業に移行し、第1号被保険者の保険料を財源として実施します。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
介護用品給付事業	給付者数	560	240	240	110
	給付額(千円)	30,300	10,440	8,100	5,650

※2022(令和4)年度からは、保健福祉事業に移行します。

基本目標 5 介護保険適正化

(1) 適正な要介護認定の確保

① 適正な調査の確保

現状と課題

- 訪問調査員の研修の受講による技量の向上や調査員間での意見交換等で、判断基準の統一に取り組みました。
- 委託先から提出された調査票の確認も行い、より適正な調査の確保に取り組みました。

今後の展開

- 家族や関係者からの聞き取りを実施し、正確な認定調査が行えることを目指します。
- 委託先事業所から提出された調査票の確認を行い、適正な調査の確保に努めます。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
委託調査における点検実施率	%	100	100	100	100

② 要介護認定の効率化と精度の向上

現状と課題

- 調査員の研修受講による技量の向上を行い、審査会での委員の判断をし易くするなど、要介護認定の精度向上に努めました。
- 国が示す要介護認定期間の延長や、2018(平成30)年4月からは二次判定の簡素化の仕組みを取り入れ、迅速な認定結果の通知が行なえるように取り組みましたが、増加する要介護認定の件数に対して、更なる要介護認定の効率化への取り組みが必要です。

今後の展開

- 研修等を通じて調査員の調査の技量を上げながら同じ判断基準で調査ができるようにし、審査会での判断が的確に行えるようにします。
- 増加する要介護認定の件数に対しては、審査会での処理件数を増やしていくとともに、国が示す要介護認定期間の延長や二次判定の簡素化の仕組みを取り入れ、迅速な認定結果の通知が行えることを目指します。
- 介護認定業務等のうち、申請受付、確認等の単純な作業については、2022(令和4)年度から外部委託し、適正化の推進等を図っていきます。

(2) 介護サービスの質の向上

①福祉・介護人材の確保及び育成

現状と課題

- 兵庫労働局との雇用対策協定により、関係機関や関係各部署による連絡会議や就職フェア等の事業を実施しました。
- 人材育成として、氷上高校や丹波市社会福祉協議会が実施する介護職員初任者研修への支援や補助を行っています。
- 女性有資格者の再就職を支援するため、女性有資格者福祉人材バンクを開設し就労支援を行うとともに、人材バンクを通じて就職が決まった人に対して、就職準備金の補助事業を行っています。

今後の展開

- 介護人材確保につながるよう、ハローワークや関係部署との共同開催による就職面接会や介護体験セミナー、介護サービスの質の向上等のために介護職員初任者研修を支援していきます。
- 福祉人材の確保のための施策として、奨学金返還支援事業や家賃補助制度等の周知に努めます。
- 介護に対する理解を深め、在宅生活支援のため、また介護人材の確保のために市民を対象とした入門的研修を実施します。
- 限られた人材で無理なく多くの利用者に質の高いケアを届けるために、ちーたんネット（医療介護情報連携システム）の普及を推進し、文書削減と合わせて介護職員の負担軽減に努めます。
- 移住希望者向け仕事情報サイトにより、介護サービス事業所の魅力について情報を発信していきます。

	単位	2020	2021	2022	2023
		(令和2)年度 見込み	(令和3)年度 目標	(令和4)年度 目標	(令和5)年度 目標
介護職員初任者研修（氷上高校）	一般参加者	0	7	7	7
介護職員初任者研修（社会福祉協議会）	参加者	0	20	20	20

②事業者に対する情報提供

現状と課題

○事業所への連絡については、急を要するものも多くあり、また災害時等に連絡が必要な場合もあることから、迅速な対応と電子メール以外の伝達方法の確認を事業者と行うことが必要です。

今後の展開

- 事業者への連絡については、電子メールを利用し、情報を提供していますが、事業者によっては電子メールを確認する頻度に違いがあるため、情報の早期取得に対して啓発に努めます。
- 事業者への案内等で申込期間が短いもの、機会を逸すると制度が利用できないもの等もあるため、迅速な情報伝達を行います。
- 感染症拡大等により、面会して情報伝達が困難な場合もあるため、ちーたんネットの普及に努めます。

③事業者に対する適正な指導監督の実施

現状と課題

- 地域密着型サービス事業所については、基準に沿った事業運営を実施しているか自己点検を促しています。改善を要する事項について、指導・監査を行っています。
- 県指定の事業所においても、丹波健康福祉事務所と連携し、適正に運営されているか確認のうえ、指導・監査を行っています。

今後の展開

- 従来の実施済みを実施し、法令に基づいた適正な運営を担保し、サービス向上を図ります。
- 年度ごとに、重点指導事項の策定を検討するほか、指導対象の選定方針、実地指導や集団指導といった手法の選択等を検討し、それらを反映した総合的な指導計画の策定に努めます。
- 2018(平成30)年4月に指定権限が委譲された居宅介護支援事業所に対する指導・監査にも積極的に取り組んでいきます。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
地域密着型サービス事業所等実地指導	回数	3	21	15	14

④適切なサービス事業所の選定

現状と課題

- 事業所指定及び指導監査担当部署を、介護保険課から社会福祉課へ変更しました。
- 丹波市介護保険事業運営協議会の意見を踏まえ、書類審査及び現地確認を行い、公平、公正に選定を行っています。

今後の展開

- 適正な介護サービスの提供が行われるために、法令等に基づき適正な選定を行っていきます。

⑤事業所の適正な運営

現状と課題

- 介護サービス提供事業者実態把握調査結果では、事業運営上の課題等について「指定介護サービス提供に関する書類作成など事務作業が多い」との回答が31.7%あり、改善がみられるものの依然として多い状況です。
- 利用者へ求める書類等についても統一し、サービス提供以外の事務処理の効率化を図ることで、サービス提供の質を維持することが必要です。

今後の展開

- 国からの通達を踏まえ、必要に応じて指定介護サービス事業所からの提出書類の簡素化、省略化を検討していきます。
- 利用者へ求める書類等についても、介護サービス事業所のサービス提供以外の事務処理の効率化を図る中で、本来のサービス提供の質が確保できるよう検討します。

⑥第三者評価の促進

現状と課題

- 事業所への周知が十分できていないため、第三者評価の利用について周知し、事業所の資質向上につなげています。

今後の展開

- 第三者評価を受ける事業所が増えるよう、メリット等を周知し、利用促進を図ります。

⑦ 苦情対応の充実

現状と課題

○苦情の中には、高齢者の権利が侵害されている可能性がある案件もあるため、内容により関係機関と調整し、迅速に対応しています。

今後の展開

- 利用者や家族が気軽に相談できるよう、窓口の周知を図ります。
- 寄せられた苦情や相談については、利用者の立場に立って迅速に対応し、あらゆる角度から検証し、適切に対応します。

⑧ ICT（ちーたんネット）の活用

現状と課題

- 高齢化が進み、支える人口が激減する状況下では、限られた人材で一人でも多くの利用者に質の高いケアを届けることが重要です。
- 2018(平成30)年度に国が実施した「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業」では、介護支援専門員（ケアマネジャー）の負担が大きい業務として、56.3%が「医療機関・主治医との連携・調整」と答えています。
- 住み慣れた地域で住み続けるための在宅介護の支援には、医療と介護の連携が不可欠ですが、ちーたんネットへの介護サービス事業の登録が進んでいません。
- 感染症予防対策として、接触をしない連絡の方法として、ICTの活用は有効です。

今後の展開

- 丹波市医療介護情報連携システム（ちーたんネット）の利便性を周知することにより、介護サービス事業所の登録を推進します。
- 感染症対策として、ICTの活用を推進し、利用者や介護者にとって安全な介護サービス事業所運営を図ります。

(3) 介護給付の適正化

① 適正化への取り組みと設定目標

現状と課題

- 介護給付費の適正化はますます重要な課題です。
- ケアプラン点検については、従来の個別指導を基にした集団研修を実施し、外部講師による市の傾向からみる状況と、ケアプラン作成のスキルアップを図りました。
- 指導については、本市の介護支援専門員（ケアマネジャー）による気づきを促すケアプラン点検を実施し、集団による研修については、外部からみた市の傾向等の指導が必要です。
- 介護給付費財政調整交付金の交付において、保険者の「一定の取り組み（給付費適正化主要5事業の実施等）」が求められ、実施をしていない保険者については、調整交付金の増額分のうち5%が減額されます。

今後の展開

- 介護給付適正化主要5事業（要介護認定の適正化、縦覧点検・医療情報の突合、ケアプランの点検、介護給付費通知、住宅改修等の点検）について取り組みます。
- 必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進していくために、介護保険制度の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）を支援する「ケアプラン点検」を優先的・重点的に実施し、それぞれにPDCAサイクルを意識した実施目標を設定します。

② 要介護認定の適正化

現状と課題

- 委託している認定調査について、本市の介護支援専門員（ケアマネジャー）による確認を実施しており、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めています。
- 要介護認定期間の延長や、2018(平成30)年4月から二次判定の簡素化の仕組みを導入し、迅速な認定に向け取り組んできました。
- 認定者数の増加等により、申請から認定までの期間について、更なる短縮の工夫が必要です。

今後の展開

- 統一した基準で公正で的確な調査が行えることを目指して取り組みます。
- 国が示す要介護認定期間の延長や二次判定の簡素化の仕組みも取り入れ、迅速な認定が行えるように努めます。

③給付内容の点検等の実施

現状と課題

- 介護給付費の状況確認を毎月行い、国や県下の市町と比較した市の状況について、介護保険事業運営協議会で説明し、委員の意見を聴取しています。
- 縦覧点検、医療情報との突合については、今後重点的に点検し、実地指導の資料としても活用が必要です。

今後の展開

- 縦覧点検、医療情報との突合を行うとともに、今期は費用適正化の観点から重点的に実施することとし、介護給付費の点検を年に12回実施します。
- 不適切な給付が多く認められる事業所等には、指導・監査を実施し、適正な給付の確保に結びつけるとともに、誤りの多い事案については、研修会等を実施します。

④ケアマネジメントの適正化支援

現状と課題

- ケアプラン点検において、利用者の自立支援、重度化防止のためのケアプラン作成を指導するとともに、自立支援型個別地域ケア会議においても、過不足のない適正なケアプランであるかの視点も入れながら、指導をしています。

今後の展開

- 介護保険制度の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）を支援するケアプラン点検を優先的・重点的に実施し、居宅サービス計画において、利用者の自立支援につながる必要なサービスが適切に位置づけられているかなど、より良い支援が行われるよう指導・助言を行います。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
事業所数	箇所	6	6	6	6
点検件数	件数	24	30	30	30

⑤介護給付費通知の送付

現状と課題

〇年に2回の介護給付通知を発送しています。通知には高齢者の権利擁護や認知症カフェ等に関するお知らせを同封しました。

今後の展開

〇年2回の介護給付通知を発送する際に、国・県・丹波市における介護保険サービスの利用傾向や制度に関する情報などを同封し、利用者の給付に対する意識を高め、不正請求や過剰受給の防止に努めます。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
介護給付費通知の送付	回数	2	2	2	2

⑥住宅改修、福祉用具貸与等の点検

現状と課題

〇2018(平成30)年度と2019(令和元)年度は、住まいの改良相談員及び市所属の介護支援専門員(ケアマネジャー)が現地確認を行っていましたが、年間10件程度についてリハビリ専門職による事前の検討が必要です。

〇本計画期間中にリハビリ専門職の関与による事業運営を行う予定ですが、人材の確保が課題です。

今後の展開

〇住宅改修については、現在行っている事前訪問調査を継続するとともに、一定金額以上の住宅改修については、年10件程度を抽出し、利用者の身体・生活状況にそぐわない不適切な工事内容となっていないか等、施工結果の現地調査等を行います。

〇福祉用具の購入・貸与については、利用者の身体・生活状況に応じた必要な福祉用具の利用を進めるため、事業者への聞き取りや確認調査を行い適正な給付の確保に努めます。

(4) 情報提供の推進

① 市民へのわかりやすい情報提供・親切な相談支援

現状と課題

○情報の提供については、随時ホームページ、広報、防災行政無線等でお知らせするなど情報提供を行い、電子メールについても、確認がしやすいように工夫をしました。

今後の展開

○介護保険や高齢者福祉制度について、必要な情報が分かりやすく入手できるように提供方法についても検討を行い、市広報やホームページ、各種パンフレット、防災行政無線等を利用して情報提供に努めます。

② 介護サービス情報公表の普及啓発

現状と課題

○利用者が介護サービス等を選択できるような情報の公表状況になっていません。
○情報公表のツールとして、丹波市が運営する医療介護連携システム（ちーたんネット）の普及とともに、内容の充実について検討・実施していく必要があります。

今後の展開

○「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を視点に、市の広報やホームページで制度の周知を行います。

(5) 低所得者等に配慮した負担の軽減

① 介護保険料の所得段階の設定

現状と課題

○2019(令和元)年度 10月からの消費税率 10%への引き上げにより、低所得者（第1段階～第3段階）の保険料軽減強化を実施しました。
○所得段階については、第7期計画では低所得者の保険料軽減を図るため、応能主義に基づき、国の基準である第9段階から2段階増やし、第11段階としました。

今後の展開

○要介護認定者の増加による介護給付費等の上昇に伴い、介護保険料は上がり続けています。

○低所得者の保険料の状況をみながら、所得段階の設定を行い、低所得者の保険料率については国の基準より低く設定するなど、低所得者に配慮した保険料の設定を行います。

②介護保険料の減免制度

現状と課題

- 丹波市介護保険条例に基づき、収入が一定額以下の世帯等を対象に保険料の減免を実施しています。
- 常時の納付困難者に対する分納等の対応に加え、2020(令和2)年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施しました。

今後の展開

- 生活困窮などの理由で支払が困難な人が利用できるよう、制度の周知を図り、低所得層の負担軽減を図ります。

③介護保険サービス利用者負担に係る低所得者軽減制度

現状と課題

- 経済的な理由で介護サービスの利用が制限されないよう、介護保険施設における食費・居住費の自己負担に対する補足給付、高額介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減の認定など、利用者負担の軽減を実施しています。
- 2018(平成30)年7月豪雨により床上浸水した世帯については利用料の減免を行い、利用者及び家族の負担軽減に努めました。

今後の展開

- 制度の周知や適正な運用に努めます。

	単位	2020 (令和2)年度 見込み	2021 (令和3)年度 目標	2022 (令和4)年度 目標	2023 (令和5)年度 目標
高額介護サービス費の支給	件数	12,016	12,372	12,738	13,116
負担限度額の認定者数	人数	880	640	620	630



介護給付費・予防給付費及び保険料

1 介護保険サービス等の見込み

(1) 居宅サービス/介護予防サービス

居宅サービス及び介護予防サービスの見込量については、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度上半期までの利用者数、利用日数、1回あたりの単価等の利用実績及びその伸び等を踏まえ、サービス量を見込みました。

居宅サービス		第7期計画期間(実績量)			第8期計画期間(見込量)		
		2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度 【実績見込み】	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問介護	利用回数(回/月)	7,308	7,192	6,974	7,303	7,641	7,850
	利用者数(人/月)	536	541	548	561	587	603
訪問入浴介護	利用回数(回/月)	145	133	117	138	138	139
	利用者数(人/月)	28	28	25	29	29	29
訪問看護	利用回数(回/月)	1,445	1,457	1,650	1,902	2,159	2,433
	利用者数(人/月)	235	251	292	333	378	426
訪問リハビリテーション	利用回数(回/月)	229	323	320	333	340	346
	利用者数(人/月)	49	67	65	72	74	75
居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	170	167	188	192	196	199
通所介護	利用回数(回/月)	6,008	5,567	5,346	5,281	5,228	5,176
	利用者数(人/月)	639	575	543	535	529	524
通所リハビリテーション	利用回数(回/月)	1,992	2,028	1,957	1,958	1,978	1,998
	利用者数(人/月)	261	268	257	257	259	262
短期入所生活介護	利用回数(回/月)	3,746	3,517	3,625	3,691	3,765	3,840
	利用者数(人/月)	349	329	319	324	331	337
短期入所療養介護 (老健)	利用回数(回/月)	472	473	407	458	458	459
	利用者数(人/月)	49	54	46	50	50	50
短期入所療養介護 (病院等)	利用回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	利用回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	利用者数(人/月)	1,371	1,431	1,491	1,511	1,526	1,541
特定福祉用具購入費	利用者数(人/月)	30	28	34	35	36	37
住宅改修費	利用者数(人/月)	19	20	25	26	26	27
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	48	53	52	79	96	103
居宅介護支援	利用者数(人/月)	2,083	2,068	2,101	2,124	2,146	2,169

介護予防サービス		第7期計画期間（実績量）			第8期計画期間（見込量）		
		2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度 【実績見込み】	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数（回/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	利用回数（回/月）	88	109	141	176	202	232
	利用者数（人/月）	22	28	34	37	42	49
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数（回/月）	23	21	23	24	25	26
	利用者数（人/月）	6	5	6	7	7	7
介護予防居宅療養管理指導	利用者数（人/月）	14	13	9	10	10	10
介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人/月）	81	79	70	71	72	73
介護予防短期入所生活介護	利用回数（日/月）	4	9	13	13	16	19
	利用者数（人/月）	1	2	4	4	5	6
介護予防短期入所療養介護 （老健）	利用回数（日/月）	1	4	2	2	2	3
	利用者数（人/月）	0	1	0	1	1	1
介護予防短期入所療養介護 （病院等）	利用回数（日/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	利用回数（日/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	利用者数（人/月）	314	335	363	384	392	398
介護予防特定福祉用具購入費	利用者数（人/月）	8	8	7	8	11	13
介護予防住宅改修	利用者数（人/月）	8	7	13	13	19	22
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	5	5	5	11	11	11
介護予防支援	利用者数（人/月）	377	396	418	427	433	434

(2) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの見込量については、第7期計画の利用実績や今後の施設整備計画等を踏まえ、サービス量を見込みました。

地域密着型サービス		第7期計画期間（実績量）			第8期計画期間（見込量）		
		2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度 【実績見込み】	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数（人/月）	0	3	13	32	34	36
夜間対応型訪問介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	利用回数（回/月）	6,903	7,732	7,831	9,286	9,471	9,643
	利用者数（人/月）	711	812	798	928	947	964
認知症対応型通所介護	利用回数（回/月）	671	595	544	648	661	668
	利用者数（人/月）	71	64	57	74	75	76
小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/月）	95	101	100	102	104	106
認知症対応型共同生活介護	利用者数（人/月）	72	71	72	71	71	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数（人/月）	29	29	28	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

地域密着型介護予防サービス		第7期計画期間（実績量）			第8期計画期間（見込量）		
		2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度 【実績見込み】	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数（回/月）	19	5	8	8	8	8
	利用者数（人/月）	2	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/月）	7	8	8	10	10	10
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1

(3) サービス施設サービス

施設サービスの見込量については、第7期計画の実績量や今後の地域の実情、国の基本指針、医療療養病床の転換などを勘案し、サービス量を見込みました。

施設サービス		第7期計画期間（実績量）			第8期計画期間（見込量）		
		2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度 【実績見込み】	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
介護老人福祉施設	利用者数（人/月）	507	497	493	513	518	523
介護老人保健施設	利用者数（人/月）	178	185	180	189	193	197
介護医療院	利用者数（人/月）	0	0	10	15	17	22
介護療養型医療施設	利用者数（人/月）	3	2	1	1	1	1

2 介護保険サービス給付費の見込み

(1) 介護給付費及び予防給付費の見込み

2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの介護サービス及び介護予防サービスごとの給付費は以下のとおりです。

(単位：千円)

介護給付費	第7期計画期間(実績量)			第8期計画期間(見込量)		
	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度 【実績見込み】	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
居宅サービス						
訪問介護	352,698	342,046	342,739	356,265	372,777	382,939
訪問入浴介護	21,147	19,354	17,369	20,904	20,904	21,083
訪問看護	118,136	115,593	128,861	152,636	173,262	195,265
訪問リハビリテーション	16,860	24,659	23,944	26,831	27,356	27,913
居宅療養管理指導	15,630	15,690	18,542	18,801	19,178	19,553
通所介護	586,329	547,040	541,539	543,879	538,454	533,113
通所リハビリテーション	189,712	191,602	189,893	194,237	196,194	198,150
短期入所生活介護	353,134	352,184	372,155	376,947	384,501	392,152
短期入所療養介護(老健)	64,209	66,039	59,333	64,796	64,796	64,904
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	200,059	211,935	221,362	224,561	226,815	229,094
特定福祉用具購入費	6,856	6,819	6,771	9,735	9,919	10,127
住宅改修費	19,859	20,091	24,923	41,250	42,055	42,861
特定施設入居者生活介護	101,651	112,903	114,688	168,532	212,883	228,405
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3,083	18,949	47,485	50,453	53,422
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	699,952	789,776	810,878	972,521	991,995	1,009,986
認知症対応型通所介護	88,404	80,853	77,462	101,944	103,895	105,044
小規模多機能型居宅介護	197,203	210,282	212,398	218,986	223,456	227,925
認知症対応型共同生活介護	208,350	210,744	213,946	214,529	214,529	217,550
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	97,796	95,740	97,552	98,234	98,521	99,382
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設サービス						
介護老人福祉施設	1,463,620	1,459,329	1,498,248	1,572,341	1,588,176	1,604,011
介護老人保健施設	581,551	607,275	602,244	636,580	649,199	662,379
介護医療院	0	311	38,506	58,146	65,900	85,282
介護療養型医療施設	10,686	8,963	4,888	4,420	4,420	4,420
居宅介護支援	356,160	357,808	363,187	370,197	373,900	378,010
合計	5,750,002	5,850,119	6,000,377	6,494,757	6,653,538	6,792,970

(単位：千円)

予防給付費	第7期計画期間（実績量）			第8期計画期間（見込量）		
	2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度 【実績見込み】	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	9	0	10	10	10
介護予防訪問看護	6,541	7,728	9,242	10,521	12,091	13,901
介護予防訪問リハビリテーション	1,492	1,426	1,578	1,709	1,732	1,796
介護予防居宅療養管理指導	1,244	1,148	723	768	788	829
介護予防通所リハビリテーション	29,873	28,866	26,056	26,514	26,794	27,073
介護予防短期入所生活介護	295	681	1,109	1,219	1,463	1,780
介護予防短期入所療養介護（老健）	64	432	196	229	229	294
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	27,063	28,342	29,524	31,834	32,470	32,989
介護予防特定福祉用具購入費	1,410	1,395	1,521	2,349	3,313	3,965
介護予防住宅改修費	8,399	8,882	9,825	19,224	27,183	32,570
介護予防特定施設入居者生活介護	5,533	5,515	5,255	12,447	12,447	12,447
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	1,456	517	924	946	946	946
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,379	6,990	6,741	8,286	8,430	8,647
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	913	86	2,759	2,759	2,759
介護予防支援	19,801	21,203	21,905	32,952	33,383	33,518
合計	109,550	114,047	114,685	151,767	164,038	173,524



(単位：千円)

総給付費	第7期計画期間（実績量）			第8期計画期間（見込量）		
	2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度 【実績見込み】	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
介護給付費	5,750,002	5,850,119	6,000,377	6,494,757	6,653,538	6,792,970
予防給付費	109,550	114,047	114,685	151,767	164,038	173,524
合計	5,859,552	5,964,166	6,115,062	6,646,524	6,817,576	6,966,494

※合計については、端数処理しているため一致しない箇所があります。

(2) 標準給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費は、以下のとおりです。

(単位：千円)

標準給付費	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	第8期合計
総給付費	6,646,524	6,817,576	6,966,494	20,430,594
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	232,821	216,052	221,452	670,325
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	135,566	137,543	140,294	413,403
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,456	26,985	27,525	80,966
算定対象審査支払手数料	5,603	5,771	5,886	17,260
合計	7,046,970	7,203,927	7,361,651	21,612,548

(3) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

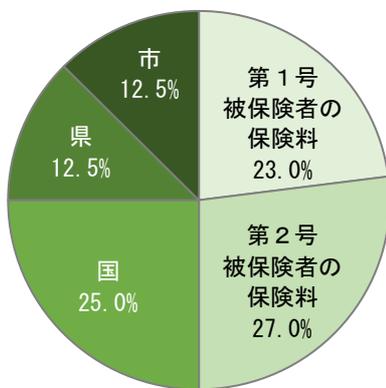
地域支援事業	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問介護相当サービス	8,558	8,672	8,850
訪問型サービスA	13,583	13,766	14,048
訪問型サービスB	425	430	439
訪問型サービスC	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0
訪問型サービス(その他)	66	67	68
通所介護相当サービス	16,931	17,158	17,510
通所型サービスA	47,206	47,839	48,819
通所型サービスB	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	14,659	14,856	15,161
介護予防把握事業	7,161	7,257	7,405
介護予防普及啓発事業	0	0	0
地域介護予防活動支援事業	979	992	1,012
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	1,259	1,275	1,302
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	694	703	718
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	60,013	60,079	60,061
任意事業	34,678	47,929	49,520
包括的支援事業(社会保障充実分)			
在宅医療・介護連携推進事業	12,602	12,615	12,874
生活支援体制整備事業	20,000	20,000	20,000
認知症初期集中支援推進事業	10,954	10,966	10,962
認知症地域支援・ケア向上事業	6,642	6,650	6,648
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	4,616	4,621	4,620

3 第1号被保険者の保険料

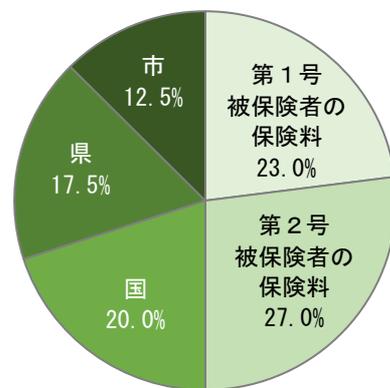
(1) 財源構成

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料負担と公費負担が50%ずつとなります。第8期計画期間は、第7期計画期間と同様で、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の23%を第1号被保険者（65歳以上の方）、27%を第2号被保険者（40～64歳の方）が負担することを標準としています。

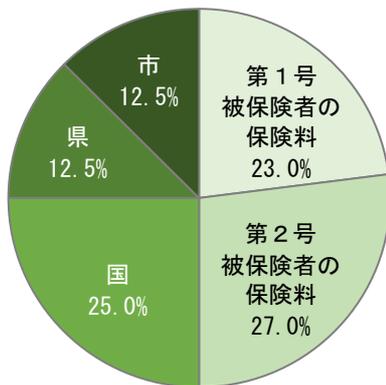
居宅給付費の財源構成



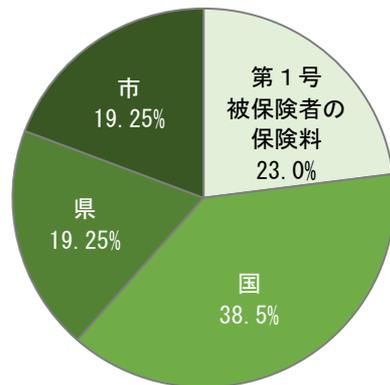
施設等給付費の財源構成



介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業・任意事業の財源構成



(2) 保険料算定にあたり留意すべき事項

国では、第8期の第1号被保険者保険料の算定において次のとおり見直しが行われました。

① 基準所得金額の改正

第7段階、第8段階、第9段階の所得段階について、基準所得金額が改正され、第7段階と第8段階を区分する基準所得金額が200万円から210万円へ、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額が300万円から320万円となりました。

所得段階	第7期対象者	第8期対象者
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満

② 介護報酬の改定

2021(令和3)年4月から+0.70%の改定率で、介護報酬が改定されます。

(3) 保険料算定の基本的な考え方

① 負担能力に応じたきめ細かな所得段階を設定します

第1段階、第2段階の基準額に対する割合を、国標準から引き下げを行い、低所得者の更なる軽減を図るとともに、第5期から新たに設定した第10段階及び第7期から新たに設定した第11段階を引き続き設定します。

所得段階	負担割合	
	国基準	丹波市
第1段階	0.50	0.35
第2段階	0.75	0.63
第10段階		1.90
第11段階		1.98

② 介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制します

介護給付費準備基金を活用し、保険料に充当することにより保険料の上昇を抑制します。基金の取崩については、2021(令和3)年度末の予定残高約4億円から、給付費の上昇に対応するための必要額を確保した上で、3年間で2億円の取崩を行うこととします。

③調整交付金により、第1号被保険者の負担割合が少なくなります

標準給付費における国の負担分の25%のうち5%は調整交付金で、各市町村間における後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得分布状況に応じて、その交付率は毎年調整されおり、5%相当額を上回る交付金については、第1号被保険者の保険料負担分に充てることとされています。

第8期計画において、本市の調整交付金の交付割合は、2021(令和3)年度が7.39%、2022(令和4)年度が7.13%、2023(令和5)年度が6.87%で、標準的な5%を超えており、第1号被保険者の負担割合は、標準的な23%よりも少なくなります。

④新たな「介護用品給付事業」は、激変緩和措置を実施します

保健福祉事業とは、地域支援事業以外に、要介護者の介護者等への支援や、要介護状態の予防のための事業を市町村が独自に実施するものであり、実施した場合の財源は、すべて第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

国の地域支援事業の見直しに伴い、任意事業としての実施は2021(令和3)年度で終了となりますが、介護用品の給付は在宅で介護を受けながら生活する本人や家族にとっては必要なサービスであるため、適正な内容や規模への見直しを行い、2022(令和4)年度からは保健福祉事業として「介護用品給付事業」を継続します。

なお、世帯非課税の人で要介護度4以上の人に、月額4,000円のおむつとパットの現物給付を行います。2021(令和3)年度から2022(令和4)年度は、激変緩和措置を実施します。

(4) 所得段階別加入割合補正後被保険者数の見込み

保険料収納必要額を第1号被保険者数で除した額が年間の保険料となりますが、保険料の負担は所得段階によって異なるため、保険料の算定には所得段階別加入割合補正後の被保険者数(所得段階別の被保険者数と基準額に対する割合を乗じた数)を用います。所得段階別加入割合補正後の被保険者数の見込みは、以下のとおりです。

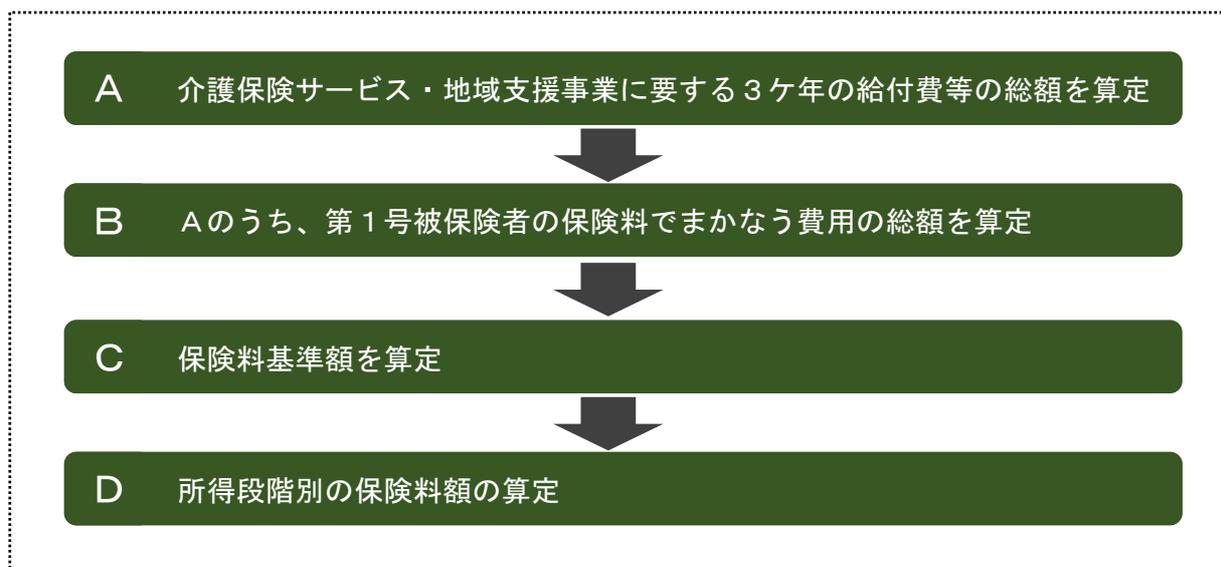
	所得段階加入者数(人)			第8期合計 (人)	基準額 に対する割合 (%)	補正後の 被保険者数 (人)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
第1段階	2,782	2,772	2,766	8,320	0.35	2,912
第2段階	1,956	1,949	1,945	5,850	0.63	3,686
第3段階	1,956	1,949	1,945	5,850	0.75	4,388
第4段階	2,456	2,447	2,442	7,345	0.90	6,611
第5段階	3,913	3,898	3,889	11,700	1.00	11,700
第6段階	3,956	3,941	3,932	11,829	1.20	14,195
第7段階	2,934	2,923	2,917	8,774	1.30	11,406
第8段階	1,022	1,018	1,016	3,056	1.50	4,584
第9段階	326	325	324	975	1.70	1,658
第10段階	218	217	216	651	1.90	1,237
第11段階	218	216	216	650	1.98	1,287
合計	21,737	21,655	21,608	65,000		63,662

(5) 第1号被保険者保険料(基準額)の算定

第1号被保険者の保険料は、3年の事業運営期間ごとに算定することになりますので、第8期は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度における保険料を算定します。

① 保険料の算定手順

第1号被保険者の保険料は、次の手順により算定します。



②第8期保険料基準額

介護保険事業に係る費用の見込額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率及び所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して算定した保険料基準額は、以下のとおりです。

		第8期計画期間			合計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①	標準給付費見込額	円	7,046,970,000	7,203,927,000	7,361,651,000	21,612,548,000
②	地域支援事業費	円	261,026,000	275,875,000	280,017,000	816,918,000
③	第1号被保険者負担金額 【③＝(①+②)×23%】	円	1,680,839,080	1,720,354,460	1,757,583,640	5,158,777,180
④	調整交付金相当額 【④＝(①+介護予防・日常生活支援総合事業)×5%】	円	357,924,550	365,847,100	373,849,150	1,097,620,800
⑤	調整交付金見込額 【⑤＝①×各年度交付割合】	円	529,012,000	521,698,000	513,669,000	1,564,379,000
⑥	保健福祉事業	円		8,488,000	5,642,000	14,130,000
⑦	介護保険給付準備基金 取崩額	円	/			200,000,000
⑧	保険料収納必要額 【⑧＝③+④-⑤+⑥-⑦】	円	/			4,506,148,980
⑨	予定保険料収納率	%	99.3%			/
⑩	所得段階別加入割合 補正後被保険者数	人	21,291	21,209	21,162	63,662
⑪	年額保険料基準額 【⑪＝⑧÷⑨÷⑩】	円	/			71,280
⑫	月額保険料基準額 【⑫＝⑪÷12】	円	/			5,940

③第1号被保険者の所得段階別保険料

保険料基準額を基に所得段階に応じて算定した保険料は、以下のとおりです。

所得段階		介護保険料		対象者
		年額	月額	
第1段階	基準額 ×0.35	24,940円	2,078円	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の者 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第2段階	基準額 ×0.63	44,900円	3,742円	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者
第3段階	基準額 ×0.75	53,460円	4,455円	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない者
第4段階	基準額 ×0.90	64,150円	5,346円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第5段階	基準額	71,280円	5,940円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、第4段階に該当しない者
第6段階	基準額 ×1.20	85,530円	7,128円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	基準額 ×1.30	92,660円	7,722円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の者
第8段階	基準額 ×1.50	106,920円	8,910円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の者
第9段階	基準額 ×1.70	121,170円	10,098円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上で430万円未満の者
第10段階	基準額 ×1.90	135,430円	11,286円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が430万円以上で650万円未満の者
第11段階	基準額 ×1.98	141,130円	11,761円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が650万円以上の者



資料編

1 丹波市介護保険事業運営協議会規則

平成 23 年 3 月 17 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丹波市介護保険条例(平成 16 年条例第 130 号)第 3 条の規定に基づく丹波市介護保険事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の円滑な推進に関すること。
- (2) 介護保険事業の実施に関すること。
- (3) 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの事業者の指定に関すること。
- (6) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (7) その他介護保険事業の推進に関すること。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱した日の属する年の翌々年の 5 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて開催するものとし、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年5月31日までとする。

3 この規則の施行の日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成24年6月22日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年11月7日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 丹波市介護保険事業運営協議会委員名簿

任期：2020(令和2)年7月30日～2022(令和4)年5月31日

構成	氏名	備考
学識経験者	逢坂 悟郎	丹波健康福祉事務所長
保健医療関係者	細見 成一	丹波市医師会
	福井 辰彦	丹波認知症疾患医療センター
	田中 公美	丹波市歯科医師会
福祉関係者	田口 勝彦	丹波市社会福祉協議会
	澤村 安由里	丹波市老人福祉事業協会
	斉藤 真太郎	丹波市介護保険サービス事業者協議会
	荒樋 昇誠	丹波市民生委員児童委員連絡会
	馬場 佳代	社会福祉士
被保険者代表	小松 忠重	丹波市老人クラブ連合会
	足立 美佐代	丹波市身体障害者福祉協議会
	大森 清子	丹波市ボランティア協会
介護支援専門員代表	木寺 啓太	丹波市介護保険サービス事業者協議会 介護支援専門員部会
関係行政機関の職員	小山 貴由	丹波県民局 丹波健康福祉事務所 監査・福祉課長
公募委員	吉見 良太	
	南野 裕美子	

事務局

地域包括ケアシステム担当理事	井上 欽也
健康福祉部長	金子 ちあき
介護保険課	谷水 仁 大西 万実 荒木 信博 細見 直樹 石川 浩毅 兒玉 史絵 松本佐緒里 湊上 直子 荻野 幸紀
地域包括支援センター	西部地域包括支援センター 南部地域包括支援センター 東部地域包括支援センター

3 丹波市介護保険事業運営協議会 開催日程

	日程	内容
第1回	2020(令和2)年 5月	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面による意見徴収を実施 ○介護サービス事業者実態把握調査について
第2回	2020(令和2)年 7月30日	○新型コロナウイルス感染症への対応について ○丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について
第3回	2020(令和2)年 10月1日	○介護保険サービス事業所の更新申請について ○介護サービス提供事業者実態把握調査について ○丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画【骨子】について
第4回	2020(令和2)年 11月26日	○介護保険サービス事業所の更新申請について ○丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について
第5回	2021(令和3)年 1月28日	○丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画内容の修正・追加について ○丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の意見募集(パブリックコメント)について ○第8期介護保険料について
第6回	2021(令和3)年 2月25日	○丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ○介護保険関係条例の改正について ○丹波市の地域課題について

4 丹波市介護保険サービス事業所一覧

2021(令和3)年1月1日現在

(1) 居宅サービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
丹波市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	柏原町柏原 2715	(柏原・山南地域) 0795-72-1125	70-1739
		(氷上・青垣地域) 0795-72-1102	70-1739
		(春日・市島地域) 0795-72-1103	70-1739
山路園ホームヘルパーステーション	山南町野坂 181-1	0795-77-3240	77-3282
ケアステーション こころ	春日町棚原 1920	0795-70-3740	
訪問介護事業所 いこい	氷上町沼 482	0795-82-8131	82-8132
ケアステーション わたぼうし	氷上町香良 684-4	0795-82-4842	82-4855
ほほえみ介護センター	柏原町柏原 1763-1	0795-73-0786	73-0772
ホームヘルプステーション「ブリッジ」	山南町岩屋 635	0795-70-0107	70-0078
クローバー介護サービス	市島町上牧 528	0795-80-3800	80-3130
くろまめサポートセンター	柏原町南多田 1243	0795-73-0274	73-0275
訪問介護事業所フォー・ユー	春日町野村 535-2	0795-71-5195	71-4206
ほのぼの介護市島訪問介護事業所	市島町下竹田 1416	0795-86-1161	86-7530
昭和の隠れ家丹波 訪問介護事業所	青垣町西芦田 2103-1	0795-78-9131	78-9137
たんぱりん	氷上町成松 307-7 フラワーハイツ A-201	050-7522-5249	
ふく訪問介護センター（休止中）	春日町黒井 1555	0795-71-9005	71-9007
訪問介護ステーション オリーブ	柏原町母坪 404	0795-88-5781	88-5782
訪問介護ステーション ケアリスタ	柏原町母坪 327-1	0795-72-8072	72-8073

② 訪問入浴介護

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
丹波市社協訪問入浴サービスセンター	春日町黒井 1519-1	0795-74-3088	74-3300

③ 訪問看護

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
丹波市青垣訪問看護ステーション	青垣町沢野 115	0795-80-5200	80-5205
ひかみ訪問看護ステーション	氷上町絹山 513	0795-82-5588	82-8825
丹波市ミルネ訪問看護ステーション	氷上町石生 2059-5	0795-88-5672	86-8256
桜丘訪問看護ステーション柏原サテライト	柏原町柏原 1436-1	0795-25-5505	25-5506

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
訪問看護ステーションのどか 丹波営業所	春日町野村 1350-1	0795-86-8688	86-8140
優訪問看護ステーション	山南町岡本 93-2	0795-86-8262	86-8263
恵泉マリア訪問看護ステーション	氷上町大崎 202	0795-88-5357	88-5358
訪問看護ステーションここいろ青垣ステーション (休止中)	青垣町市原 837	0120-70-5516	72-5517
訪問看護ステーションここいろ柏原営業所 (休止中)	柏原町柏原 3089-2	0795-72-5516	72-5517

④訪問リハビリテーション

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
さんなん桜の里訪問リハビリテーションセンター	山南町野坂 211-5	0795-70-5700	70-5701

⑤通所介護 (デイサービス)

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
丹波市社協西部デイサービスセンター	氷上町常楽 209-1	0795-82-4762	82-4755
おかの花デイサービスセンター	春日町山田 170	0795-74-1700	74-1708
もくせい通所介護事業所	青垣町東芦田 1303	0795-87-1170	87-1172
はっぴいはうす	青垣町沢野 95-5	0795-87-2121	87-1060
柏原けやき苑デイサービスセンター	柏原町北山 289-1	0795-73-1185	73-1186
デイサービスセンター わくわく	山南町谷川 2033	0795-70-0666	70-0667
デイサービス てくてく	春日町中山 1005	0795-75-0033	75-0045
デイサービスセンター ひかり	春日町多利 848-1	0795-74-3518	74-3518
一期一会デイサービスセンター	市島町上田 537-1	0795-85-6151	

⑥地域密着型通所介護 (デイサービス)

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
シルバーハウス いちじま	市島町上牧 553	0795-85-3066	80-3900
NPO 法人 とまり樹	山南町谷川 3642	0795-70-0770	70-0780
シルバーハウス いそう	氷上町石生 153-3	0795-80-4580	80-4570
デイサービス きらら	氷上町横田 832-7	0795-82-2261	82-2261
通所介護 心	柏原町柏原 493-2	0795-73-1180	
ひだまり	柏原町柏原 5117	0795-72-5003	72-5022
デイサービスセンター なごみ	氷上町三方 1061-2	0795-82-7512	
ひまわりの里	市島町下竹田 103-18	0795-86-1888	86-1444
シルバーハウスアネックス	市島町戸坂 288	0795-85-6038	85-6037
デイサービス 笑楽・福	氷上町市辺 835-1	0795-82-8239	82-8239
デイサービス 笑楽・幸	氷上町市辺 836	0795-82-8239	82-8239

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
デイサービスセンターばうむ	氷上町常楽 529-6	0795-82-7817	82-7819
デイサービスセンターあゆみ	氷上町上新庄 1125-2	0795-82-5600	82-5660
デイサービスセンターわたぼうし	氷上町井中 669-5	0795-78-9085	78-9171
デイサービス・聖	春日町野山 298	0795-78-9705	
デイサービス ふくろう (休止中)	氷上町成松字平石 529-3	0795-80-4668	80-4670
デイサービスすみれ	柏原町拳田 192-2	0795-73-1365	73-1368
まごころの家	氷上町成松 594-1	0795-78-9090	78-9090
丹波ふく機能訓練センター	氷上町成松 149-1	0795-71-9012	71-9015
デイサービスセンターおがわの里 (休止中)	山南町岩屋 635	0795-70-0100	70-0078
一期一会倶楽部	市島町東勅使 233-3	0795-85-2258	85-6200
デイサービス 不知庵	氷上町成松字甲賀 4-1	0795-82-0062	82-0051
デイサービス わたぼうしの森	氷上町香良 684-4	0795-86-7323	78-9171
春日ふく機能訓練センター (休止中)	氷上町成松 149-1	0795-71-9013	71-9015
デイサービスりんごの木	氷上町井中 49-3	0795-82-3100	82-3100
デイサービス善	市島町南 393-2	0795-85-2244	85-2251
デイサービス KONOCA (木の香)	市島町北岡本 213	0795-85-2077	85-2077
デイサービス りんどう	青垣町沢野 340	0795-87-1680	87-1681
デイサービス かどの	氷上町上新庄 1-6	0795-82-8355	82-4701
デイサービス 昭和の隠れ家 丹波	青垣町西芦田 2103-1	0795-78-9131	78-9137
アルク 歩行・リハビリ特化型デイサービス	春日町黒井 1028 - 1	0795-78-9239	78-9239
丹波市社協東部デイサービスセンター	春日町黒井 1519-1	0795-74-3088	74-3300
通所介護事業所 いこい	氷上町沼 482	0795-82-7585	82-8132
デイサービスかえて	春日町黒井 888-2	0795-70-3118	70-3118
デイサービスひまり	春日町黒井 2306	0795-70-3118	70-3118
デイサービスセンター やまじ	山南町野坂 181-1	0795-77-3281	77-3282
みらい機能訓練センター	柏原町南多田 478-1-105	0795-72-8007	72-8007
丹寿荘デイサービスセンター	市島町上竹田 2336-1	0795-85-2691	85-0075
個別リハビリセンターひすい	氷上町成松 518-2	0795-88-5532	88-5539

⑦ 認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
メディケア柏原デイサービスセンター	柏原町柏原 1436-1	0795-72-3325	72-3328
スマイル	氷上町市辺 670-3	0795-71-4647	71-4648
あゆみの郷 (休止中)	春日町野村 1350-1	0795-70-3556	70-3557

⑧通所リハビリテーション（デイケア）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
老人保健施設ひかみシルバーステイ	氷上町絹山 523	0795-82-7568	82-6880
老人保健施設さんなん桜の里	山南町野坂 211-5	0795-70-5700	70-5701
丹波市国民健康保険青垣診療所	青垣町沢野 114	0795-87-0109	87-0107
前田クリニック	柏原町母坪 353-1	0795-73-1181	73-1182

⑨短期入所生活介護（ショートステイ）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
特別養護老人ホーム 松寿園	氷上町新郷 1705	0795-82-4766	82-5078
特別養護老人ホームふれあいの郷「もくせい」	青垣町東芦田 1303	0795-87-1170	87-1172
おかの花ショートステイサービス	春日町山田 170	0795-74-1700	74-1708
特別養護老人ホーム山路園	山南町野坂 181-1	0795-77-3240	77-3282
丹寿荘短期入所生活介護事業所	市島町上竹田 2336-1	0795-85-3251	85-0075
特別養護老人ホーム柏原けやき苑	柏原町北山 289-1	0795-73-1185	73-1186
短期入所生活介護事業所おがわの里	山南町岩屋 637	0795-70-0020	70-0021

⑩短期入所療養介護

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
老人保健施設ひかみシルバーステイ	氷上町絹山 523	0795-82-8900	82-6880
老人保健施設さんなん桜の里	山南町野坂 211-5	0795-70-5700	70-5701

⑪福祉用具貸与（レンタル）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
株式会社 石坪柏原営業所	柏原町小南 47	0795-72-2080	72-2004
株式会社 たんぼぼ	柏原町柏原 1405	0795-72-2455	72-2547
八千代ケアサポート株式会社	柏原町柏原 1393-2	0795-72-3888	72-3335
コスモライフ北兵庫	柏原町南多田 472-1	0795-70-2662	73-1877
あいの手。	市島町上田 269-2	0795-85-3888	85-3889
株式会社 あっぶるケア	氷上町成松 378-3	0795-82-5510	82-4736

⑫福祉用具購入

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
株式会社 石坪柏原営業所	柏原町小南 47	0795-72-2080	72-2004
株式会社 たんぼぼ	柏原町柏原 1405	0795-72-2455	72-2547
あいの手。	市島町上田 269-2	0795-85-3888	85-3889
八千代ケアサポート株式会社	柏原町柏原 1393-2	0795-72-3888	72-3335

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
コスモライフ北兵庫	柏原町南多田 472-1	0795-70-2662	73-1877
株式会社 あっぶるケア	氷上町成松 378-3	0795-82-5510	82-4736

⑬小規模多機能型居宅介護

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
はっぴいはうす小規模多機能事業所	青垣町沢野 96-3	0795-87-0027	87-1060
さきやま苑	市島町上竹田 98-3	0795-85-3500	85-3510
小規模多機能型居宅介護 山南古代の里	山南町下滝字寺の下 200	0795-78-0005	78-0006
小規模多機能てくてく大路の杜	春日町中山 1003	0795-75-1113	75-1103
小規模多機能型居宅介護事業所 柏原の郷	柏原町柏原 2634	0795-86-7528	86-7529

⑭定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
ラウンド・ケア・サービス丹寿	市島町上竹田 2336-1	0795-85-3226	85-3227

⑮居宅介護支援

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
丹波市社協東部ケアマネジメントセンター	春日町黒井 1500	0795-70-3130	74-0478
丹波市社協西部ケアマネジメントセンター	氷上町常楽 209-1	0795-82-5898	82-4755
柏原けやき苑居宅介護支援事業所	柏原町北山 289-1	0795-73-0800	73-1186
青葉荘在宅介護支援センター（休止中）	氷上町新郷 1837-1	0795-82-7329	82-7704
もくせい居宅介護支援事業所	青垣町東芦田 1303	0795-87-1170	87-1172
山路園居宅介護支援事業所	山南町野坂 181-1	0795-77-3247	77-3237
丹寿荘居宅介護支援事業所	市島町上竹田 2336-1	0795-85-3253	85-0075
おかの花居宅介護支援事業所	春日町山田 170	0795-74-1706	74-1708
大塚病院居宅介護支援事業所	氷上町絹山 513	0795-82-8753	82-7660
ケアプランセンター わくわく	山南町谷川 2033	0795-70-0777	70-0667
はっぴいはうす居宅介護支援事業所	青垣町沢野 95-5	0795-87-1000	87-1060
とまり樹	山南町谷川 3642	0795-70-0770	70-0780
在宅支援相談事業所 こすもす	春日町国領 1171-2	0795-75-1803	75-1918
あゆみケアサポート（休止中）	氷上町上新庄 1125-2	0795-82-5660	82-5660
在宅支援相談事業所 こすもす	春日町国領 1171-2	0795-75-1803	75-1918
あゆみケアサポート（休止中）	氷上町上新庄 1125-2	0795-82-5660	82-5660
氷上ケアプラン	氷上町成松 50-1	0795-71-4032	82-8379
メディケア柏原ケアプランセンター（休止中）	柏原町田路 61 - 2	0795-72-3378	78-9261
居宅介護支援事業所ゆきわりそーしゃるほーむ	春日町黒井 1674-1	0795-74-0486	86-7168

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
居宅介護支援事業所ブリッジ	山南町岩屋 635	0795-70-0105	70-0078
居宅介護支援事業所ふるさと	柏原町柏原 1303-1	0795-73-2700	73-2701
一期一会ケアマネジメントサービス	市島町東勅使 233-1	0795-85-6555	85-2468
ケアプランセンター まごころの家（休止中）	氷上町成松 594-1	0795-78-9096	78-9096
ケアプランふくろう（休止中）	氷上町横田 334-5	0795-80-2960	80-4670
ほのぼの介護居宅介護支援事業所	市島町下竹田 1416	0795-86-7530	86-1161
さんなん桜の里ケアプランセンター	山南町野坂 211-5	0795-70-5507	70-5701
居宅介護支援事業所みずほ	柏原町柏原 2634	0795-86-8155	86-7529
昭和の隠れ家丹波居宅介護支援事業所（休止中）	青垣町西芦田 2103-1	0795-78-9131	78-9137
居宅介護支援事業所 スマイルケア	氷上町市辺 683	0795-80-1264	80-1264
下町ケアプラン	氷上町上新庄 1 - 6	0795-82-2366	82-2367
あしだメディケア・リンクス	柏原町母坪 327-1	0795-72-3577	72-3578
ふくケアマネ事業所（休止中）	氷上町成松 149-1	0795-71-9012	71-9015
ケアプランいちご	山南町池谷 96-8	0795-77-2277	77-2278
居宅介護支援事業所りそら	柏原町母坪 356-1	0795-73-1005	73-1172
ケアプランさくらんぼ	青垣町小倉 533-1	0795-87-0926	86-7751

（２）施設サービス

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
グループホーム のさか	山南町野坂 209	0795-77-0767	77-2643
ひかみ シルバーホーム	氷上町絹山 1	0795-80-2777	80-2778
グループホーム メディケア柏原	柏原町柏原 1436-1	0795-72-3326	72-3356
グループホーム村いちばんの元気者	市島町上竹田 2322-1	0795-85-6301	85-6302
グループホーム 青垣もみじ苑	青垣町西芦田 1024-5	0795-87-2010	87-0077
グループホーム あゆみの郷	春日町野村 1350-1	0795-70-3556	70-3557

② 介護老人福祉施設（特別養護老ホーム）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
特別養護老人ホーム 松寿園	氷上町新郷 1705	0795-82-4766	82-5078
特別養護老人ホーム ふれあいの郷もくせい	青垣町東芦田 1303	0795-87-1170	87-1172
特別養護老人ホーム おかの花	春日町山田 170	0795-74-1700	74-1708
特別養護老人ホーム 山路園	山南町野坂 181-1	0795-77-3240	77-3282
特別養護老人ホーム 丹寿荘	市島町上竹田 2336-1	0795-85-3251	85-0075
特別養護老人ホーム 柏原けやき苑	柏原町北山 289-1	0795-73-1185	73-1186

③地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老ホーム）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
特別養護老人ホームおがわの里	山南町岩屋 637	0795-70-0020	70-0021

④介護老人保健施設

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
老人保健施設ひかみシルバーステイ	氷上町絹山 523	0795-82-8900	82-6880
老人保健施設さんなん桜の里	山南町野坂 211-5	0795-70-5700	70-5701

⑤ケアハウス

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
ケアハウス 保月の郷	春日町山田 170	0795-74-1700	74-1708
ケアハウス やまじいこい苑	山南町野坂 181-1	0795-77-3264	77-3282

⑥生活支援ハウス

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
柏原けやき苑	柏原町北山 289-1	0795-73-1185	73-1186

⑦有料老人ホーム（住宅型）

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
住宅型有料老人ホーム 笑楽	氷上町市辺 835-1・836	0795-78-9882	
住宅型有料老人ホーム あゆみ	氷上町上新庄 1125-2	0795-82-5600	82-5660
住宅型有料老人ホームきらら	氷上町横田 832-35	0795-82-2261	82-2261
住宅型有料老人ホームきらら春日	春日町黒井 887-2	0795-70-3118	70-3118
有料老人ホームひかり	春日町多利 848-1	0795-74-3518	74-3548

⑧サービス付き高齢者向け住宅

施設・事業所名	所在地	電話	F A X 番号
山南古代の里下滝	山南町下滝 207-1	0795-73-1185	
丹波ふく健康支援センター	氷上町成松 149-1	0795-71-9012	71-9015
あしだメディケアホームズ ハルモニア	柏原町母坪 327-1	0795-72-8070	72-8071

5 介護保険サービスの種類

サービス名	内容
●訪問介護	ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。
●訪問入浴介護 ●介護予防訪問入浴介護	訪問入浴車によりそれぞれの家庭で入浴介護を受けるサービスです。
●訪問看護 ●介護予防訪問看護	主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。 また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または診療補助を行うサービスです。
●訪問リハビリテーション ●介護予防訪問リハビリテーション	病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。 また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。
●居宅療養管理指導 ●介護予防居宅療養管理指導	主治医の指示により、病院・診療所の医師・薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。
●通所介護	デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。
●通所リハビリテーション ●介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。 また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士により機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。
●短期入所生活介護 ●介護予防短期入所生活介護	在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。 また、介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

サービス名	内容
<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所療養介護 ●介護予防短期入所療養介護 	<p>在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。</p> <p>また、介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●特定施設入居者生活介護 ●介護予防特定施設入居者生活介護 	<p>有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉用具貸与 ●介護予防福祉用具貸与 	<p>介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。</p> <p>また、介護予防福祉用具貸与は、要支援者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●特定福祉用具販売 ●特定介護予防福祉用具販売 	<p>特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を支給するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅改修 	<p>要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや段差の解消等を行う場合の費用の9割を保険給付として受けることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護支援 ●介護予防支援 	<p>在宅の要介護者等が介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護者等と契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。</p> <p>また、介護予防支援は、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<p>重度者を始めとした要介護者が、在宅生活を継続できるように、定期的な巡回と随時の対応による訪問介護及び訪問看護を、日中・夜間を問わず、24時間提供するサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●夜間対応型訪問介護 	<p>在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型通所介護 ●介護予防認知症対応型通所介護 	<p>認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。</p>

サービス名	内容
<ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 	<p>「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型共同生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護 	<p>身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴・排せつ等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>居宅での介護が困難な方が入所して、食事や入浴・排せつ等の日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを提供する施設です。（入所定員が29人以下）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●看護小規模多機能型居宅介護 	<p>医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続できるように、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を、一つの事業所が一体的に提供するサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型通所介護 	<p>定員18名以下のデイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 	<p>施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人保健施設 	<p>施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●介護医療院 	<p>高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、2017（平成29）年度に創設されました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●介護療養型医療施設 	<p>施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。</p>

6 用語解説

あ行

いきいき百歳体操サポーター

所定の養成講座を修了し、地域のいきいき百歳体操実施会場等で会場の立ち上げや運営、継続のための支援を行ったり、参加者や会場の代表者の困りごと等を行政に繋いだりする役割を担うボランティア。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切な介護サービス等を利用できるよう、市町村、介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

介護予防給付

要支援1、要支援2の人に対するサービス。対象者の特徴は、廃用症候群（骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下するタイプ）の人が多く、早い時期に予防とリハビリテーションを行うことで生活機能を改善できる可能性がある。したがって、本人の意欲を高めながら予防サービスを提供することが必要とされている。

介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のケアマネジメントをさす。

介護予防事業

高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の予防のため必要な事業であって、保険給付として行われる介護予防サービス以外のもの。介護保険制度の中では、介護保険本体の給付として導入される介護予防給付と、地域支援事業として市町村で実施される介護予防事業に整理される。

鑑別診断

症状や検査結果などを参考にして、類似の疾患と比較しながら合理的に疾患を特定する診断。

基幹型地域包括支援センター

各地域包括支援センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な機能を持つセンターのこと。

基準緩和型サービス

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みである。基準緩和型サービスは、この事業において従来の介護予防給付より基準・単価等を緩和し市独自の基準により提供するサービスである。

キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座の講師役となる人。

ケアプラン

ケアマネジメントの過程において、アセスメント（課題分析）により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画のこと。

ケアマネジメント

社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント（課題分析）によりニーズを明確化して適切なサービス提供を目指し、様々な地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を作成し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程。介護保険においては、居宅要介護者が介護サービス等を適切に利用できるように計画を作成し、事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

軽費老人ホーム

原則として60歳以上で元気であるものの家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な高齢者が低額で入所する施設。施設にはA型とB型、ケアハウスがあり、A型は給食付きで養護老人ホームに近く、B型は自炊型で、ケアハウスに近い。ケアハウスは入所条件に所得制限がない。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

権利擁護

人間としての権利を保障することで、英語のアドボカシーの訳語。高齢者や障害のある人等「弱い立場」にある人々に人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズ表明を行うことをいう。

高額医療合算介護サービス費

1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、新たに設けられた医療・介護合算の自己負担限度額（年額）を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給される制度。

高額介護サービス費

要介護者が、居宅サービスや施設サービスを利用して介護保険制度のもとで、介護サービスを利用し、利用者負担額が一定の額を超える場合、その超えた部分について支給される制度。超えた部分の金額は償還払いで払い戻され、支給される額は世帯の所得に応じて違う。

後期高齢者

75歳以上の高齢者をさす。

さ行

在宅介護支援センター

在宅介護に関するあらゆる相談に対応する機関のこと。特別養護老人ホーム・老人保健施設・病院などにあり、寝たきりの高齢者や介護者の精神的・身体的負担の軽減や在宅生活の自立支援を行っている相談窓口で、専門家による介護の相談やアドバイスが受けられる。おおむね65歳以上で、寝たきりや認知症などのため日常生活に支障がある方や、その家族に在宅介護に関する相談を24時間対応で行っている。また、在宅へ訪問しての相談・指導や必要な機関への連絡・調整、老人福祉施設などの入所相談なども行っている。

作業療法士

身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、医師の指示のもと応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作やその他の作業を行わせる専門職。

市民後見人

市や社会福祉協議会、NPO法人等が実施する養成研修を受講し、成年後見人として活動する一般市民のこと。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。国・都道府県・市区町村単位で組織され、地域住民の福祉増進を図る民間組織。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、心身の障害または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、保健医療福祉サービスの提供者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職。

住民主体による支援

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限活かしつつ多様なサービスを提供する仕組みである。住民主体による支援は、地域住民が主体となって支え合い活動を行うもので、この事業のメニューの一つに位置づけられるほか、多様なサービスの充実を図り高齢者の社会参加促進、介護予防、生活支援を目指すものである。

生涯学習

人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくこと。

自立支援に資するケアマネジメント

介護保険法では、高齢者が「要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」支援を行うこととされ、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すものである。

スーパーバイズ

優れた知見を有する指導者が、対人援助の実践者に対し、実践学習と専門職としての知識と技術援助を行うこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群。糖尿病、高血圧症、高脂血症、脳卒中、心筋梗塞、がんなど。

成年後見制度

認知症や障害のため判断能力が著しく低下した人は、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれがある。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、2000(平成12)年4月にスタートした制度で、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行い、日常生活の権利を守るもの。

前期高齢者

65～74歳の高齢者をさす。

た行

地域共生社会

高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会のこと。

地域ケア会議

地域包括ケアの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めるため、地域包括支援センター等が主催し、医療・介護等の多職種が協働して開催する会議。困難事例等の個別ケースに対する課題分析等を積み重ねて地域の課題を把握し、その課題解決に必要な資源開発・地域づくりなどにつなげていく。

地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）

高齢者の生活支援サービスの体制整備推進を目的とし、地域における提供体制構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能等）を果たす者を生活支援コーディネーターといい、丹波市においては地域支えあい推進員の名称を用いている。

地域支援事業

被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業であり、2005(平成17)年までの老人保健事業の一部、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業の財源を再編し創設された介護保険制度上の事業のこと。事業として、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業がある。2015(平成27)年4月に地域支援事業の実施要綱が一部改正され、これまで実施していた介護予防事業の一次予防と二次予防は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業という新たな区分に変更となり、包括的支援事業の充実化として、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業が追加されている。

地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すもので、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが求められている。

地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。また、2015(平成27)年度からの介護保険制度改正によって、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が、センターが担う事業等として追加された。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町の被保険者のみが利用できるサービス。介護保険法では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が定められている。

特定入所者介護サービス費

低所得者の方のサービス利用が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、施設入所者やショートステイを利用した場合の居住費（滞在費）や食費が、申請によって認定された場合に軽減されること。

丹波市いきいき百歳体操サポーターポイント制度

2017(平成29)年度から開始した、「いきいき百歳体操サポーター」を支援する制度。所定の養成講座を修了し、かつ当該制度に登録した「いきいき百歳体操サポーター」に対し、ポイント対象のいきいき百歳体操会場等で活動を実施することにポイントを付与、活動の実績に応じて奨励金を交付する。

な行

日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して市町が定める区域。小学校区や中学校区が想定される。

認知症

脳や身体の疾患を原因としていったん発育した脳が損傷され、記憶・判断などの障害がおこり、その結果として、それまでに獲得された知的能力が低下し、普通の社会生活が送れなくなった状態。

認知症ケアネット

認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるのか。また、相談窓口等をわかりやすくまとめたもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症になった人やその家族をあたたく見守り、支援する応援者。特別な資格は必要ではなく、「認知症サポーター講座」を受講することでサポーターになることができる。

認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に対して認知症かどうか診断のための受診を促したり、適切な医療サービスや介護サービスなどを紹介するために認知症の専門知識をもった医療職、福祉職などのチーム員がご自宅に訪問して、困りごとを伺い、一緒に解決策を考えるなど一定期間（おおむね6か月）集中的に支援するチームのこと。

認知症地域支援推進員

医療や介護、地域の支援機関との連携を図るための支援、また認知症の人やその家族を支援する相談業務等を担当するもの。

は行

被保険者

保険の加入者。介護保険の場合は、市町村の住民のうち40歳以上の方がその市町村の被保険者となる。

第1号被保険者…65歳以上の人。

第2号被保険者…40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

パブリックコメント

計画の策定に当たり、その案の段階で計画の目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等からの意見、提案、専門知識を求め、寄せられた有益な意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表すること。

バリアフリー

障害のある人が生活の中で障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。元々は建築の言葉として使われ、建物の中の段差等、障壁をなくすという意味で使われていた。しかし、現在では、障がい者や高齢者の社会参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除く、という意味で使われる。

法人後見

社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等の法人が、法人として後見活動を行うこと。後見事務が長期になることが予想される場合の利用が考えられる。また、法人職員の専門性を活かした対応が行える。

ま行

民生委員児童委員

社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行ったり、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進する奉仕者。都道府県知事の推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱する。

や行

有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事の提供、入浴・排せつ・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを提供している施設。老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス等）、認知症対応型共同生活介護、サービス付高齢者向け住宅は除く。

要介護者

要介護状態にある65歳以上の人及び特定疾病が原因で要介護状態にある40歳以上65歳未満の人を要介護者という。また、要介護者となるおそれのある人のことを要支援者という。なお、要支援者は施設サービスが受けられない。

要介護状態

身体上または精神上障害があるために、食事・入浴・排せつ等の日常生活における基本動作について、継続して常時介護が必要と見込まれる状態を要介護状態という。また、要介護状態になるおそれのある状態を要支援状態という。

ら行

理学療法士

医師の指示のもとでリハビリテーションを行い、日常生活を送る上で必要な基本的能力の回復を図る専門職。

リハビリテーション

心身に障害を持つ人の人間的復権を理念に、自立・社会復帰を目指して行う機能訓練や療法。

アルファベット

P D C A サイクル (Plan-Do-Check-Act cycle)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつのこと。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、各段階のレベルを向上させて継続的に業務を改善する。

Q O L (Quality of Life)

1人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを指す。つまりある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸せを見出しているか、ということの尺度としてとらえる概念である。

丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行年月 2021（令和3）年3月
発行 丹波市 健康福祉部 介護保険課
〒669-3602
丹波市氷上町常楽 211 番地
TEL：0795-88-5266